

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 住民基本台帳（第五条—第十五条の四）
- 第三章 戸籍の附票（第十六条—第二十一条の三）
- 第四章 届出（第二十二条の四—第三十条）
- 第四章の二 本人確認情報の処理及び利用等
- 第一節 住民票コード（第三十条の二—第三十条の五）
- 第二節 本人確認情報の通知及び保存等（第三十条の六—第三十条の八）
- 第三節 本人確認情報の提供及び利用等（第三十条の九—第三十条の二十三）
- 第四節 本人確認情報の保護（第三十条の二十四—第三十条の四十）
- 第四章の三 附票本人確認情報の処理及び利用等（第三十条の四十一—第三十条の四十四の十三）
- 第四章の四 外国人住民に関する特例（第三十条の四十五—第三十条の五十二）
- 第五章 雜則（第三十一条—第四十一条の二）
- 第六章 罰則（第四十二条—第五十三条）
- 附則 第一章 総則
- （目的）
- 第一条 この法律は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行う住民基本台帳の制度を定め、もつて住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする。
- （国及び都道府県の責務）
- 第二条 国及び都道府県は、市町村の住民の住所又は世帯若しくは世帯主の変更及びこれらに伴う住民の権利又は義務その他の住民としての地位の変更に関する市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）その他の市町村の執行機関に対する届出その他の行為（次条第三項及び第二十一条の四において「住民としての地位の変更に関する届出」と総称する。）が全て一の行為により行われ、かつ、住民に関する事務の処理が全て住民基本台帳に基づいて行われるように、法制上その他必要な措置を講じなければならない。
- （市町村長等の責務）
- 第三条 市町村長は、常に、住民基本台帳を整備し、住民に関する正確な記録が行われるように努めるとともに、住民に関する記録の管理が適正に行われるよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 市町村長その他の市町村の執行機関は、住民基本台帳に基づいて住民に関する事務を管理し、又は執行するとともに、住民からの届出その他の行為に関する事務の処理の合理化に努めなければならない。
- 3 住民は、常に、住民としての地位の変更に関する届出を正確に行うよう努めなければならない。
- 4 住民の虚偽の届出その他の住民基本台帳の正確性を阻害するような行為をしてはならない。
- 5 何人も、第十一条第一項に規定する住民基本台帳の一部の写しの閲覧又は第十二条第一項に規定する住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書、第十五条の四第一項に規定する除票の写しがしくは除票記載事項証明書、第二十条第一項に規定する戸籍の附票の写し、第二十二条の三第一項に規定する戸籍の附票の除票の写ししその他のこの法律の規定により交付される書類の交付により知り得た事項を使用するに当たつて、個人の基本的人権を尊重するよう努めなければならない。
- （住民の住所に関する法令の規定の解釈）
- 第四条 住民の住所に関する法令の規定は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第十条第一項に規定する住民の住所と異なる意義の住所を定めるものと解釈してはならない。

第二章 住民基本台帳
(住民基本台帳の備付け)

第五条

市町村は、住民基本台帳を備え、その住民につき、第七条及び第三十条の四十五の規定により記載すべきものとされる事項を記録するものとする。

(住民基本台帳の作成)

市町村長は、適当であると認めるときは、前項の住民票の全部又は一部につき世帯を単位とすればならない。

市町村長は、政令で定めるところにより、第一項の住民票を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製することができる。

(住民票の記載事項)

市町村長は、次に掲げる事項について記載（前条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）をする。

- 3 一 氏名
二 出生の年月日
三 男女の別
四 世帯主について
五 戸籍の表示
六 住民となつた年月日
七 住所及び一の市町村の区域内において新たに住所を変更した者については、その住所を定めた年月日
八 新たに市町村の区域内に住所を定めた者については、その住所を定めた旨の届出の年月日（職権で住民票の記載をした者については、その年月日）及び従前の住所
八の二 個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）
九 選挙人名簿に登録された者については、その旨
十 国民健康保険の被保険者（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九百九十二号）第五条及び第六条の規定による国民健康保険の被保険者をいう。第二十八条及び第三十一条第三項において同じ。）である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの
十一 後期高齢者医療の被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十条及び第五十一条の規定による後期高齢者医療の被保険者をいう。第二十八条の二及び第三十一条第三項において同じ。）である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの
十二 介護保険の被保険者（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第九条の規定による介護保険の被保険者（同条第二号に規定する第二号被保険者を除く。）をいう。第二十八条の三及び第三十一条第三項において同じ。）である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの
十三 国民年金の被保険者（国民年金法（昭和三十四年法律第二百四十一号）第七条その他政令で定める法令の規定による国民年金の被保険者（同条第一項第二号に規定する第二号被保険者及び同項第三号に規定する第三号被保険者を除く。）をいう。第二十九条及び第三十一条第三項において同じ。）である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの
十四 児童手当の支給を受けている者（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条の規定により認定を受けた受給資格者（同条第二項に規定する施設等受給資格者にあっては、

同項第二号に掲げる里親に限る。)をいう。第二十九条の二及び第三十一条第三項において同じ。)については、その受給資格に関する事項で政令で定めるもの。

十二 米穀の配給を受ける者(主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第百十三号)第四十条第一項の規定に基づく政令の規定により米穀の配給が実施される場合におけるその配給に基づき米穀の配給を受ける者で政令で定めるものをいう。第三十条及び第三十二条第三項において同じ。)については、その米穀の配給に関する事項で政令で定めるもの。

十三 住民票コード(番号、記号その他の符号であつて総務省令で定めるものをいう。以下同じ。)

十四 前各号に掲げる事項のほか、政令で定める事項

(住民票の記載等)

第八条 住民票の記載、消除又は記載の修正(以下「住民票の記載等」という。)は、第三十条の三第一項及び第二項、第三十条の四第三項並びに第三十条の五の規定によるほか、政令で定めるところにより、第四章若しくは第四章の四の規定による届出に基づき、又は職権で行うものとする。

(住民票の記載等のための市町村長間の通知)

第九条 市町村長は、他の市町村から当該市町村の区域内に住所を変更した者につき住民票の記載をしたときは、遅滞なく、その旨を当該市町村の市町村長に通知しなければならない。

2 市町村長は、その市町村の住民以外の者について戸籍に関する届書、申請書その他の書類を受理し、又は職権で戸籍の記載若しくは記録をした場合において、その者の住所地で住民票の記載等をすべきときは、遅滞なく、当該住民票の記載等をすべき事項をその住所地の市町村長に通知しなければならない。

3 前二項の規定による通知は、総務省令(前項の規定による通知にあつては、総務省令・法務省令。以下この項において同じ。)で定めるところにより、市町村長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)から電気通信回線を通じて相手方である他の市町村の市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。ただし、総務省令で定める場合にあつては、この限りでない。

(選挙人名簿の登録等に関する選挙管理委員会の通知)

第十条 市町村の選挙管理委員会は、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十二条第一項若しくは第三項、第二十四条第二項若しくは第二十六条の規定により選挙人名簿に登録したとき、又は同項若しくは同法第二十八条の規定により選挙人名簿から抹消したときは、遅滞なく、その旨を当該市町村の市町村長に通知しなければならない。

(住民票の改製)

第十条の一 市町村長は、必要があると認めるときは、住民票を改製することができる。

(国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧)

第十一条 国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、当該市町村が備える住民基本台帳のうち第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項(同号に掲げる事項については、住所とする。以下この項において同じ。)に係る部分の写し(第六条第三項の規定により磁気ディスクをもつて住民票を調製することにより住民基本台帳を作成している市町村にあつては、当該住民基本台帳に記録されている事項のうち第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項を記載した書類。以下この条、次条及び第五十条において「住民基本台帳の一部の写し」という。)を当該国又は地方公共団体の機関の職員で当該国又は地方公共団体の機関が指定するものに閲覧させることを請求することができる。

2 前項の規定による請求は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにしてし
一 当該請求をする国又は地方公共団体の機関の名称
二 請求事由(当該請求が犯罪捜査に関するものその他特別の事情により請求事由を明らかにすることが事務の性質上困難であるもの(次項において「犯罪捜査等のための請求」という。)にあつては、法令で定める事務の遂行のために必要である旨及びその根拠となる法令の名称)

三 住民基本台帳の一部の写しを閲覧する者の職名及び氏名

四 前三号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項
3 市町村長は、毎年少なくとも一回、第一項の規定による請求に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧(犯罪捜査等のための請求に係るものを除く。)の状況について、当該請求をした国又は地方公共団体の機関の名称、請求事由の概要その他の総務省令で定める事項を公表するものとする。

(個人又は法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧)

第五条の二 市町村長は、次に掲げる活動を行うために住民基本台帳の一部の写しを閲覧するこ
とが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出を行う者(以下この条及び第五十条において「申出者」という。)が個人の場合にあつては当該申出者又はその指定する者に、当該申出者が法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条及び第十二条の三第四項において同じ。)の場合にあつては当該法人の役職員又は構成員(他の法人と共同して申出をする場合には、当該他の法人の役職員又は構成員を含む。)で当該法人が指定するものに、その活動に必要な限度において、住民基本台帳の一部の写しを閲覧させることができる。

一 統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究のうち、総務大臣が定める基準に照らして

一 公益性が高いと認められるものの実施

二 公共的団体が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち、公益性が高いと認められるものの実施

三 営利以外の目的で行う居住関係の確認のうち、訴訟の提起その他特別の事情による居住関係の確認として市町村長が定めるものの実施

2 前項の申出は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

一 申出者の氏名及び住所(申出者が法人の場合にあつては、その名称、代表者又は管理人の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 住民基本台帳の一部の写しの閲覧により知り得た事項(以下この条及び第五十条において「閲覧事項」という。)の利用の目的

三 住民基本台帳の一部の写しを閲覧する者(以下この条及び第五十条において「閲覧者」といいう。)の氏名及び住所

四 閲覧事項の管理の方法

五 申出者が法人の場合にあつては、当該法人の役職員又は構成員のうち閲覧事項を取り扱う者の範囲

六 前項第一号に掲げる活動に係る申出の場合にあつては、調査研究の成果の取扱い

七 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

3 個人である申出者は、前項第一号に掲げる利用の目的(以下この条及び第五十条において「利用目的」という。)を達成するために当該申出者及び閲覧者以外の者に閲覧事項を取り扱わせることが必要な場合には、第一項の申出をする際に、その旨並びに閲覧事項を取り扱う者として当該申出者が指定する者の氏名及び住所をその市町村長に申し出ることができる。

4 前項の規定による申出を受けた市町村長は、当該申出に相当な理由があると認めるときは、その申出を承認することができる。この場合において、当該承認を受けた申出者は、当該申出者が指定した者(当該承認を受けた者に限る。以下この条及び第五十条において「個人閲覧事項取扱者」という。)にその閲覧事項を取り扱わせることができる。

5 法人である申出者は、閲覧者及び第二項第五号に掲げる範囲に属する者のうち当該申出者が指定するもの(以下この条及び第五十条において「法人閲覧事項取扱者」という。)以外の者にその閲覧事項を取り扱わせてはならない。

6 申出者は、閲覧者、個人閲覧事項取扱者又は法人閲覧事項取扱者による閲覧事項の漏えいの防

7 申出者、閲覧者、個人閲覧事項取扱者は、本人の事前の同意を得ないで、当該閲覧事項を利用目的以外の目的のために利用し、又は当該閲覧事項に係る申出者、閲覧者、個人閲覧事項取扱者及び法人閲覧事項取扱者又は法人閲覧事項取扱者は、本人の事前の同意を得ないで、当該閲覧事項を利用する目的のために利用し、又は当該閲覧事項に係る申出者、閲覧者、個人閲覧事項取扱者又は法人閲覧事項取扱者及び法人閲覧事項取扱者以外の者に提供されないようにするための措置を講ずることを勧告することができる。

8 市町村長は、閲覧者若しくは申出者が偽りその他不正の手段により第一項の規定による住民基本台帳の一部の写しの閲覧をし、若しくはさせた場合又は申出者、閲覧者、個人閲覧事項取扱者若しくは法人閲覧事項取扱者が前項の規定に違反した場合において、個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該閲覧事項に係る申出者、当該閲覧をし、若しくはさせた者又は当該違反行為をした者に対し、当該閲覧事項が利用目的以外の目的で利用され、又は当該閲覧事項に係る申出者、閲覧者、個人閲覧事項取扱者及び法人閲覧事項取扱者以外の者に提供されないようするための措置を講ずることを勧告することができる。

9 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置を講じた場合において、個人の権利利益が不当に侵害されるおそれがあると認めるときは、そ

の者に対し、その勧告に係る措置を講ずることを命ずることができる。

10 市町村長は、前二項の規定にかかるわらず、閲覧者若しくは申出者が偽りその他不正の手段により第一項の規定による住民基本台帳の一部の写しの閲覧をし、若しくはさせた場合又は申出者、閲覧者、個人閲覧事項取扱者が第七項の規定に違反した場合において、個人の権利利益が不当に侵害されることを防止するため特に措置を講ずる必要があると認めたときは、当該閲覧事項に係る申出者、当該違反行為をした者に対し、当該閲覧事項が利用目的以外の目的で利用され、又は当該閲覧事項に係る申出者、閲覧者、個人閲覧事項取扱者及び法人閲覧事項取扱者以外の者に提供されないようするための措置を講ずることを命ずることができる。

11 市町村長は、この条の規定の施行に必要な限度において、申出者に対し、必要な報告をさせる

12 市町村長は、毎年少なくとも一回、第一項の申出に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧（同項第三号に掲げる活動に係るもの）の状況について、申出者の氏名（申出者が法人の場合は、その名称及び代表者又は管理人の氏名）、利用目的の概要その他総務省令で定める事項を公表するものとする。

（本人等の請求による住民票の写し等の交付）

第十二条 市町村が備える住民基本台帳に記録されている者（当該市町村の市町村長がその者が属していなかった世帯について世帯を単位とする住民票を作成している場合にあつては、当該住民票から除外された者（その者に係る全部の記載が市町村長の過誤によつてされ、かつ、当該記載が消除されられた者を除く。）を含む。次条第一項において同じ。）は、当該市町村の市町村長に対し、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写し（第六条第三項の規定により磁気ディスクをもつて住民票を調製している市町村にあつては、当該住民票に記録されている事項を記載した書類。以下同じ。）又は住民票に記載をした事項に関する証明書（以下「住民票記載事項証明書」という。）の交付を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

- 一 当該請求をする者の氏名及び住所
- 二 現に請求の任に当たつてゐる者の職名及び氏名
- 三 当該請求の対象とする者の氏名及び住所
- 四 請求事由（当該請求が犯罪捜査に関するものその他の特別の事情により請求事由を明らかにすることが事務の性質上困難であるものにあつては、法令で定める事務の遂行のために必要である旨及びその根拠となる法令の名称）
- 五 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

（本人等の請求による住民票の写し等の交付）

第十二条の三 市町村長は、前二条の規定によるものほか、当該市町村が備える住民基本台帳について、次に掲げる者から、住民票の写しで基礎証明事項（第七条第一号から第三号まで及び第六号から第八号までに掲げる事項をいう。以下この項及び第七項において同じ。）のみが表示さ

れたもの又は住民票記載事項証明書で基礎証明事項に關するものが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出をする者に当該住民票の写し又は住民票記載事項証明書を交付することができます。

3 第一項の規定による請求をする場合において、現に請求の任に当たつてゐる者は、市町村長に対し、個人番号カード（番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）を提示する方法その他の総務省令で定める方法により、当該請求の任に当たつてゐる者が本人であることを明らかにしなければならない。

4 前項の場合において、現に請求の任に当たつてゐる者が、請求をする者の代理人であるときその他請求をする者と異なる者であるときは、当該請求の任に当たつてゐる者は、市町村長に対し、総務省令で定める方法により、請求をする者の依頼により又は法令の規定により当該請求の任に当たるものであることを明らかにする書類を提示し、又は提出しなければならない。

5 市町村長は、特別の請求がない限り、第一項に規定する住民票の写しの交付の請求があつたときは、第七条第四号、第五号及び第八号の二から第十四号までに掲げる事項の全部又は一部の記載を省略した同項に規定する住民票の写しを交付することができる。

6 市町村長は、第一項の規定による請求が不当な目的によることが明らかなときは、これを拒むことができる。

7 第一項の規定による請求をしようとする者は、郵便その他の総務省令で定める方法により、同項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書の送付を求めることができる。

（国又は地方公共団体の機関の請求による住民票の写し等の交付）

第十二条の二 国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合は、市町村長に対し、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に係る住民票の写しで第七条第八号の二及び第十三号に掲げる事項の記載を省略したもの又は住民票記載事項証明書で同條第一号から第八号まで、第九号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事項に関するもの

の交付を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

一 当該請求をする国又は地方公共団体の機関の名称

二 現に請求の任に当たつてゐる者の職名及び氏名

三 当該請求の対象とする者の氏名及び住所

四 請求事由（当該請求が犯罪捜査に関するものその他の特別の事情により請求事由を明らかにすることが事務の性質上困難であるものにあつては、法令で定める事務の遂行のために必要である旨及びその根拠となる法令の名称）

五 第一項の規定による請求をする場合において、現に請求の任に当たつてゐる者は、市町村長に

対し、国又は地方公共団体の機関の職員であることを示す書類を提示する方法その他の総務省令で定める方法により、当該請求の任に当たつてゐる者が本人であることを明らかにしなければならない。

4 市町村長は、特別の請求がない限り、第一項に規定する住民票の写しの交付の請求があつたときは、第七条第四号、第五号、第九号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事項の全部又は一部の記載を省略した同項に規定する住民票の写しを交付することができる。

5 第一項の規定による請求をしようとする国又は地方公共団体の機関は、郵便その他の総務省令で定める方法により、同項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書の送付を求めることができる。

（本人等の申出による住民票の写し等の交付）

第十二条の三 市町村長は、前二条の規定によるものほか、当該市町村が備える住民基本台帳について、次に掲げる者から、住民票の写しで基礎証明事項（第七条第一号から第三号まで及び第六号から第八号までに掲げる事項をいう。以下この項及び第七項において同じ。）のみが表示さ

れたもの又は住民票記載事項証明書で基礎証明事項に關するものが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出をする者に当該住民票の写し又は住民票記載事項証明書を交付することができる。

6 自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある者

7 二 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者

三 前二号に掲げる者のほか、住民票の記載事項を利用する正当な理由がある者

- 市町村長は、前二条及び前項の規定によるものほか、当該市町村が備える住民基本台帳について、特定事務受任者から、受任している事件又は事務の依頼者が同項各号に掲げる者に該当することを理由として、同項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書が必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該特定事務受任者に当該住民票の写し又は住民票記載事項証明書を交付することができる。
- 前項に規定する「特定事務受任者」とは、弁護士（弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人を含む。）、司法書士（司法書士法人を含む。）、土地家屋調査士（土地家屋調査士法人を含む。）、税理士（税理士法人を含む。）、社会保険労務士（社会保険労務士法人を含む。）、弁理士（弁理士法人を含む。）、海事代理士又は行政書士（行政書士法人を含む。）をいう。
- 第一項又は第二項の申出は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。
- 一 申出者（第一項又は第二項の申出をする者をいう。以下この条において同じ。）の氏名及び住所（申出者が法人の場合につては、その名称、代表者又は管理人の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 現に申出の任に当たつている者が、申出者の代理人であるときその他申出者と異なる者であるときは、当該申出の任に当たつている者の氏名及び住所
- 三 当該申出の対象とする者の氏名及び住所
- 四 第一項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書の利用の目的
- 五 第二項の申出の場合につては、前項に規定する特定事務受任者の受任している事件又は事務についての資格及び業務の種類並びに依頼者の氏名又は名称（当該受任している事件又は事務についての業務が裁判手続又は裁判外手続における民事上若しくは行政上の紛争処理の手続についての代理業務その他の政令で定める業務であるときは、当該事件又は事務についての資格及び業務の種類）
- 六 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項
- 第一項又は第二項の申出をする場合において、現に申出の任に当たつている者は、市町村長に対し、個人番号カードを提示する方法その他の総務省令で定める方法により、当該申出の任に当たつている者が本人であることを明らかにしなければならない。
- 前項の場合において、現に申出の任に当たつている者が、申出者の代理人であるときその他申出者と異なる者であるときは、当該申出の任に当たつている者は、市町村長に対し、総務省令で定める方法により、申出者の依頼により又は法令の規定により当該申出の任に当たるものであることを明らかにする書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 申出者は、第四項第四号に掲げる利用の目的を達成するため、基礎証明事項のほか基礎証明事項の全部若しくは一部を記載した住民票記載事項証明書が必要である場合には、第一項又は第二項の申出をする際に、その旨を市町村長に申し出ることができる。
- 第一項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書の送付を求める方法により、第十九条の二（本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例）
- 市町村の市町村長（以下この条において「住所地市町村長」という。）以外の市町村長に対し、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写しで第七条第五号、第九号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事項の記載を省略したものの交付を請求することができる。この場合において、当該請求をする者は、総務省令で定めるところにより、個人番号カード又は総務省令で定める書類を提示してこれをしなければならない。

- 市町村長（以下この条において「交付地市町村長」という。）は、政令で定める事項を同項の請求をした者の住所地市町村長に通知しなければならない。
- 前項の規定による通知を受けた住所地市町村長は、政令で定める事項を交付地市町村長に通知しなければならない。
- 前項の規定による通知を受けた交付地市町村長は、政令で定めるところにより、第一項の請求に係る住民票の写しを作成して、同項の請求をした者に交付するものとする。この場合において、交付地市町村長は、特別の請求がない限り、第七条第四号、第八号の二及び第十三号に掲げる事項の全部又は一部の記載を省略した同項に規定する住民票の写しを交付することができる。
- 第二項又は第三項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、交付地市町村長又は住所地市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である住所地市町村長又は交付地市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによって行うものとする。
- 第二十二条第二項（第二号を除く。）及び第六項の規定は、第一項の規定による請求について準用する。この場合において、同条第六項中「市町村長」とあるのは、「第十二条の四第二項に規定する交付地市町村長」と読み替えるものとする。
- （住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報）
- 第十二条の五** 都道府県知事は、その事務を管理し、又は執行するに当たつて、当該都道府県の区域内の市町村の住民基本台帳に脱漏若しくは誤載があり、又は住民票に誤記若しくは記載漏れがあることを知つたときは、遅滞なく、その旨を当該住民基本台帳を備える市町村の市町村長に通報しなければならない。
- 第十三条** 市町村の委員会（地方自治法第二百三十八条の四第一項に規定する委員会をいう。第二十条の三において同じ。）は、その事務を管理し、又は執行するに当たつて、住民基本台帳に脱漏若しくは誤載があり、又は住民票に誤記若しくは記載漏れがあると認めるときは、遅滞なく、その旨を当該市町村の市町村長に通報しなければならない。
- （住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置）
- 第十四条** 市町村長は、その事務を管理し、及び執行することにより、又は第十条若しくは前二条の規定による通知若しくは通報若しくは第二十四条第一項若しくは第二項の調査によつて、住民基本台帳に脱漏若しくは誤載があり、又は住民票に誤記若しくは記載漏れがあることを知つたと記又は届出義務者に対する届出の催告その他住民基本台帳の正確な記録を確保するため必要な措置を講じなければならない。
- 住民基本台帳に記録されている者は、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票に誤記又は記載漏れがあることを知つたときは、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に対してその旨を申し出ることができる。
- 第十五条** 選挙人名簿の登録は、住民基本台帳に記録されている者又は公職選挙法第二十一条第二項に規定する住民基本台帳に記録されていた者で選挙権を有するものについて行うものとする。市町村長は、第八条の規定により住民票の記載等をしたときは、遅滞なく、当該住民票の記載等で選挙人名簿の登録に關係がある事項を当該市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。
- 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により通知された事項を不当な目的に使用されることがないよう努めなければならない。
- 第十六条の二** 市町村長は、住民票（世帯を単位とする住民票にあつては、その全部）を消除したとき、又は住民票を改製したときは、その消除した住民票又は改製前の住民票（以下「除票」と総称する。）を住民基本台帳から除いて別につづり、除票簿として保存しなければならない。
- 第六条第三項の規定により磁気ディスクをもつて住民票を調製している市町村にあつては、磁気ディスクをもつて調製した除票を蓄積して除票簿とすることができる。

(除票の記載事項)

第十五条の三 除票には、当該除票に係る住民票に記載をしていた事項のほか、当該住民票を消除した事由（転出（市町村の区域外へ住所を移すことをいう。以下同じ。）の場合にあつては、転出により消除した旨及び転出先の住所）及びその事由の生じた年月日（第二十四条の規定による届出に基づき住民票を消除した場合にあつては、転出の予定年月日）又は改製した旨及びその年月日の記載（前条第二項の規定により磁気ディスクをもつて調製する除票にあつては、記録。以下同じ。）をする。

載をする。

第十五条の四 市町村が (附票の写し等の交付)

2 四十六条第一号において同じ。) 又は除票に記載した事項に関する証明書(次項及び第三項並びに同号において「除票記載事項証明書」という。)の交付を請求することができる。
国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、当該市町村が保存する除票の写しで第七条第八号の二及び第十三号に掲げる事項の記載を省略したもの又は除票記載事項証明書で同条第一号から第八号まで、第九号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事項その他政令で定める事項に関するものの交付を請求することができ
る。

3 市町村長は、前二項の規定によるもののはか、当該市町村が保存する除票について、次に掲げる者から、除票の写しで除票基礎証明事項（第七条第一号から第三号まで及び第六号から第八号までに掲げる事項その他政令で定める事項をいう。以下この項において同じ。）のみが表示されたもの又は除票記載事項証明書で除票基礎証明事項に関するものが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出をする者に当該除票の写し又は除票記載事項証明書を交付することができる。

一 自己の権利行使し、又は自己の義務を履行するために除票の記載事項を確認する必要がある

二、國又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者

4 三 前二号に掲げる者のほか、除票の記載事項を利用する正当な理由がある者

の三項に規定する特定事務受任者から、受任している事件又は事務の依頼者が前項各号に掲げる者に該当することを理由として、同項に規定する余票の写し又は余票記載事項証明書が必要とする

5 第十二条第二項から第七項までの規定は第一項の請求について、第十二条の二第二項から第五条の写し又は除票記載事項証明書を交付することができる。

項までの規定は第二項の請求について、第十二条の三第四項から第九項までの規定は前二項の申請について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「住民票の写し」とあるのは「除票の写し」と、「住民票記載事項証明書」とあるのは「除票記載事項証明書」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二条第一項第三号	氏名
第十二条第五項	氏名その他の当該請求による除票を特定するために必要な事項
同項	第十五条の四第一項

第十二条の二第二項第一号	住所その他の当該請求に係る除票を特定するために必要な事項
第十二条の二第四項	第一項 第十五条の四第二項
第十二条の二第五項	同項 第十五条の四第二項
第十二条の三第四項第三号	住所 住所その他の当該申出に係る除票を特定するために必要な事項
第十二条の三第四項第四号	第一項 第十五条の四第三項
第九項	
第三章 戸籍の附票	
（戸籍の附票の作成）	
第十六条 戸籍の附票には、次に掲げる事項について記載（前条第一項の規定により磁気ディスクをもつて調製する戸籍の附票にあつては、記録。以下同じ。）をする。	
一 戸籍の表示	
二 氏名	
二の二 氏名の振り仮名	
三 住所（国外に転出をする旨の第二十四条の規定による届出（次号及び第七号において「国外転出届」という。）をしたことによりいずれの市町村においても住民基本台帳に記録されていない者（以下「国外転出者」という。）にあつては、国外転出者である旨）	
四 住所を定めた年月日（国外転出者にあつては、その国外転出届に記載された転出の予定年月日）	
五 出生の年月日	
六 男女の別	
七 住民票に記載された住民票コード（国外転出者にあつては、その国外転出届をしたことにより消除された住民票に記載されていた住民票コード。第三十条の三十七及び第三十条の三十八において同じ。）	
八 前各号に掲げる事項のほか、政令で定める事項	
（戸籍の附票の記載事項の特例等）	
第十七条の二 戸籍の附票には、前条に規定する事項のほか、公職選挙法第三十条の六第一項の規定に基づいて在外選挙人名簿に登録された者、同条第二項の規定に基づいて在外選挙人名簿への登録の移転（同法第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をいう。以下この条において同じ。）がされた者及び日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五	

十一号) 第三十七条第一項の規定に基づいて在外投票人名簿に登録された者については、その旨及び当該登録又は在外選挙人名簿への登録の移転がされた市町村名を記載しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、公職選挙法第三十条の六第一項の規定により在外選挙人名簿に登録したとき、同条第二項の規定により在外選挙人名簿への登録の移転をしたとき、若しくは同法第三十条の十一の規定により在外選挙人名簿から抹消したとき、又は日本国憲法の改正手続に関する法律第三十七条第一項の規定により在外投票人名簿に登録したとき、若しくは同法第四十二条の規定により在外投票人名簿から抹消したときは、在外投票人名簿から抹消したときは、在外投票人名簿へ登録の移転がされ、又は抹消された者の本籍地の市町村長に通知しなければならない。

(戸籍の附票の記載等)

第十八条 戸籍の附票の記載、消除又は記載の修正 (第三十条の四十一第一項において「戸籍の附票の記載等」という。) は、職権で行うものとする。

(戸籍の附票の記載の修正等のための市町村長間の通知)

第十九条 住所地の市町村長は、住民票の記載等をした場合に、本籍地において戸籍の附票の記載等の修正をすべきときは、遅滞なく、当該修正をすべき事項を本籍地の市町村長に通知しなければならない。

2 前項の規定により通知を受けた事項が戸籍の記載又は記録と合わないときは、本籍地の市町村長は、遅滞なく、その旨を住所地の市町村長に通知しなければならない。

3 本籍が一の市町村から他の市町村に転属したときは、原籍地の市町村長は、遅滞なく、戸籍の附票に記載をしてある事項を新本籍地の市町村長に通知しなければならない。

4 前三项の規定による通知は、総務省令(前二項の規定による通知にあつては、総務省令・法務省令。以下この項において同じ。)で定めるところにより、市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である他の市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。ただし、総務省令で定める場合にあつては、この限りでない。

(戸籍の附票の改製)

第十九条の一 市町村長は、必要があると認めるときは、戸籍の附票を改製することができる。

(機構への戸籍の附票の記載事項の提供)

第十九条の三 本籍地の市町村長は、番号利用法第二十一条の二第二項(番号利用法第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による通知(番号利用法第十九条第八号又は第九号に規定する情報提供者又は条例事務関係情報提供者が番号利用法第九条第三項の法務大臣である場合におけるものに限る。)を受けたときは、政令で定めるところにより、当該通知に係る者の戸籍の附票に記載をされている第十七条第二号、第三号、第五号及び第六号に掲げる事項を地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)に提供するものとする。

(戸籍の附票の写しの交付)

第二十条 市町村が備える戸籍の附票に記録されている者(当該戸籍の附票から除かれた者(その者に係る全部の記載が市町村長の過誤によつてされ、かつ、当該記載が消除された者を除く。)を含む。次項において同じ。)又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、当該市町村の市町村長に対し、これらに係る戸籍の附票の写し(第十六条第二項の規定により磁気ディスクをもつて戸籍の附票を調製している市町村にあつては、当該戸籍の附票に記録されている事項を記載した書類。次項及び第三項並びに第四十六条第二号において同じ。)の交付を請求することができる。

2 国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、当該市町村が備える戸籍の附票に記録されている者に係る戸籍の附票の写しで第十七条号に掲げる事項の記載を省略したもののが表示された旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出をする者に当該戸籍の附票の写しを交付することができる。

一 自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍の附票の記載事項を確認する必要がある者

二 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者

三 前二号に掲げる者のほか、戸籍の附票の記載事項を利用する正当な理由がある者

4 市町村長は、前三項の規定によるもののほか、当該市町村が備える戸籍の附票について、第十一条の三第三項に規定する特定事務受任者から、受任している事件又は事務の依頼者が前項各号に掲げる者に該当することを理由として、同項に規定する戸籍の附票の写しが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該特定事務受任者に当該戸籍の附票の写しを交付することができる。

第一項	第二十条第一項	第二十条第二項	第二十一条第一項	第二十二条第一項	第二十三条第一項	第二十四条	第二十五条	第二十六条	第二十七条
戸籍の附票の写し									
住民票の写し									
第七条第四号、第五号及び第八号の二から第十四号までに掲げる									
同項									
第二十条第一項	第二十条第一項	第二十条第一項	第二十条第一項	第二十条第一項	第二十条第一項	第二十二条第一項	第二十二条第一項	第二十二条第一項	第二十二条第一項
第一項	第一項	第一項	第一項	第一項	第一項	第二十一条第一項	第二十一条第一項	第二十一条第一項	第二十一条第一項
第二十二条第一項	第二十二条第一項	第二十二条第一項	第二十二条第一項	第二十二条第一項	第二十二条第一項	第二十三条第一項	第二十三条第一項	第二十三条第一項	第二十三条第一項
第三十二条第一項	第三十二条第一項	第三十二条第一項	第三十二条第一項	第三十二条第一項	第三十二条第一項	第四号	第四号	第四号	第四号
第二十五条	第二十五条	第二十五条	第二十五条	第二十五条	第二十五条	第二十六条	第二十六条	第二十六条	第二十六条
第二十七条	第二十七条	第二十七条	第二十七条	第二十七条	第二十七条	第二十八条	第二十八条	第二十八条	第二十八条

第二十二条第三項に （戸籍の附票の脱漏等に関する都道府県知事の通報）	
三 第八項及 び第九項	第一項に
第二十条の二 都道府県知事は、その事務を管理し、又は執行するに当たつて、当該都道府県の区内の市町村が備える戸籍の附票に脱漏、誤載、誤記又は記載漏れがあることを知つたときは、遅滞なく、その旨を当該市町村の市町村長に通報しなければならない。 (戸籍の附票の脱漏等に関する委員会の通報)	
第二十条の三 市町村の委員会は、その事務を管理し、又は執行するに当たつて、戸籍の附票に脱漏、誤載、誤記又は記載漏れがあると認めるときは、遅滞なく、その旨を当該市町村の市町村長に通報しなければならない。 (戸籍の附票の正確な記録を確保するための措置)	
第二十条の四 市町村長は、その事務を管理し、及び執行することにより、又は第十七条の二第二項若しくは前二条の規定による通知若しくは通報によつて、戸籍の附票に脱漏、誤載、誤記又は記載漏れがあることを知つたときは、住所地の市町村長への確認その他戸籍の附票の正確な記録を確保するため必要な措置を講じなければならない。 2 戸籍の附票に記録されている者は、自己又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属に係る戸籍の附票に誤記又は記載漏れがあることを知つたときは、その者が記録されている戸籍の附票を備える市町村の市町村長に対してその旨を申し出ることができる。	
(戸籍の附票の除票簿) 第二十一条 市町村長は、戸籍の附票の全部を消除したとき、又は戸籍の附票を改製したときは、その消除した戸籍の附票又は改製前の戸籍の附票（以下「戸籍の附票の除票」と総称する。）をつづり、戸籍の附票の除票簿として保存しなければならない。 2 第十六条第二項の規定により磁気ディスクをもつて調製した戸籍の附票を調製している市町村にあつては、磁気ディスクをもつて調製した戸籍の附票の除票を蓄積して戸籍の附票の除票簿とすることができる。 (戸籍の附票の除票の記載事項)	
第二十二条の二 戸籍の附票の除票には、当該戸籍の附票の除票に係る戸籍の附票に記載をしていた事項のほか、当該戸籍の附票を消除した旨及びその年月日又は改製した旨及びその年月日の記載。（前条第二項の規定により磁気ディスクをもつて調製する戸籍の附票の除票にあつては、記録。以下同じ。）をする。 (戸籍の附票の除票の交付)	
第二十二条の三 市町村が保存する戸籍の附票の除票に記載されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、当該市町村の市町村長に対し、これらの者に係る戸籍の附票の除票の写し（第二十二条第二項の規定により磁気ディスクをもつて戸籍の附票の除票を調製している市町村にあつては、当該戸籍の附票の除票に記載されている事項を記載した書類。次項及び第三項並びに第四十六条第二号において同じ。）の交付を請求することができる。 国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、当該市町村が保存する戸籍の附票の除票の写しで第十七条第七号に掲げる事項の記載を省略したものを受け取ることができる。 3 市町村長は、前二項の規定によるもののか、当該市町村が保存する戸籍の附票の除票について、次に掲げる者から、当該戸籍の附票の除票の写しで第十七条第二号から第六号までに掲げる事項のみが表示されたものが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出をする者に当該戸籍の附票の除票の写しを交付することができる。 4 自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍の附票の除票の記載事項を確認する必要がある者	
二 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者	

<p>第九項 第八項及び第一項</p> <p>第四章 届出</p> <p>(住民としての地位の変更に関する届出の原則)</p> <p>第二十一条の四 住民としての地位の変更に関する届出は、全てこの章及び第四章の四に定める届出によつて行うものとする。</p> <p>(転入届)</p>	<p>若しくは一部を記載した住民</p> <p>票記載事項証明書</p>	<p>第二十一条の三第三項に</p>
<p>第二十二条 転入 (新たに市町村の区域内に住所を定めることをいい、出生による場合を除く。以下この条及び第三十条の四十六において同じ。) をした者は、転入をした日から十四日以内に、次に掲げる事項 (いずれの市町村においても住民基本台帳に記録されたことがない者にあつては、第一号から第五号まで及び第七号に掲げる事項) を市町村長に届け出なければならない。</p> <p>一 氏名</p> <p>二 住所</p> <p>三 転入をした年月日</p> <p>四 従前の住所</p> <p>五 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄</p> <p>六 転入前の住民票コード (転入をした者につき直近に住民票の記載をした市町村長が、当該住民票に直近に記載した住民票コードをいう。)</p> <p>七 国外から転入をした者その他政令で定める者については、前各号に掲げる事項のほか政令で定める事項</p> <p>2 前項の規定による届出をする者 (同項第七号の者を除く。) は、住所の異動に関する文書で政令で定めるものを添えて、同項の届出をしなければならない。</p> <p>(転居届)</p> <p>第二十三条 転居 (一の市町村の区域内において住所を変更することをいう。以下この条において同じ。) をした者は、転居をした日から十四日以内に、次に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。</p> <p>一 氏名</p> <p>二 住所</p> <p>三 転居をした年月日</p> <p>四 従前の住所</p> <p>五 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄</p> <p>(転出届)</p> <p>第二十四条 転出をする者は、あらかじめ、その氏名、転出先及び転出の予定期間を市町村長に届け出なければならない。</p> <p>(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例)</p> <p>第二十四条の二 個人番号カードの交付を受けている者が転出届 (前条の規定による届出をいう。以下この条において同じ。) をした場合においては、最初の転入届 (当該転出届をした日後その者が最初に行う第二十二条第一項の規定による届出をいう。以下この条において同じ。) については、第二十二条第二項の規定は、適用しない。ただし、政令で定める場合にあつては、この限りでない。</p> <p>個人番号カードの交付を受けている世帯主が行う当該世帯主に関する転出届に併せて、その世帯に属する他の者 (以下この項及び第二十六条において「世帯員」という。) であつて個人番号カードの交付を受けていないものが転出届をした場合においては、最初の世帯員に関する転入届 (当該転出届をした日後当該世帯員が最初に行う第二十二条第一項の規定による届出であつて、</p>		

当該世帯主が当該世帯主に関する最初の転入届に併せて第二十六条第一項又は第二項の規定により当該世帯員に代わって行うものをいう。以下この条において同じ。)については、第二十二条第二項の規定は、適用しない。ただし、政令で定める場合にあっては、この限りでない。

前二項の規定による転出届を受けた市町村長は、政令で定める事項を前条の規定により届け出られた転出先に係る市町村の長(以下この条において「転入予定地市町村長」という。)に通知しなければならない。

転入予定地市町村長は、第一項又は第二項の規定による転出届をした者が当該転入予定地市町村長に最初の転入届又は最初の世帯員に関する転入届(次項において「最初の転入届等」という。)をすることなく、前項の規定による通知があつた日から政令で定める期間が経過したときは、同項の規定により通知された事項を消去しなければならない。

最初の転入届等を受けた市町村長(以下この条において「転入地市町村長」という。)が第三項の規定による通知を受けていない場合又は同項の規定により通知された事項を前項の規定により消去している場合には、当該転入地市町村長は、最初の転入届等を受けた旨を当該最初の転入届等に係る転出届を受けた市町村長(以下この条において「転出地市町村長」という。)に通知しなければならない。

転出地市町村長は、前項の規定による通知があつたときは、第三項に規定する事項を転入地市町村長に通知しなければならない。

第三項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定による転出届を受けた市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である転入予定地市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて、前二項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、転入地市町村長又は転出地市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である転出地市町村長又は転入地市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて、それぞれ行うものとする。

(世帯変更届)
町村長に通知しなければならない。

第三項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定による転出届を受けた市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である転入予定地市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて、前二項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、転入地市町村長又は転出地市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である転出地市町村長又は転入地市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて、それぞれ行うものとする。

(世帯主が届出を行う場合)

第二十五条 第二十二条第一項及び第二十三条の場合を除くほか、その属する世帯又はその世帯主に変更があつた者(政令で定める者を除く。)は、その変更があつた日から十四日以内に、その氏名、変更があつた事項及び変更があつた年月日を市町村長に届け出なければならない。

(世帯主が届出を行ふ場合)

第二十六条 世帯主は、世帯員に代わって、この章又は第四章の四の規定による届出をすることができないときは、世帯主が世帯員に代わって、その届出をしなければならない。

第二十七条 この章又は第四章の四の規定による届出は、政令で定めるところにより、書面でしなければならない。

2 市町村長は、この章又は第四章の四の規定による届出がされる場合において、現に届出の任に當たつてゐる者に対し、総務省令で定めるところにより、当該届出の任に當たつてゐる者が本人であるかどうかの確認をするため、当該届出の任に當たつてゐる者を特定するために必要な氏名その他の総務省令で定める事項を示す書類の提示若しくは提出又はこれらの事項についての説明を求めるものとする。

3 前項の場合において、市町村長は、現に届出の任に當たつてゐる者が、届出をする者の代理人であるときその他の届出をする者と異なる者であるとき(現に届出の任に當たつてゐる者が届出をする者と同一の世帯に属する者であるときを除く。)は、当該届出の任に當たつてゐる者に対し、総務省令で定めるところにより、届出をする者の依頼により又は法令の規定により当該届出の任に当たるものであることを明らかにするために必要な事項を示す書類の提示若しくは提出又は当該事項についての説明を求めるものとする。

(国民健康保険の被保険者である者に係る届出の特例)

第二十八条 この章又は第四章の四の規定による届出をすべき者が国民健康保険の被保険者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その資格を証する事項で政令で定めるものを付記するものとする。

(後期高齢者医療の被保険者である者に係る届出の特例)

第二十八条の二 この章又は第四章の四の規定による届出をすべき者が後期高齢者医療の被保険者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その資格を証する事項で政令で定めるものを付記するものとする。

(介護保険の被保険者である者に係る届出の特例)

第二十八条の三 この章又は第四章の四の規定による届出をすべき者が介護保険の被保険者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その資格を証する事項で政令で定めるものを付記するものとする。

(国民年金の被保険者である者に係る届出の特例)

第二十九条 この章又は第四章の四の規定による届出をすべき者が国民年金の被保険者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その資格を証する事項その他必要な事項で政令で定めるものを付記するものとする。

(児童手当の支給を受けている者に係る届出の特例)

第二十九条の二 この章又は第四章の四の規定による届出をすべき者が児童手当の支給を受けている者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その受給資格に関する事項で政令で定めるものを付記するものとする。

(米穀の配給を受ける者に係る届出の特例)

第三十条 この章又は第四章の四の規定による届出をすべき者が米穀の配給を受ける者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、米穀の配給に関する事項で政令で定めるものを付記するものとする。

第四章の二 本人確認情報の処理及び利用等

第一節 住民票コード

(住民票コードの指定)

第三十条の二 機構は、総務省令で定めるところにより、市町村長ごとに、当該市町村長が住民票に記載することのできる住民票コードを指定し、これを当該市町村長に通知するものとする。

2 機構は、前項の規定による住民票コードの指定を行う場合には、市町村長に対して指定する住民票コードが当該指定前に指定した住民票コードと重複しないようにしなければならない。

(住民票コードの記載等)
市町村長は、次項に規定する場合を除き、住民票の記載をする場合には、当該記載に係る者につき直近に住民票の記載をした市町村長が当該住民票に直近に記載した住民票コードを記載するものとする。

2 市町村長は、新たにその市町村の住民基本台帳に記録されるべき者につき住民票の記載をする場合において、その者がいずれの市町村においても住民基本台帳に記録されたことがない者であるときは、その者に係る住民票に前条第一項の規定により機構から指定された住民票コードのうちから選択するいずれか一の住民票コードを記載するものとする。この場合において、市町村長は、当該記載に係る者以外の者に係る住民票に記載した住民票コードと異なる住民票コードを選択して記載するものとする。

3 市町村長は、前項の規定により住民票コードを記載したときは、速やかに、当該記載に係る者に対し、その旨及び当該住民票コードを書面により通知しなければならない。
(住民票コードの記載の変更請求)

第三十条の四 住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に対し、その者に係る住民票に記載されている住民票コードの記載の変更を請求することができる。

2 前項の規定による住民票コードの記載の変更の請求（以下この条において「変更請求」といいう。）をしようとする者は、政令で定めるところにより、その旨その他の総務省令で定める事項を記載した変更請求書を、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に提出しなければならない。

3 市町村長は、前項の変更請求書の提出があつた場合には、当該変更請求をした者に係る住民票に従前記載されていた住民票コードに代え、第三十条の二第一項の規定により機構から指定された住民票コードのうちから選択するいずれか一の新たな住民票コードをその者に係る住民票に記載するものとする。この場合において、市町村長は、当該記載に係る者以外の者に係る住民票に記載した住民票コードと異なる住民票コードを選択して記載するものとする。

4 市町村長は、前項の規定により新たな住民票コードを記載したときは、速やかに、当該変更請求をした者に対し、住民票コードの記載の変更をした旨及び新たに記載された住民票コードを書面により通知しなければならない。

(政令への委任)

第三十条の五 前三条に定めるもののほか、住民票コードの記載に關し必要な事項は、政令で定めることとする。

第二節 本人確認情報の通知及び保存等

(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)

第三十条の六 市町村長は、住民票の記載、消除又は第七条第一号から第三号まで、第七号、第八号の二及び第十三号に掲げる事項（同条第七号に掲げる事項については、住所とする。以下この項において同じ。）の全部若しくは一部についての記載の修正を行つた場合には、当該住民票の記載等に係る本人確認情報（住民票に記載されている同条第一号から第三号まで、第七号、第八号の二及び第十三号に掲げる事項（住民票の消除を行つた場合には、当該住民票に記載されたこれら的事項）並びに住民票の記載等に關する事項で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を都道府県知事に通知するものとする。

前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて都道府県知事の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。

3 第一項の規定による通知を受けた都道府県知事は、総務省令で定めるところにより、当該通知に係る本人確認情報を磁気ディスクに記録し、これを当該通知の日から政令で定める期間保存しなければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定により都道府県知事が保存する本人確認情報であつて同項の規定による保存期間が経過していないもの（以下「都道府県知事保存本人確認情報」という。）の全部又は一部が滅失したときは、当該都道府県知事保存本人確認情報の回復に必要な措置を講じなければならない。

(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等)

第三十条の七 都道府県知事は、前条第一項の規定による通知に係る本人確認情報を、機構に通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、都道府県知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて機構の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。

3 第一項の規定による通知を受けた機構は、総務省令で定めるところにより、当該通知に係る本人確認情報を磁気ディスクに記録し、これを当該通知の日から政令で定める期間保存しなければならない。

4 機構は、前項の規定により機構が保存する本人確認情報であつて同項の規定による保存期間が経過していないもの（以下「機構保存本人確認情報」という。）の全部又は一部が滅失したときは、当該機構保存本人確認情報の回復に必要な措置を講じなければならない。

(本人確認情報の誤りに関する機構の通報)

第三十条の八 機構は、その事務を管理し、又は執行するに当たつて、都道府県知事保存本人確認情報に誤りがあることを知つたときは、遅滞なく、その旨を当該都道府県知事保存本人確認情報を保存する都道府県知事に通報するものとする。

第三節

本人確認情報の提供及び利用等

(国の機関等への本人確認情報の提供)

第三十条の九 機構は、別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人から同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、機構保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものを提供するものとする。ただし、個人番号については、当該同表の上欄に掲げる国の機関又は法人が番号利用法第九条第一項の規定により個人番号を利用することができます場合に限り、提供するものとする。

(デジタル庁への住民票コードの提供)

第三十条の九の二 機構は、デジタル庁から番号利用法第二十一条第二項又は第二十二条の二第一項（これらの規定を番号利用法第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による事務の処理に関し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、当該同表の上欄に掲載された住民票コードを提供するものとする。

2 機構は、前項又は第三十条の四十四の二の規定により提供した住民票コードが記載された住民

票について当該住民票コードの記載の修正が行われたことを知つたときは、デジタル庁に対し、

修正前及び修正後の住民票コードを提供するものとする。

3 前二項に規定する場合において、機構は、機構保存本人確認情報を利用することができる。

（通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供）

第三十条の十 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、本人確認情報を第三十条の七第一項の規定により通知した都道府県知事が統括する都道府県（以下「通知都道府県」という。）の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関に対し、機構保存本人確認情報（第一号から第三号までに掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）を提供するものとする。ただし、第一号に掲げる場合には、個人番号については、当該市町村長その他の市町村の市町村長その他の執行機関が番号利用法第九条第一項の規定により個人番号を利用することができる。

一 通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関に対し、機構保存本人確認情報を（第一号から第三号までに掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）を提供するものとする。

二 通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関に対し、機構保存本人確認情報を（第一号から第三号までに掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）を提供するものとする。

三 通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関に対し、機構保存本人確認情報を（第一号から第三号までに掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）を提供するものとする。

四 通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関に対し、機構保存本人確認情報を（第一号から第三号までに掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）を提供するものとする。

五 通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関に対し、機構保存本人確認情報を（第一号から第三号までに掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）を提供するものとする。

六 通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関に対し、機構保存本人確認情報を（第一号から第三号までに掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）を提供するものとする。

七 通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関に対し、機構保存本人確認情報を（第一号から第三号までに掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）を提供するものとする。

八 通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関に対し、機構保存本人確認情報を（第一号から第三号までに掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）を提供するものとする。

九 通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関に対し、機構保存本人確認情報を（第一号から第三号までに掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）を提供するものとする。

十 通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関に対し、機構保存本人確認情報を（第一号から第三号までに掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）を提供するものとする。

十一 通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関に対し、機構保存本人確認情報を（第一号から第三号までに掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）を提供するものとする。

十二 通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関に対し、機構保存本人確認情報を（第一号から第三号までに掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）を提供するものとする。

十三 通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関に対し、機構保存本人確認情報を（第一号から第三号までに掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）を提供するものとする。

十四 通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関に対し、機構保存本人確認情報を（第一号から第三号までに掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）を提供するものとする。

十五 通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関に対し、機構保存本人確認情報を（第一号から第三号までに掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）を提供するものとする。

十六 通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関に対し、機構保存本人確認情報を（第一号から第三号までに掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）を提供するものとする。

十七 通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関に対し、機構保存本人確認情報を（第一号から第三号までに掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）を提供するものとする。

十八 通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関に対し、機構保存本人確認情報を（第一号から第三号までに掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）を提供するものとする。

十九 通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関に対し、機構保存本人確認情報を（第一号から第三号までに掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）を提供するものとする。

二十 通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関に対し、機構保存本人確認情報を（第一号から第三号までに掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）を提供するものとする。

二十一 通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関に対し、機構保存本人確認情報を（第一号から第三号までに掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）を提供するものとする。

二十二 通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関に対し、機構保存本人確認情報を（第一号から第三号までに掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）を提供するものとする。

二十三 通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関に対し、機構保存本人確認情報を（第一号から第三号までに掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）を提供するものとする。

二十四 通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関に対し、機構保存本人確認情報を（第一号から第三号までに掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）を提供するものとする。

二十五 通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関に対し、機構保存本人確認情報を（第一号から第三号までに掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）を提供するものとする。

二十六 通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関に対し、機構保存本人確認情報を（第一号から第三号までに掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）を提供するものとする。

二十七 通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関に対し、機構保存本人確認情報を（第一号から第三号までに掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）を提供するものとする。

一 通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関であつて別表第三の上欄に掲げるもののから同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあつたとき。

二 通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関から番号利用法第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務の処理に関し求めがあつたとき。

三 通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事から第三十条の二十二第二項の規定による事務の処理に関し求めがあつたとき。

四 前項（第三号に係る部分に限る。）の規定による通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事の提供は、総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該都道府県知事の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。ただし、特別の求めがあつたときは、この限りでない。

（通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供）

二 通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事の提供は、総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該都道府県知事の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。ただし、特別の求めがあつたときは、この限りでない。

（都道府県の条例による本人確認情報の提供）

三 通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事は、他の都道府県の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて条例で定めるものから他の都道府県の都道府県知事を経て条例で定める事務の処理に関し求めがあつたとき。

四 通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて条例で定めるところにより、当該市町村長その他の市町村の市町村長から番号利用法第九条第一項の規定により個人番号を利用することによつて行うものとする。ただし、特別の求めがあつたときは、条例で定めるところにより、当該都道府県知事その他の都道府県の執行機関に対し、都道府県知事保存本人確認情報を提供するものとする。

（市町村の条例による本人確認情報の提供）

三 通知都道府県知事は、他の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて条例で定めるものから他の都道府県の都道府県知事を経て条例で定める事務の処理に関し求めがあつたとき。

四 通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて条例で定めるところにより、当該市町村長その他の市町村の市町村長から番号利用法第九条第一項の規定により個人番号を利用することによつて行うものとする。ただし、特別の求めがあつたときは、条例で定めるところにより、当該都道府県知事その他の都道府県の執行機関に対し、都道府県知事保存本人確認情報を提供するものとする。

村長その他の市町村の執行機関に対し、本人確認情報（住民票コード及び個人番号を除く。）を提供するものとする。

（本人確認情報の利用）

第三十条の十五 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、都道府県知事保存本人確認情報（住民票コードを除く。次項並びに次条第二項及び第三項において同じ。）を利用することができる。ただし、個人番号については、当該都道府県知事が番号利用法第九条第一項又は第二項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、利用することができるものとする。

- 1 別表第五に掲げる事務を遂行するとき。
- 2 条例で定める事務を遂行するとき。
- 3 本人確認情報の利用につき当該本人確認情報に係る本人が同意した事務を遂行するとき。
- 4 統計資料の作成を行うとき。

2 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一号に掲げる場合にあつては政令で定めるところにより、第二号に掲げる場合には条例で定めるところにより、都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関に対し、都道府県知事保存本人確認情報を提供するものとする。ただし、個人番号については、当該都道府県の執行機関が番号利用法第九条第一項又は第二項の規定により個人番号を利用できる場合に限り、提供するものとする。

- 1 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて別表第六の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理に關し求めがあつたとき。
- 2 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に關し求めがあつたとき。
- 3 機構は、機構保存本人確認情報（個人番号を除く。）を、電子署名等に係る地方公共団体情報の処理に關し求めがあつたとき。
- 4 機構は、機構保存本人確認情報（個人番号を除く。）を、電子署名等に係る地方公共団体情報の処理に關し求めがあつたとき。
- 5 システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律五百五十三号）第八条、第十一条、第十二条、第十三条、第十五条第二項、第十六条の七、第十六条の十、第十六条の十一、第十六条の十四第二項、第十八条第四項及び第五項、第二十七条、第三十条、第三十一条、第三十四条第二項、第三十五条の七、第三十五条の十、第三十五条の十四第二項並びに第三十七条第三項の規定による事務に利用することができる。

5 機構は、機構保存本人確認情報を、番号利用法第八条第二項及び第十六条の二の規定による事務その他の番号利用法第三十八条の二第一項に規定する機構処理事務のうち総務省令で定めるものに利用することができる。（準法定事務処理者への本人確認情報の提供等）

第三十条の十五の二 機構は、国の機関若しくは別表第一の上欄に掲げる法人、市町村長その他の市町村の執行機関又は通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関であつて、準法定事務（別表第一から別表第四までの各項の下欄、別表第五各号及び別表第六の各項の下欄に掲げる事務（以下この項において「別表事務」という。）に準ずる事務（個別の法律の規定に基づく事務を除き、番号利用法第九条第一項の規定により個人番号を利用することができる事務であつて当該事務の性質が当該別表事務と同一であることその他政令で定める基準に適合するものに限る。）をいう。以下同じ。）のうち総務省令で定めるものを処理する者として総務省令で定めるもの（以下「準法定事務処理者」という。）から当該準法定事務の処理に關し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、機構保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものを提供するものとする。

2 都道府県知事は、準法定事務のうち総務省令で定めるものを遂行するときは、都道府県知事保存本人確認情報を利用することができる。

3 都道府県知事は、都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて、準法定事務のうち総務省令で定めるものを処理する者として総務省令で定めるものから当該準法定事務の処理に關し

求めがあつたときは、政令で定めるところにより、都道府県知事保存本人確認情報を提供するものとする。

（報告書の公表）

第三十条の十六 機構は、毎年少なくとも一回、第三十条の九、第三十条の九の二及び前条第一項（準法定事務処理者（国の機関又は別表第一の上欄に掲げる法人に限る。第三十条の二十三、第三十条の二十九第一項及び第三十条の三十二第二項において同じ。）への機構保存本人確認情報の提供に係る部分に限る。）の規定による機構保存本人確認情報及び住民票コードの提供の状況について、総務省令で定めるところにより、報告書を作成し、これを公表しなければならない。

（本人確認情報管理規程）

第三十条の十七 機構は、この章及び第三十七条第二項の規定により機構が処理することとされている事務（以下「本人確認情報処理事務」という。）の実施に關し総務省令で定める事項について本人確認情報管理規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の規定により認可をした本人確認情報管理規程が本人確認情報処理事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、機構に對し、これを変更すべきことを命ずることができる。

（帳簿の備付け）

第三十条の十八 機構は、総務省令で定めるところにより、本人確認情報処理事務に關する事項で総務省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

（監督命令等）

第三十条の十九 総務大臣は、本人確認情報処理事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に對し、本人確認情報処理事務の実施に關し監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び立入検査）

第三十条の二十 総務大臣は、本人確認情報処理事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に對し、本人確認情報処理事務の実施の状況に關し必要な報告を求め、又はその職員に、機構の事務所に立ち入り、本人確認情報処理事務の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

（前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。）

第三十条の二十一 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（都道府県知事に対する技術的な助言等）

第三十条の二十二 機構は、都道府県知事に對し、第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。以下同じ。）に關し必要な技術的な助言及び情報の提供を行うものとする。

（市町村間の連絡調整等）

第三十条の二十二 都道府県知事は、第三十条の六第二項の規定による電気通信回線を通じた本人確認情報の送信その他この章に規定する市町村の事務の処理に關し、当該都道府県の区域内の市町村相互間における必要な連絡調整を行うものとする。

2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長に對し、住民基本台帳に住民に関する正確な記録が行わられるよう、必要な協力をするものとする。

3 機構は、都道府県知事に對し、当該都道府県の区域内の市町村の住民基本台帳に住民に關する正確な記録が行わられるよう、必要な協力をしなければならない。

(本人確認情報等の提供に関する手数料)

第三十条の二十三 機構は、第三十条の九、第三十条の九の二第一項又は第三十条の十五の二第一項に規定する求めを行う別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人若しくは準法定事務処理者又はデジタル庁から、総務大臣の認可を受けて定める額の手数料を徴収することができます。

第四節 本人確認情報の保護

(本人確認情報の安全確保)

第三十条の二十四 都道府県知事は、第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理又は情報の入力のための準備作業若しくは磁気ディスクの保管を行つてはならない。

2 他の当該本人確認情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 機構は、第三十条の七第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等を行うに当たつては、当該本人確認情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の当該本人確認情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 前二項の規定は、都道府県知事又は機構から第三十条の六第一項又は第三十条の七第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等の委託(二以上の段階にわたる委託)を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(本人確認情報の提供及び利用の制限)

第三十条の二十五 都道府県知事は、第三十条の十三、第三十条の十五第一項若しくは第二項、第三十条の十五の二第二項若しくは第三項又は第三十七条第二項の規定により都道府県知事保存本人確認情報を提供し、又は利用する場合を除き、第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報を提供し、又は利用してはならない。

2 機構は、第三十条の九から第三十条の十二まで、第三十条の十五第三項から第五項まで、第三十条の十五の二第一項又は第三十七条第二項の規定により機構保存本人確認情報又は住民票コードを提供し、又は利用する場合を除き、第三十条の七第一項の規定による通知に係る本人確認情報の報を提供し、又は利用してはならない。

(本人確認情報の電子計算機処理等に從事する市町村若しくは都道府県又は機構の職員等の秘密保持義務)

第三十条の二十六 本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に從事する市町村の職員若しくは職員であつた者又は第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に從事する都道府県の職員若しくは職員であつた者は、その事務に從事して知り得た本人確認情報に関する秘密又は本人確認情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

2 市町村長若しくは都道府県知事から本人確認情報若しくは第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等の委託(二以上の段階にわたる委託を含む)を受けた者は、その役員若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、その委託された業務に関して知り得た本人確認情報に関する秘密又は本人確認情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

3 機構の役員若しくは職員(地方公共団体情報システム機構法(平成二十五年法律第二十九号)第二十五条第一項に規定する本人確認情報保護委員会の委員を含む)又はこれらの者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの人確認情報に関する秘密又は本人確認情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

4 機構から第三十条の七第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等の委託(二以上の段階にわたる委託を含む)を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの人確認情報の電子計算機処理等に関する秘密又は本人確認情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

(本人確認情報に係る住民に関する記録の保護)

第三十条の二十七 都道府県知事の委託(二以上の段階にわたる委託を含む)を受けて行う第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に從事し

ている者又は從事していた者は、その事務に関して知り得た事項をみだりに他人に知らせ、又は不當な目的に使用してはならない。

2 機構の委託(二以上の段階にわたる委託を含む)を受けて行う第三十条の七第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に從事している者又は從事している者は、その事務に関して知り得た事項をみだりに他人に知らせ、又は不當な目的に使用してはならない。

(受領者等による本人確認情報等の安全確保)

2 不當な目的に使用してはならない。

2 機構の委託(二以上の段階にわたる委託を含む)を受けて行う第三十条の九、第三十条の十から第三十条の十四まで、第三十条の十五第二項若しくは第三十条の十五の二第一項若しくは第三十条の十五の二第二項若しくは第三項の規定により本人確認情報の提供を受けた市町村長その他の市町村の執行機関(都道府県知事その他の都道府県の執行機関若しくは別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人若しくは準法定事務処理者又は第三十条の九の二の規定により住民票コードの提供を受けたデジタル庁(以下「受領者」という。)がこれらの規定により提供を受けた本人確認情報又は住民票コード(以下「受領した本人確認情報等」という。)の電子計算機処理等を行うに当たつては、受領者は、受領した本人確認情報等の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の当該受領した本人確認情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、受領者から受領した本人確認情報等の電子計算機処理等の委託(二以上の段階にわたる委託を含む)を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(受領者の本人確認情報等の利用及び提供の制限)

2 受領者は、その者が処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に関し本人確認情報等(本人確認情報又は住民票コードをいう。)の提供を求めることができることとされているもの遂行に必要な範囲内で、受領した本人確認情報等を利用し、又は提供するものとし、当該事務の処理以外の目的のために受領した本人確認情報等の全部又は一部を利用し、又は提供してはならない。

(本人確認情報等の電子計算機処理等に從事する受領者の職員等の秘密保持義務)

2 前項の規定は、受領者から受領した本人確認情報等の電子計算機処理等に從事する受領者の職員等の秘密保持義務(受領者の本人確認情報等の利用及び提供の制限)

(受領者の本人確認情報等の利用及び提供の制限)

2 受領した本人確認情報等の全部又は一部を利用し、又は提供してはならない。

(本人確認情報等の電子計算機処理等に從事する受領者の職員等の秘密保持義務)

2 前項の規定は、受領者から受領した本人確認情報等の電子計算機処理等に從事する受領者の職員等の秘密保持義務(受領者の本人確認情報等の利用及び提供の制限)

(受領者の本人確認情報等の利用及び提供の制限)

り、その開示（自己に係る本人確認情報が存在しないときにその旨を知らせる）ことを含む。以下同じ。）を請求することができる。

- 2 都道府県知事又は機構は、前項の開示の請求（以下この項及び次条第一項において「開示請求」という。）があつたときは、開示請求をした者（以下この項及び次条第二項において「開示請求者」という。）に対し、書面により、当該開示請求に係る本人確認情報について開示をしなければならない。ただし、開示請求者の同意があるときは、書面以外の方により開示をすることができる。（開示の期限）

- 第三十条の三十三** 前条第二項の規定による開示は、開示請求を受理した日から起算して三十日以内にしなければならない。
- 2 都道府県知事又は機構は、事務処理上の困難その他正当な理由により前項に規定する期間内に開示をすることができないときは、同項に規定する期間内に、開示請求者に対し、同項の期間内に開示をすることができない理由及び開示の期限を書面により通知しなければならない。（開示の手数料）

- 第三十条の三十四** 第三十条の三十二第一項の規定により機構に対し自己に係る本人確認情報の開示を請求する者は、機構が総務大臣の認可を受けて定める額の手数料を納めなければならない。（自己の本人確認情報の訂正）

- 第三十条の三十五** 都道府県知事又は機構は、第三十条の三十二第二項の規定により開示を受けた者から、書面により、開示に係る本人確認情報についてその内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出があつたときは、遅滞なく調査を行い、その結果を当該申出をした者に対し、書面で通知するものとする。（苦情処理）

- 第三十条の三十六** 都道府県知事又は機構は、この法律の規定（第三章及び次章を除く。）により都道府県が処理する事務又は本人確認情報処理事務の実施に関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。（住民票コードの告知要求制限）

- 第三十条の三十七** 市町村長は、この法律の規定による事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、当該市町村の住民以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知する（こと）を求めてはならない。

- 2 都道府県知事は、この法律の規定による事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

- 3 機構は、この法律の規定により機構が処理することとされている事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

- 4 総務省は、その処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に関し住民票コードの提供を求めることができるもの（以下この項において「市町村長等以外の者」とい（住民票コードの利用制限等）

- 2 市町村長等以外の者は、何人も、その者が業として行う行為に関し、その者に対し売買、貸借、雇用その他の契約（以下この項において「契約」という。）の申込みをしようとする第三者若しくは申込みをする第三者又はその者と契約の締結をした第三者に対し、当該第三者又は当該第三者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

- 2 市町村長等以外の者は、何人も、自己と同一の世帯に属する者以外の者（以下この項において「第三者」という。）に対し、当該第三者又は当該第三者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

3 市町村長等以外の者は、何人も、業として、住民票コードの記録されたデータベース（第三条に係る住民票に記載された住民票コードを含む当該第三者に関する情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体的に構成したもの）を以下この項において同じ。）であつて、当該データベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているものを構成してはならない。

- 4 都道府県知事は、前二項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるとときは、当該行為をした者に対し、当該行為を中止することを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。
- 5 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないとときは、第三十条の四十第一項に規定する都道府県の審議会の意見を聴いて、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。（報告及び検査）

- 第三十条の三十九** 都道府県知事は、前条第四項又は第五項の規定による措置に關し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第二項又は第三項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に關し報告を求め、又はその職員に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。（都道府県の審議会の設置）

- 第三十条の四十** 都道府県に、第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する審議会（以下この条において「都道府県の審議会」という。）を置く。

- 2 都道府県の審議会は、この法律の規定（次章を除く。）によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に關する事項を調査審議し、及びこれらとの事項に關して都道府県知事に建議することができる。

- 3 都道府県の審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、条例で定める。

第四章の三 附票本人確認情報の処理及び利用等

（市町村長から都道府県知事への附票本人確認情報の通知等）

- 第三十条の四十一** 市町村長は、戸籍の附票の記載、消除又は第十七条第二号から第三号まで及び第五号から第七号までに掲げる事項の全部若しくは一部についての記載の修正を行つた場合には、当該戸籍の附票の記載等に係る附票本人確認情報（戸籍の附票に記載されている同条第二号から第三号まで及び第五号から第七号までに掲げる事項（戸籍の附票の消除を行つた場合には、当該戸籍の附票に記載されていたこれらの事項）並びに戸籍の附票の記載等に關する事項で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を都道府県知事に通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて都道府県知事の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。
- 3 第一項の規定による通知を受けた都道府県知事は、総務省令で定めるところにより、当該通知に係る附票本人確認情報を磁気ディスクに記録し、これを当該通知の日から政令で定める期間保存しなければならない。

- 4 都道府県知事は、前項の規定により都道府県知事が保存する附票本人確認情報であつて同項の規定による保存期間が経過していないもの（以下「都道府県知事保存附票本人確認情報」とい

う。)の全部又は一部が滅失したときは、当該都道府県知事保存附票本人確認情報の回復に必要な措置を講じなければならない。

(都道府県知事から機構への附票本人確認情報の通知等)

第三十条の四十二 都道府県知事は、前条第一項の規定による通知に係る附票本人確認情報を、機構に通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、都道府県知事の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。

3 第一項の規定による通知を受けた機構は、総務省令で定めるところにより、当該通知に係る附票本人確認情報を磁気ディスクに記録し、これを当該通知の日から政令で定める期間保存しなければならない。

4 機構は、前項の規定により機構が保存する附票本人確認情報であつて同項の規定による保存期間が経過していないもの(以下「機構保存附票本人確認情報」という。)の全部又は一部が滅失したときは、当該機構保存附票本人確認情報の回復に必要な措置を講じなければならない。

(附票本人確認情報の誤りに関する機構の通報)

第三十条の四十三 機構は、その事務を管理し、又は執行するに当たつて、都道府県知事保存附票本人確認情報を誤りがあることを知つたときは、遅滞なく、その旨を当該都道府県知事保存附票(国の機関等への附票本人確認情報の提供)

第三十条の四十四 機構は、別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人から同表の下欄に掲げる事務の処理であつて国外転出者に係るものに關し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、機構保存附票本人確認情報のうち住民票コード以外のものを提供するものとする。

(デジタル庁への住民票コードの提供)

第三十条の四十四の一 機構は、デジタル庁から番号利用法第二十一条第二項又は第二十二条の二第一項(これらの規定を番号利用法第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による事務の処理であつて国外転出者に係るものに關し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、当該求めに係る者の戸籍の附票に記載された住民票コードを提供するものとする。この場合において、機構は、機構保存附票本人確認情報を利用することができる。

(附票通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への附票本人確認情報の提供)

第三十条の四十四の三 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、附票本人確認情報を第三十条の四十二第一項の規定により通知した都道府県知事が統括する都道府県(以下「附票通知都道府県」という。)の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関に対し、機構保存附票本人確認情報(第一号及び第二号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。)を提供するものとする。

一 附票通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて別表第四の上欄に掲げるものから附票通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事を経て同表の下欄に掲げる事務の処理であつて国外転出者に係るものに關し求めがあつたとき。

二 附票通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関から番号利用法第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務の処理であつて国外転出者に係るものに關し求めがあつたとき。

三 附票通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長への機構保存附票本人確認情報の提供は、総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。ただし、特別の求めがあつたときは、この限りでない。

(附票本人確認情報の利用)

第三十条の四十四の六 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードを除く。次項並びに次条第二項及び第三項において同じ。)を利用することができます。

一 別表第五に掲げる事務を遂行するとき(国外転出者に係る事務を処理する場合に限る。)

二 条例で定める事務を遂行するとき(国外転出者に係る事務を処理する場合に限る。)

三 附票本人確認情報の利用につき当該附票本人確認情報に係る本人が同意した事務を遂行するとき(国外転出者に係る事務を処理する場合に限る。)

四 統計資料(国外転出者に係るものに限る。)の作成を行うとき。

2 前項(第三号に係る部分に限る。)の規定による附票通知都道府県の区域内の市町村の市町村長への機構保存附票本人確認情報の提供は、総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該市町村長の使用に係る電子計算機に送信することを行ふものとする。ただし、特別の求めがあつたときは、この限りでない。

(附票通知都道府県以外の都道府県の執行機関への附票本人確認情報の提供)

第三十条の四十四の四 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、附票通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関に対し、機構保存附票

本人確認情報(第一号及び第二号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。)を提供するものとする。

一 附票通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事から別表第三の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理であつて国外転出者に係るものに關し求めがあつたとき。

二 附票通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関から番号利用法第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務の処理であつて国外転出者に係るものに關し求めがあつたとき。

三 附票通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事から第三十条の四十四の十一第二項の規定による事務の処理に關し求めがあつたとき。

2 前項(第三号に係る部分に限る。)の規定による附票通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事への機構保存附票本人確認情報の提供は、総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該都道府県知事の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。ただし、特別の求めがあつたときは、この限りでない。

(附票通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への附票本人確認情報の提供)

第三十条の四十四の五 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、附票通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関に対し、機構保存附票本人確認情報(第一号及び第二号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。)を提供するものとする。

一 附票通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて別表第四の上欄に掲げるものから附票通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事を経て同表の下欄に掲げる事務の処理であつて国外転出者に係るものに關し求めがあつたとき。

二 附票通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関から番号利用法第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務の処理であつて国外転出者に係るものに關し求めがあつたとき。

三 附票通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長への機構保存附票本人確認情報の提供は、総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。ただし、特別の求めがあつたときは、この限りでない。

(附票本人確認情報の利用)

第三十条の四十四の六 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードを除く。次項並びに次条第二項及び第三項において同じ。)を利用することができます。

一 別表第五に掲げる事務を遂行するとき(国外転出者に係る事務を処理する場合に限る。)

二 条例で定める事務を遂行するとき(国外転出者に係る事務を処理する場合に限る。)

三 附票本人確認情報の利用につき当該附票本人確認情報に係る本人が同意した事務を遂行するとき(国外転出者に係る事務を処理する場合に限る。)

四 統計資料(国外転出者に係るものに限る。)の作成を行うとき。

2 前項(第三号に係る部分に限る。)の規定による附票通知都道府県の区域内の市町村の市町村長への機構保存附票本人確認情報の提供は、総務省令で定めるところにより、都道府県知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該市町村長の使用に係る電子計算機に送信することを行ふものとする。

(附票通知都道府県以外の都道府県の執行機関への附票本人確認情報の提供)

第三十条の四十四の四 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、附票通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関に対し、機構保存附票

第三十条の二十 七第一項	第三十条の六第一項	第三十条の四十一第一項
第三十条の二十 七第二項	第三十条の七第一項	第三十条の四十二第一項
第三十条の二十 八第一項	第三十条の九、第三十条の十から 第三十条の十四まで、第三十条の 十五第二項若しくは第三十条の十 五の二第二項若しくは第三項	第三十条の四十四、第三十条の四十四の 三から第三十条の四十四の五まで、第三 十条の四十四の六第二項若しくは第四項 若しくは第三十条の四十四の七第一項若 しくは第三項
第三十条の二十 九（見出しを含む。）	第三十条の九の二 本人確認情報等の利用	第三十条の四十四の二 附票本人確認情報等の利用
第三十条の三十 第一項	第三十条の十から第三十条の十四 まで、第三十条の十五第二項又は 第三十条の十五の二第二項若しく は第三項	第三十条の四十四の三から第三十条の四 十四の五まで、第三十条の四十四の六第 二項若しくは第四項又は第三十条の四十 四の七第一項若しくは第三項
第三十条の三十 第二項	第三十条の九、第三十条の九の二 又は第三十条の十五の二第二項	第三十条の四十四、第三十条の四十四の 二又は第三十条の四十四の七第一項
第三十条の三十 第三項	第三十条の六第三項又は第三十条 の七第三項	第三十条の四十四の七第一項
第三十条の三十 二第一項	この法律の規定（第三章及び次章 を除く。）	第三章及び次章の規定
第三十条の四十 第一項	本人確認情報処理事務	同章の規定により機構が処理する」とと されている事務
第三十条の四十 第二項	第三十条の六第一項	第三十条の四十一第一項
第三十条の六第一項	次章の規定	第三十条の四十一第一項

中長期在留者（入管法第十九条の三に規定する中長期 在留者をいう。以下この表において同じ。）	一 中長期在留者である旨 二 入管法第十九条の三に規定する在 留カード（総務省令で定める場合にあ つては、総務省令で定める書類）に記 載されている在留資格、在留期間及び 在留期間の満了の日並びに在留カード の番号
特別永住者（日本国との平和条約に基づき日本の国籍 を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三 年法律第七十一号。以下この章において「入管特例法」 という。）に定める特別永住者をいう。以下この表にお いて同じ。）	一 特別永住者である旨 二 入管特例法第七条第一項に規定す る特別永住者証明書に記載されている 特別永住者証明書の番号
一時庇護許可者（入管法第十八条の二第一項の許可を 受けた者をいう。以下この表及び次条において同じ。） 又は仮滞在許可者（入管法第六十一条の二の四第一項 の許可を受けた者をいう。以下この表において同じ。）	一 一時庇護許可者又は仮滞在許可者 である旨 二 入管法第十八条の二第四項に規定 する上陸期間又は入管法第六十一条の 二の四第二項に規定する仮滞在許可書 に記載されている仮滞在期間
出生による経過滞在者（国内において出生した日本の 国籍を有しない者のうち入管法第二十二条の二第一項 の規定により在留することができるものをいう。以下 この表及び次条において同じ。）又は国籍喪失による經 過滞在者（日本の国籍を失つた者のうち同項の規定に より在留することができるものをいう。以下この表及 び次条において同じ。）	出生による経過滞在者又は国籍喪失に よる経過滞在者である旨
（中長期在留者等が住所を定めた場合の転入届の特例） 第三十条の四十六 前条の表の上欄に掲げる者（出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞 在者を除く。以下この条及び次条において「中長期在留者等」という。）が国外から転入をした 場合（これに準ずる場合として総務省令で定める場合を含む。）には、当該中長期在留者等は、 第二十二条の規定にかかわらず、転入をした日から十四日以内に、同条第一項第一号、第二号及 び第五号に掲げる事項、出生の年月日、男女の別、国籍等、外国人住民となつた年月日並びに同 表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項を市町村長に届け出なければ ならない。この場合において、当該中長期在留者等は、市町村長に対し、同表の上欄に掲げる者 の区分に応じそれぞれ同表の下欄に規定する在留カード、特別永住者証明書又は仮滞在許可書 （一時庇護許可者にあつては、入管法第十八条の二第三項に規定する一時庇護許可書）を提示し なければならない。この場合においては、前条後段の規定を準用する。 (外国人住民の世帯主との続柄の変更の届出) (住所を有する者が中長期在留者等となつた場合の届出)	
第三十条の四十七 日本の国籍を有しない者（第三十条の四十五の表の上欄に掲げる者を除く。） で市町村の区域内に住所を有するものが中長期在留者等となつた場合には、当該中長期在留者等 となつた者は、中長期在留者等となつた日から十四日以内に、第二十二条第一項第一号、第二号 及び第五号に掲げる事項、出生の年月日、男女の別、国籍等、外国人住民となつた年月日並びに 同表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項を市町村長に届け出なけれ ばならない。この場合においては、前条後段の規定を準用する。 (外国人住民の世帯主との続柄の変更の届出)	第三十条の四十八 第二十二条第一項、第二十三条、第二十五条及び前二条の場合を除くほか、世 帯主でない外国人住民であつてその世帯主（外国人住民であるものに限る。）との続柄に変更が あつたものは、その変更があつた日から十四日以内に、世帯主との続柄を証する文書を添えて、

第四章の四 外国人住民に関する住民票の記載事項の特例

（外国人住民に係る住民票の記載事項の特例）

第三十条の四十五 日本の国籍を有しない者のうち次の表の上欄に掲げるものであつて市町村の区
域内に住所を有するもの（以下「外国人住民」という。）に係る住民票には、第七条の規定にか
わらず、同条各号（第一号の二、第五号、第六号及び第九号を除く。）に掲げる事項、国籍等
(国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下この章
において「入管法」という。）第二条第五号に規定する地域をいう。以下同じ。)、外国人住民
となつた年月日（外国人住民が同表の上欄に掲げる者となつた年月日又は住民となつた年月日の
うち、いずれか遅い年月日をいう。以下同じ。）及び同表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ
同表の下欄に掲げる事項について記載をする。

その氏名、世帯主との続柄及び変更があつた年月日を市町村長に届け出なければならない。ただし、政令で定める場合にあつては、この限りでない。

(外国人住民の世帯主との続柄を証する文書の提出)

第三十条の四十九 **世帯主でない外国人住民であつてその世帯主が外国人住民であるものは、第二十二条第一項、第二十三条、第二十五条、第三十条の四十六又は第三十条の四十七の規定による届出をするときは、世帯主との続柄を証する文書を添えて、これらの規定に規定する届出をしなければならない。**

(外国人住民に係る住民票の記載の修正等のための出入国在留管理庁長官からの通知)

第三十条の五十 出入国在留管理庁長官は、入管法及び入管特例法に定める事務を管理し、又は執行するに当たつて、外国人住民についての第七条第一号、第二号及び第三号に掲げる事項、国籍等又は第三十条の四十五の表の下欄に掲げる事項の記載の修正等のための出入国在留管理庁長官からの通知)

たときは、遅滞なく、その旨を当該外国人住民が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に通知しなければならない。

(外国人住民についての適用の特例)

第三十条の五十一 外国人住民に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(第十五条の四 第五項において準用する場合を含む。)

第十二条の二 第二項 第十二条第五項 (第十五条の四 第五項において準用する場合を含む。)

から第八号まで、第九号から第十二号まで及び第十四号

、第五号及び第八号

、第六号から第十四号まで

で

、第五号及び第八号

、第六号から第十二号まで

で

、第五号及び第八号

、第六号から第十四号まで

で

、第五号及び第八号

、第六号から第十二号まで

で

第五章 雜則

(国又は都道府県の指導等)

第三十一条 国は都道府県及び市町村に対し、都道府県は市町村に対し、この法律の目的を達成するため、この法律の規定により都道府県又は市町村が処理する事務について、必要な指導を行うものとする。

2 主務大臣は都道府県知事又は市町村長に対し、前項の事務に關し必要があると認めるときは、報告を求め、又は助言若しくは勧告をすることができる。

3 主務大臣は、前項の規定による助言又は勧告をしようとするときは、国民健康保険の被保険者、後期高齢者医療の被保険者、介護保険の被保険者及び国民年金の被保険者に関する事項については厚生労働大臣、児童手当の支給を受けている者に関する事項については内閣総理大臣、米穀の配給を受ける者に関する事項については農林水産大臣に協議するものとする。

4 都道府県知事は主務大臣に対し、市町村長は主務大臣又は都道府県知事に対し、第二項の規定による助言又は勧告を求めることができる。

第三十二条 行政手続法(適用除外) この法律の規定により市町村長がする处分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二章及び第三章の規定は、適用しない。

(関係市町村長の意見が異なる場合の措置) 第三十三条 市町村長は、住民の住所の認定について他の市町村長と意見を異にし、その協議がどとのわないとときは、都道府県知事(関係市町村が二以上の都道府県の区域内の市町村である場合には、主務大臣)に對し、その決定を申し出なければならない。

2 主務大臣又は都道府県知事は、前項の申出を受けた場合には、その申出を受けた日から六十日以内に決定をしなければならない。

3 前項の決定は、文書をもつてし、その理由を附して関係市町村長に通知しなければならない。

4 関係市町村長は、第二項の決定に不服があるときは、前項の通知を受けた日から三十日以内に裁判所に出訴することができる。

(調査) 第三十四条 市町村長は、定期に、第七条及び第三十条の四十五の規定により記載をすべきものとされる事項について調査をするものとする。

2 市町村長は、前項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、いつでも第七条及び第三十条の四十五の規定により記載をすべきものとされる事項について調査をすることができる。

3 市町村長は、前二項の調査に当たり、必要があると認めるときは、当該職員をして、関係人に対し、質問をさせ、又は文書の提示を求めさせることができる。

4 当該職員は、前項の規定により質問をし、又は文書の提示を求める場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(秘密を守る義務) 第三十五条 住民基本台帳に関する調査に関する事務に從事している者又は從事していた者は、その事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(住民に關する記録の保護) 第三十六条 市町村長の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて行う住民基本台帳又は戸籍の附票に関する事務の処理に從事している者又は從事していた者は、その事務に關して知り得た事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(住民票に記載されている事項の安全確保等) 第三十七条 市町村長は、住民基本台帳又は戸籍の附票に関する事務の処理に當たつては、住民票、除票、戸籍の附票又は戸籍の附票の除票に記載されている事項の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の住民票、除票、戸籍の附票又は戸籍の附票の除票に記載されている事項の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第四十九条の二 第四十二条（第三十条の三十第二項）（第三十条の四十四の十三において準用する場合を含むものとし、別表第一の四十一の頂の下欄に掲げる事務の処理に關し外務省が提供を受

けた本人確認情報又は附票本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事する外務省の職員又は職員であつた者に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)及び第四十三条(第二号ト(当該事務に従事する外務省の職員又は職員であつた者に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)の規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

しの閲覧をし、若くはさせた者又は同一条第七項の規定に違反して、当該閲覧事項を利用目的以

外の目的のために利用し、若しくは当該閲覧事項に係る申出者、閲覧者、個人閲覧事項取扱者及び法人閲覧事項取扱者以外の者に提供した者は、三十万円以下の過料に処する。ただし、第四十

第五十一条 偽りその他不正の手段により第三十条の三十二第二項（第三十条の四十四の十三において準用する場合を含む。）の規定による開示を受けた者は、十万円以下の過料に処する。

第五十二条 第二十二条から第二十四条まで、第二十五条又は第三十条の四十六から第三十条の四十八までの規定による届出に關し虚偽の届出（第二十八条から第三十条までの規定による付記を含む。）をした者は、他の法令の規定により刑を科すべき場合を除き、五万円以下の過料に処す。

2 正当な理由がなくて第二十二条から第二十四条まで、第二十五条又は第三十条の四十六から第三十一条の四十今までの規定による届出を行なう者は、五万円以下の罰金に処する。

第五十三条 前三条の規定による過料についての裁判は、簡易裁判所がする。

(施行期日) 附則抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日（以下「五丁目二番地」という。）に施行する。ただし、第一五二番地見三よつまきの四番地にて

〔施行日〕 という一から施行する。ただし第十五条の規定はこの法律の公布の日から起算して二年をこえない範囲内において政令で定める日から、附則第十一条（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第八条第一項の改正部分を除く。）の規定は昭和四十五年一月一日から施行

(住民登録法及び住民登録法施行法の廃止)する。

第二条 住民登録法（昭和二十六年法律第一百八十八号）及び住民登録法施行法（昭和二十七年法律第一百六号）は、廃止する。

(住民登録法の廃止に伴う経過措置)
第三条 施行日前このことと主民登録法の規定に基づく届出その他の行為は、二つの法律の目録に規定する

第三多 旅行日前にいた川住町を金治の夫婦に基づく居宅その他の行方を基づいてされたものとみなす。

2 施行日前にした旧住民登録法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 前二項に定めるもののほか、住民登録法の廃止に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
(五) 借り付裏一回一
六) 登録者量)

(戸籍の附票に関する経過措置)

第五条 旧住民登録法の規定による戸籍の附票は、この法律の規定による戸籍の附票とみなす。

第七条 〔介護保険の被保険者に関する特例〕
当分の間、第七条第十号の三の規定の適用については、司号中「介護保険法」(平成九年

法律第二百二十三号) 第九条」とあるのは「介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第九条及び介護保険法施行法(平成九年法律第二百二十四号)第十一項」と、「同条第二号」とあるのは「介護保険法第九条第二号」とする。

附則（昭和四四年五月一六日法律第三〇号）抄

(施行期日) _____

第一条 この法律は、昭和四十四年七月二十日から施行する。

(罰則に関する経過措置)
第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第一条 この法律は、昭和四十七年一月一日から施行する。
附 則 (昭和五三年七月五日法律第八七号) 抄
(施行期日)
附 則 (昭和五六年六月一一日法律第八一號) 抄
(施行期日)
第一條 この法律は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和五八年二月一〇日法律第八三号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(その他の処分、申請等に係る経過措置)
第十四条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定について、当該各規定。以下この条及び第六条において同じ)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。
附 則 (昭和六〇年五月一日法律第三四号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和六一年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。
附 則 (昭和六〇年六月二十五日法律第七六号)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
第十五条 この法律の施行前にした行為に対する過料に関する規定の適用については、なお従前の例による。
附 則 (平成五年一月一二日法律第八九号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。
(政令への委任)
第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成九年二月七日法律第二四号) 抄

この法律は、介護保険法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一〇年五月六日法律第四七号) 抄

この法律は、介護保険法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄

この法律は、介護保険法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一一年八月一八日法律第一三三号) 抄

票の写しの交付を受け」を加える部分に限る。)並びに附則第十条及び第十二条の規定公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

この法律の施行に当たっては、政府は、個人情報の保護に万全を期するため、速やかに、所要の措置を講ずるものとする。

(転入届に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に住民基本台帳に記録されたことがある者であつて施行日以後いづれの市町村(特別区を含む。以下同じ。)においても住民基本台帳に記録されていなかつたもの(この法律の施行の際現に住民基本台帳に記録されていた者であつた者)が施行日以後最初に住民基本台帳法第二十二条第一項の規定による届出をする場合における同項の規定については、同項中「いづれの市町村においても住民基本台帳に記録されたことがない者及び住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成十一年法律第二百三十三号)附則第二条に規定する施行日以後住民基本台帳に記録されていなかつた者にあつては」とする。

(住民票コードの記載に関する経過措置)

第三条 市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)は、施行日に、この法律の施行の際現に住民基本台帳に記録されている者(政令で定める者を除く。)に係る住民票に新法第三十条の第七第一項の規定により都道府県知事から指定された新法第七条第十三号に規定する住民票コード(以下「住民票コード」という。)のうちから選択するいずれかの住民票コードを記載するものと行する。この場合においては、市町村長は、当該記載に係る住民票に記載した住民票コードと異なる住民票コードを選択する。

第四条 市町村長は、新たにその市町村の住民基本台帳に記録されるべき者につき住民票の記載をする場合において、その者が施行日以後住民基本台帳に記録されていなかつた者であるときは、住民基本台帳法第三十条の三第一項の規定にかかるわらば、その者に係る住民票に同法第三十条の三第一項の規定により地方公共団体情報システム機構から指定された住民票コードのうちから選択するいづれか一の住民票コードを記載するものとする。この場合においては、市町村長は、当該記載に係る者以外の者に係る住民票に記載した住民票コードと異なる住民票コードを選択して記載するものとする。

第五条 市町村長は、前二条の規定により住民票コードを記載したときは、速やかに、当該記載に係る者に對し、その旨及び当該住民票コードを書面により通知しなければならない。

(指定情報処理機関に関する経過措置)

第六条 施行日前に指定情報処理機関の指定がされた場合においては、指定情報処理機関は、新法第三十条の十第一項の規定にかかるわらば、施行日の前日までの間は、同項第三号から第七号までに掲げる事務を行わないものとする。

(本人確認情報の処理及び利用等の準備行為)

第七条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対する附則第二条から第五条まで及び前条の規定の適用については、政令で特別の定めをすることができる。

(その他)の経過措置の政令への委任)

第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、

次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する

法律附則の改正規定に係る部分に限る。）第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第

二項、第千三百一十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則（平成一三年七月四日法律第一〇一号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成一四年六月一二日法律第六五号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

各号に定める日から施行する。

一 及び二 略

三 附則第八十条の二の規定 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に

伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十四年法律第百五十二条）第十五条の規定の施行の

日又は施行日のいずれか遅い日

附 則（平成一四年七月三一日法律第一〇〇号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）の

施行の日から施行する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一四年八月二日法律第一〇二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）の

施行の日から施行する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一四年七月三一日法律第一〇〇号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年十月一日から施行する。ただし、第三条中老人保健法第七十九条

の二の次に一条を加える改正規定は公布の日から、第二条、第五条及び第八条並びに附則第六条

から第八条まで、第三十三条、第三十四条、第三十九条、第四十一条、第四十八条、第四十九条

第三項、第五十一条、第五十二条第三項、第五十四条、第六十七条、第六十九条、第七十一条、

第七十三条及び第七十七条の規定は平成十五年四月一日から、附則第六十一条の二の規定は行政

手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

（平成十四年法律第百五十二号）第十五条の規定の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか

遅い日から施行する。

附 則（平成一四年一二月六日法律第一三八号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それ

ぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第二条並びに附則第七条第一項及び第二項、第八条から第十条まで並びに第十九条から第二

十八条までの規定 平成十七年十二月一日

（住民基本台帳法の一部改正に伴う経過措置）

第二十六条 前条の規定の施行の日から平成二十三年十二月三十一日までの間においては、同条の

規定による改正後の住民基本台帳法別表第一の三十の項中「司法試験の実施」とあるのは、「司

法試験の実施又は司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十八

号）附則第七条第一項の規定により行われる司法試験の第二次試験の実施」とする。

附 則（平成一四年一二月一三日法律第一五一号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第

百五十一号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日

から施行する。

四 第十五条の規定 住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百三十三号）の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日
 五から八まで 略
 九 附則第十条の規定 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第百二号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日
 十 附則第十二条の規定 証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律（平成十四年法律第六十五号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日
 （その他の経過措置の政令への委任）
第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
附 則（平成一四年一二月一三日法律第一五三号）抄
 (施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則（平成一四年一二月一三日法律第一九二号）抄
 (施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から第三十二条から第十四条までの規定については、平成十六年三月一日から施行する。
附 則（平成一四年一二月一三日法律第一九七号）抄
 (施行期日)
第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第三十九条、附則第四条、附則第十二条から第十四条までの規定及び附則第三十三条の規定は、平成十五年十月一日から施行する。
附 則（平成一五年五月三〇日法律第五四号）抄
 (施行期日)
第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。
附 則（平成一五年五月三〇日法律第五四号）抄
 (施行期日)
第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。
附 則（平成一五年六月一一日法律第六九号）抄
 (施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則（平成一五年六月一八日法律第六九号）抄
 (施行期日)
第一条 この法律は、平成十六年三月一日から施行する。
附 則（平成一五年七月四日法律第一〇三号）抄
 (施行期日)
第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(住民基本台帳法の一部改正に伴う経過措置)
第三十三条 この法律の施行の日から施行日の前日までの間における前条の規定による改正後の住民基本台帳法別表第一の規定の適用については、同表の二十四の項中「第九条の登録」とあるのは、「第九条第一項の許可」と、「第十三条第四項」とあるのは、「第十三条」と、「同法第四十六条第三項」とあるのは、「又は同法第四十五条第三項」と、「第七十二条第二項」とあるのは、「第五十四条第二項」と、「同法第百七十七条第一項の認定又は同法第百二十二条第五項の届出に関する」とあるのは、「に関する」とする。

(附則) (平成一六年五月一二日法律第四三号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(附則) (平成一六年五月一九日法律第四七号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一及び二 略
三 第二条 (電波法第九十九条の十一第一項第一号の改正規定を除く。) 並びに附則第六条及び第八条から第十二条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日
(附則) (平成一六年六月二日法律第六六号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一及び二 略
三 第二条 (電波法第九十九条の十一第一項第一号の改正規定を除く。) 並びに附則第六条及び第八条から第十二条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日
(附則) (平成一六年六月二日法律第六九号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第二条、第四条、次条並びに附則第六条から第十二条まで、第十四条から第十六条まで、第十八条、第二十条から第二十三条まで、第二十五条及び第二十六条の規定は、平成十八年二月一日から施行する。

(附則) (平成一六年六月二日法律第六九号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(附則) (平成一六年一一月三日法律第一五四号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日 (以下「施行日」という。) から施行する。

(附則) (平成一六年一一月三日法律第一五四号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律の施行前のそれぞれの法律 (これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。) の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。
(罰則に関する経過措置)
第二百二十二条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることがされた場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(その他の経過措置の政令への委任)
第二百二十三条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(附則) (平成一六年一一月八日法律第一五九号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十七年七月一日から施行する。

(附則) (平成一六年一一月八日法律第一五九号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条及び第五条の規定は、公布的日から施行する。

(附則) (平成一七年五月一〇日法律第四五号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十七年十一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(附則) (平成一七年五月一〇日法律第四五号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十七年十一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 略
二 第二条並びに次条から附則第四条まで及び附則第八条から第十二条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日
(その他の経過措置の政令への委任)
第二百三十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(附則) (平成一六年六月一八日法律第一二四号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。

(附則) (平成一六年六月二三日法律第一三二号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(附則) (平成一六年六月二三日法律第一三二号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(附則) (平成一七年六月一〇日法律第五四号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十七年六月一日から施行する。

(附則) (平成一七年六月一〇日法律第五四号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十七年六月一日から施行する。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

第一條 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。
附 則 (平成一八年二月一〇日法律第四号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成一七年六月一七日法律第六四号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年二月三十一日までの間に附則（平成八年六月二日法律第五〇号）抄この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行（平成八年六月七日法律第五三号）抄

する。
いて政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、附則第四十条から第四十四条までの規定は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。
附 則 **(平成一八年六月一四日証券引法改正法第六六号)** **抄**
この法律は、平成十八年六月一四日法律第六六号の規定によるものである。

第一条 この法律は、昭和二十九年六月一日起施行する。ただし、附則第四十一条から第四十四条までの規定は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。
附 則 (平成一八年六月一四日法律第六六号) 抄
この法律は、平成十八年証券取引法改正法の施行の日から施行する。
附 則 (平成一八年六月一五日法律第七四号)
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
第二十二条 第五条、第八条、第十九条、第十一
第二十三条 第二項、第三十二条、第三十九条及び第五十六条の規定（公布の日）

(過料に関する経過措置) この法律の施行前にした行為に対する過料に関する規定の適用については、なお従前の如きによる。

二 略
三 第四条並びに附則第十四条、第四十二条、第四十四条及び第五十三条の規定 平成十八年十一月一日

第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、そぞれ当該各号に定める日から施行する。
第一項並びに付則第四条、第三十二条第一項及び第五十二条第一項並びに第二百三十九条第一項並びに第二百四十二条第一項の規定は、平成十八年三月三十日から施行する。

第五十五条 この法律の施行前にした行為及び附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ該各号に定める日から施行する。
一 第十条並びに附則第四条、第三十三条から第三十六条まで、第五十二条第一項及び第二項
第一百五条、第一百二十四条並びに第一百三十一条から第一百三十三条までの規定 公布の日
二 及び三 略

(その他の経過措置の政令への委任)
第五十六条 附則第三条から第二十七条まで、第三十六条及び第三十七条に定めるもののほか、
の法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。
附 則（平成一七年一月一日法律第一〇六号）抄

第三十七条から第三十九条まで、第四十一条、第四十二条、第四十四条、第五十七条、第六十六条、第七十五条、第七十六条、第七十八条、第七十九条、第八十一条、第八十四条、第八五条、第八十七条、第八十九条、第九十三条から第九十五条まで、第九十七条から第一百条まで、第一百三条、第一百九条、第一百十四条、第一百十七条、第一百二十条、第一百二十三条、第一百二十二条、

第一（施行期日）
この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。
（八分等の功力）

（罰則に関する経過措置） 第三百三十九条及び第三百三十条の規定 平成二十年四月一日

第三十八条 この法律の施行前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律に相当の規定によってしたものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律

条、第二百二十八条及び第三百三十条の規定 平成二十年四月一日
(罰則に関する経過措置)

の相当の規定によつてでしたものとみなす
の罰則の適用に関する経過措置

(罰則に関する経過措置)
条、第二百二十八条及び第三百三十条の規定 平成二十年四月一日

(その他の経過措置の政令への委任)
第四十一条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置) 第百二十八条及び第一百三十条の規定 平成二十年四月一日

第八十三条号) 附則第十八条第一項の改正規定、附則第六十四条中特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号) 附則第二十三条第一項、第六十七条第一項及び第一百九十二条の改正規定並びに附則第六十六条及び第七十五条の規定 公布の日
(処分、申請等に関する経過措置)

第七十三条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定について)は、当該各規定(以下同じ。)の施行前に法令の規定により社会保険庁長官、地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長(以下「社会保険庁長官等」という。)がした裁定、承認、指定、認可その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の当規定に基づいて、厚生労働大臣、地方厚生局長若しくは地方厚生支局長又は機関(以下「厚生労働大臣等」という。)がした裁定、承認、指定、認可その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に法令の規定により社会保険庁長官等に対してされている申請、届出その他他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の相当規定に基づいて、厚生労働大臣等に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に法令の規定により社会保険庁長官等に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、施行日前にその手続がされていないものについて

は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、この法律の施行後の法令の相当規定により厚生労働大臣等に対して、報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律の施行後の法令の規定を適用する。

4 なお従前の例によることとする法令の規定により、社会保険庁長官等がすべき裁定、承認、指定、認可その他の処分若しくは通知その他の行為又は社会保険庁長官等に對してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の規定に基づく権限又は権限に係る事務の区分に応じ、それぞれ、厚生労働大臣等がすべきものとし、又は厚生労働大臣等に対してもべきものとする。

(罰則に関する経過措置)
第七十四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定められる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。

(政令への委任)
第七十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に對する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第二条、第六条、第十三条、第十六条及び第十九条並びに附則第二十三条、第二十五条、第二十七条及び第二十八条の規定 公布の日
二 略
三 第十七条の規定 平成二十年十月一日
(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、この法律により改正された国民年金法の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(罰則に関する経過措置)
第二十七条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。次条において同じ。)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第二十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一九年七月六日法律第一一一号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年一月五日法律第一二七号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年一月一日から施行する。

附 則 (平成一九年五月二日法律第二六号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年十月一日から施行する。

附 則 (平成一九年五月二三日法律第三九号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律の施行の日が建築士法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第百十四号)の施行の日前である場合には、前条中「別表第一」の百四の項から百六の項までの規定」とあるのは、「別表第一」の百四の項、百五の項及び百七の項」とする。

附 則 (平成一九年五月二三日法律第六五号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一九年六月一三日法律第六五号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一九年六月一三日法律第六五号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一九年五月二〇日法律第三八号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定について)は、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定について)は、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)
第四十一条 附則第二条から第十九条までに定めるもののほか、この法律の施行に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一九年五月二〇日法律第三八号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一九年六月一四日法律第五八号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)
第十九条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定について)は、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十条 附則第一条から第五条まで及び前条に定めるものほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二二年六月二四日法律第五九号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第一条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとする経過措置を含む。は、政令で定める。

附 則 (平成二二年七月一〇日法律第七四号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

附 則 (平成二二年七月一五日法律第七七号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

附 則 (平成二二年七月一五日法律第七七号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

附 則 (平成二二年七月一五日法律第七七号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日又は入管法等改正法の公布の日のいづれか遅い日

(適用区分等)

第二条 この法律による改正後の住民基本台帳法（以下「新法」という。）第二十四条の二及び第三十条の四十四第五項から第十項までの規定は、この法律の施行の日以後に同条第三項の規定により同条第一項に規定する住民基本台帳カード（以下この項において「住基カード」という。）の交付を受ける者及びこの法律の施行の際現に条例利用住基カード（この法律による改正前の住民基本台帳法第三十条の四十四第八項の規定による利用が行われている住基カードをいう。以下この項において同じ。）以外の住基カードの交付を受けている者について適用し、この法律の施行の際現に条例利用住基カードの交付を受けている者については、なお従前の例による。

新法第二十二条及び第三十条の四十六の規定は、新法第三十条の四十五に規定する外国人住民（以下「外国人住民」という。）が前条第一号に定める日（以下「第一号施行日」という。）以後に新法第二十二条第一項第一項に規定する転入をした場合について適用する。

新法第三十条の四十七の規定は、外国人住民が第一号施行日以後に新法第三十条の四十六に規定する中長期在留者等になつた場合について適用する。

（外国人住民に係る住民票に関する経過措置）

第三条 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、附則第一条第二号に定める日から第一号施行日の前日までの範囲内において政令で定める日（以下この条において「基準日」という。）現在において次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者につき、基準日後速やかに、個人を単位として、新法第七条第一号から第四号まで、第七号、第八号、第十号から第十一号の二まで及び第十四号に掲げる事項、国籍等（新法第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。以下同じ。）並びに新法第三十条の四十五の表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載した仮住民票を作成しなければならない。

一 当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）の外国人登録原票（外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十五号）第四条第一項に規定する外国人登録原票をいう。以下この条において同じ。）に登録されていること。

二 第一号施行日ににおいて当該市町村の外国人住民に該当する者であると見込まれること。

三 健康保険の被保険者の資格（後期高齢者医療の被保険者の資格、介護保険の被保険者の資格、国民年金の被保険者の資格及び児童手当の支給を受けている者の受給資格に関する記録並びに次項の規定により法務大臣から提供を受けた情報に基づき行うものとする。）

四 法務大臣は、市町村長から仮住民票の作成に関し求めがあつたときは、新法第七条第一号から第三号までに掲げる事項、国籍等又は新法第三十条の四十五の表の下欄に掲げる事項に関する情報を提供するものとする。

五 市町村長は、第一項又は第二項の規定により仮住民票を作成したときは、その作成の対象とされた者に對し、直ちに、その者に係る仮住民票の記載事項を通知しなければならない。

六 前各項に定めるものほか、仮住民票の記載、消除又は記載の修正正その他の仮住民票に關し必要な事項は、政令で定める。

第四条 前条の規定により作成した仮住民票は、第一号施行日において、住民票になるものとする。

二 市町村長は、前項の住民票に係る外国人住民と同一の世帯に属する日本の国籍を有する者の住民票について、同項の住民票が作成されたことに伴い新法第七条第四号に掲げる事項に変更が生じたときは、第一号施行日において記載の修正をしなければならない。

三 新法第六条第二項の規定により世帯を単位とする住民票を作成している市町村長は、外国人住民及び日本の国籍を有する者が属する世帯については、同条第一項及び第二項の規定にかかわらず、第一号施行日以後世帯を単位とする住民票に外国人住民の記載をするために必要な期間に限

附 則 (平成二五年五月三一日法律第二八号) 抄

この法律は、番号利用法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十三条から第四十二条まで、第四十四条(内閣府設置法第四条第三項第四十一号の次に一号を加える改正規定に限る)及び第五十条の規定 公布の日

二 略

三 第四条、第七条、第八条、第十条から第十二条まで、第十四条、第十五条、第十九条、第二十条、第二十四条、第二十五条、第二十九条(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律別表の改正規定のうち同表電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号))の項中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「第三条第二項(第十条第二項において準用する場合を含む。)」を「第十条第二項において準用する第三条第二項及び第二十九条第二項において準用する第二十二条第二項」に改める部分に限る)、第三十一条

第三十二条及び第四十三条の規定 番号利用法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

四 第二十一条及び第二十二条の規定 番号利用法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日

附 則 (平成二五年六月一一日法律第三九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二五年六月一九日法律第四八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附 則 (平成二五年六月二一日法律第五四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条(災害対策基本法目次の改正規定(「第三款 被災者の運送(第八十六条の十四)」を「第三款 被災者の運送(第八十六条の十四)／第四款 安否情報の提供等(第八十六条の十五)」に、「第八十六条の十五／第八十六条の十七」を「第八十六条の十六／第八十六条の十八」に改め、「第九十条の二」の下に「一第九十条の四」を加える部分に限る)、同法第七十一条第一項の改正規定、同法第五章第六節中第八十六条の十七を第八十六条の十八とし、第八十六条の十六を第八十六条の十七とし、第八十六条の十五を第八十六条の十六とする改正規定、同法第五章第五節に一款を加える改正規定及び同法第七章中第九十条の二の次に二条を加える改正規定に限る)、第三条、第五条及び第六条の規定並びに附則第四条、第六条、第九条第三項の改正規定に限る)、第十三条(原子力災害対策特別措置法(昭和五十三年法律第七十三号)第二十七条経過措置を含む)は、政令で定める

十六号)第二十八条第一項の表第八十六条第一項及び第二項の項の次に加える改正規定、同表第九十条の二第一項及び第二項の項の改正規定、同法第二十八条第二項の表第八十六条の十五第一項及び第二項の項の改正規定、同表第八十六条の十六の項の改正規定及び同表第八十六条の十七第一項及び第二項の項の改正規定に限る)、第十五条(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号)第八十六条の改正規定に限る)及び第十六条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

二から四まで 略

五 附則第二十一条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十五年法律第二十八号)の公布の日又は第一号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日

(政令への委任)

第二十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めることとする。

附 則 (平成二五年六月二六日法律第六三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条中国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十条及び第六十四条の改正規定、第五条中国民年金法等の一部を改正する法律附則第十九条第二項の改正規定並びに次条並びに附則第一百三十九条、第一百四十三条、第一百四十六条及び第一百五十三条の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第二百五十二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二百五十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

附 則 (平成二五年六月二八日法律第六九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二五年一月二七日法律第八四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六十四条、第六十六条及び第一百二条の規定は、公布の日から施行する。

(処分等の効力)

第二百条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第二百一条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。

(政令への委任)

第二百二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

附 則 (平成二五年二月四日法律第九〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二五年二月一三日法律第一〇三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十七条の規定 薬事法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第八十四号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

附 則 (平成二五年二月一三日法律第一〇四号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十六年七月一日から施行する。

附 則 (平成二五年一月三日法律第一〇六号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十六年十月一日から施行する。

附 則 (平成二五年一月三日法律第一一二号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年三月一日法律第六号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二六年三月一日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二五日法律第三〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条まで

の規定 平成二十六年十月一日

附 則 (平成二六年四月二五日法律第三〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年五月三〇日法律第四二号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年五月三〇日法律第四四号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年五月三〇日法律第四四号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年五月三〇日法律第四四号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成二六年五月三〇日法律第五〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十七年一月一日から施行する。

附 則 (平成二六年五月三〇日法律第五〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十七年一月一日から施行する。

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六七号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号)によつてこの法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定によつてした又はすべき处分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)に相当の規定があるものは、法律(これに基づく命令を含む。)に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき处分 手續その他の行為とみなす。

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定によつてした又はすべき处分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)に相当の規定があるものは、法律(これに基づく命令を含む。)に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき处分 手續その他の行為とみなす。

第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとする場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三十条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令(人事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。

(罰則に関する経過措置)

第三十一条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令(人事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。

(罰則に関する経過措置)

第三十二条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行前にされた申請に係る行政府の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)

第三十三条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行前にされた行政府の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政府の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政府の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政府の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)

第三十四条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行前にされた行政府の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政府の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政府の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政府の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)

第三十五条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行前にされた行政府の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政府の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(訴えの提起については、なお従前の例による)。

(訴訟に関する経過措置)

第三十六条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行前にされた行政府の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政府の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(訴えの提起については、なお従前の例による)。

(訴訟に関する経過措置)

第三十七条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三十八条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三十九条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第六十八条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任) 第六十九条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二七年六月三日法律第三二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第十二条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(その他の経過措置の政令への委任)

第十三条 附則第一条から第八条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二七年七月一日法律第五六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十九条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略

第三条 第六条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第十九条第一号及び別表第一の改正規定に限る。)並びに附則第十五条、第十六条、第十七条、第十九条及び第二十九条の規定 番号利用法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

四 略

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成二七年九月九日法律第六五号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第十九条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

一 及び二 略

第三条 第六条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第十九条第一号及び別表第一の改正規定に限る。)並びに附則第十五条、第十六条、第十七条、第十九条及び第二十九条の規定 番号利用法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

四 略

第五条 第三条及び第六条(番号利用法第十九条第一号及び別表第一の改正規定を除く。)並びに附則第十九条の三、第二十四条、第二十九条の三及び第三十六条の規定 番号利用法附則第一条

第五号に掲げる規定の施行の日

第六条 第七条並びに附則第十四条、第十七条及び第二十条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 (平成二七年九月一八日法律第七三号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十七年九月三十日から施行する。

附 則 (平成二八年二月三日法律第八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公職選挙法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十三号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成二八年三月三一日法律第一三号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から五の三まで 略

五の四 第二条(第四号及び第五号の二に掲げる改正規定を除く。)、第七条中地方財政法第三十三条の四第一項の改正規定及び同法第三十三条の五の八の次に一条を加える改正規定並びに第九条並びに附則第四条第二項、第六条(第六項を除く。)、第十一条、第十四条、第十七条第二項及び第三項、第二十条(第二項を除く。)、第三十一条、第三十二条、第三十五条(次号に掲げる改正規定を除く。)、第三十七条の三第二項、第三十九条、第四十条、第四十一条(税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)第五十一条の二の改正規定に限る。)第四十二条から第四十七条まで、第四十八条、第五十条並びに第五十二条から第五十六条までの規定 令和元年十月一日

附 則 (平成二八年六月三日法律第六二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第十八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十九条 附則第二条から第八条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二八年六月三日法律第六三号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二十一条 附則第二条から第二十三条まで及び第二十六条の規定は、(第十二号に係る部分に限る。)、第一百十四条及び第一百十五条の規定並びに附則第五条から第九条まで、第十一条、第十四条から第十七条まで、第十八条(登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)別表第三の改正規定に限る。)、第二十条から第二十三条まで及び第二十六条の規定は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二十五条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとなる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二八年一二月二日法律第九四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条の規定並びに附則第六条中国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第百七十九号）第十三条の三の改正規定、附則第八条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第十七条の一の改正規定並びに附則第九条、第十条及び第十三条の規定

定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(適用区分)

第二条 第一条の規定による改正後の公職選挙法（以下この条において「新公職選挙法」という。）第九条第三項から第五項まで、第四十四条第三項、第四十八条の二第一項、第四十九条の二第四項及び第五十七条第一項の規定並びに附則第八条の規定による改正後の住民基本台帳法別表第二及び別表第四の規定は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙又は審査について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙又は審査については、なお従前の例による。

附 則 （平成二十九年三月三一日法律第九号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 （平成二十九年四月一四日法律第一五号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条の規定並びに附則第十三条から第十七条まで及び第二十五条の規定 公布の日又は平成二十九年四月一日のいずれか遅い日

附 則 （平成二十九年五月二四日法律第三六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律の施行に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（以下この条において「個人情報の保護に関する法律」という。）の施行の日前である場合は、前条のうち住民基本台帳法別表第三中二十一の二の二の項を二十一の三の項とし、二十一の項の次に次のように加える改正規定中「別表第三中」とあるのは、「別表第三中二十一の三の項を二十一の四の項」とする。

二 第二条 この法律の施行に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（以下この条において「個人情報の保護に関する法律」という。）の施行の日前である場合は、前条のうち住民基本台帳法別表第三中二十一の二の二の項を二十一の三の項とし、二十一の項の次に次のように加える改正規定中「別表第三中」とあるのは、「別表第三中二十一の三の項を二十一の四の項」とする。

三 第二条 この法律の施行に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（以下この条において「個人情報の保護に関する法律」という。）の施行の日前である場合は、前条のうち住民基本台帳法別表第三中二十一の二の二の項を二十一の三の項とし、二十一の項の次に次のように加える改正規定中「別表第三中」とあるのは、「別表第三中二十一の三の項を二十一の四の項」とする。

四 第二条 この法律の施行に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（以下この条において「個人情報の保護に関する法律」という。）の施行の日前である場合は、前条のうち住民基本台帳法別表第三中二十一の二の二の項を二十一の三の項とし、二十一の項の次に次のように加える改正規定中「別表第三中」とあるのは、「別表第三中二十一の三の項を二十一の四の項」とする。

5 附 則 （平成二十九年五月二四日法律第三七号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第八条、第二十四条及び第二十六条の規定は、公布の日から施行する。

第二十五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二十六条 附則第二条から第四条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十条、第十二条及び第二十条の規定は、公布の日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二十条 附則第二条から第九条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成二九年六月一日法律第五〇号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条並びに附則第四条及び第二十四条の規定は、公布の日から施行する。

第二十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二十四条 この附則に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二九年六月二日法律第五一号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに次条並びに附則第十五条、第十六条、第二十七条、第二十九条、第三十一条、第三十六条及び第四十七条から第四十九条までの規定 公布の日

附 則 （平成二九年六月一六日法律第六五号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二十九年六月二日法律第六五号）抄

(住民基本台帳法の一部改正に伴う調整規定)

第八条 施行日が通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十号）

次項において「通訳案内士法等改正法」という。の施行の日前である場合は、前条のうち住民基本台帳法別表第三中二十一の二の二の項を二十一の三の項とし、二十一の項の次に次のように加える改正規定中「別表第三中」とあるのは、「別表第三中二十一の三の項を二十一の四の項」とする。

二 第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成二九年六月八日法律第四四号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中生活保護法の目次の改正規定、同法第二十七条の二の改正規定、同法第九章中第五十五条の六を第五十五条の七とする改正規定、同法第八章の章名の改正規定、同法第五十五条

の四第二項及び第三項並びに第五十五条の五の改正規定、同法第八章中同条を第五十五条の六とし、第五十五条の四の次に一条を加える改正規定、同法第五十七条から第五十九条まで、第六十四条、第六十五条第一項、第六十六条第一項、第七十条第五号及び第六号、第七十一条第五号及び第六号、第七十三条第三号及び第四号、第七十五条第一項第二号、第七十六条の三並びに第七十八条第三項の改正規定、同法第七十八条の二第二項の改正規定（「支給機関」を「第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給する者」に改める部分に限る。）、同法第五十五条第二項、第八十五条の二及び第八十六条第一項の改正規定並びに同法別表第一の六の項第一号及び別表第三都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村の項の改正規定並びに次条の規定、附則第九条中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）の項第一号の改正規定、附則第十七条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第二の五の十一の項、別表第三の七の七の項、別表第四の四の十一の項及び別表第五第九号の四の改正規定（いずれも「就労自立給付金」の下に「若しくは同法第五十五条の五第一項の進学準備給付金」を加える部分に限る。）並びに附則第二十三条及び第二十四条の規定（政令への委任）

（政令への委任）この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成三〇年六月一五日法律第五二号）抄

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十二号）の公布の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則（平成三〇年六月二二日法律第六二号）抄

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。一次条並びに附則第五条、第八条、第九条及び第三十二条の規定（公布の日定める日（罰則に関する経過措置）

三 第一条の規定及び第二条中食品流通構造改善促進法第三章を第二章とし、同章の次に一章を加える改正規定（第二十七条第二項に係る部分に限る。）並びに附則第四条、第十五条から第十八条まで及び第三十条の規定（公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日（罰則に関する経過措置）

第三十一条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとする場合におけるこの法律の施行後にして同一の行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第三十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成三〇年六月二七日法律第六六号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に定める日から施行する。

三 第十五条の規定並びに附則第十四条（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）の項の改正規定に限る。）及び第十五条の規定（平成三十一年一月一日）

附 則（平成三〇年七月六日法律第七一号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第三条の規定並びに附則第七条第二項、第八条第二項、第十四条及び第五十五条の規定、附則第十八条中社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）別表第一第十八号の改正規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第二十八条及び第三十八条第三項の改正規定、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第二項の改正規定、附則第二十七条の規定、附則第二十八条中厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第四条第一項第五十二条の改正規定及び同法第九条第一項第四号の改正規定（（平成十年法律第四十六号）の下に「、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」を加える部分に限る。）並びに附則第三十条の規定（公布の日（罰則に関する経過措置）

第二十九条 この法律（附則第一条第三号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成三〇年一二月一四日法律第九三号）抄

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成三〇年一二月一四日法律第一〇二号）抄

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（平成三〇年三月二九日法律第三号）抄

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二章並びに附則第五条、第八条（地方税法第二十七条第二項の改正規定（第五十五条第六項、「削る部分を除く。）及び同法第二百九十九条第二項の改正規定を除く。）、第九条から第十六条まで、第十七条（特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第二十三条第一号ニの改正規定に限る。）、第十八条、第十九条及び第二十一条（総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第五十三号及び第五十五号の改正規定に限る。）の規定は、令和六年一月一日から施行する。

第一条 この法律は、令和元年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（平成三一年三月二九日法律第四号）抄

第一条 この法律は、令和六年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（平成三一年三月二九日法律第六号）抄

五十七条」を「第五十七条第一項」に改める部分に限る。)を除く。)、同法第五十六条(見出しを含む。)の改正規定、同法第五十七条の見出しの改正規定(電子計算機処理等の受託者等)を「利用者証明検証者等」に改める部分に限る。)及び同条の改正規定(同条に二項を加える部分を除く。)第四条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下この条から附則第六条までにおいて「番号利用法」という。)別表第一及び別表第二の改正規定並びに第七条の規定並びに附則第三条、第七条から第九条まで、第六十八条及び第八十条の規定 公布の日

二 第二条中住民基本台帳法目次の改正規定(第十五条)を「第十五条の四」に、「第二十条」を「第二十一条の三」に、「第二十二条」を「第二十二条の四」に改める部分に限る。)同法第二条及び第三条の改正規定、同法第十条の次に一条を加える改正規定、同法第十二条第一項及び第五项、第十二条の二第四項並びに第十二条の四第四項の改正規定、同法第二章中第十五条の次に三条を加える改正規定、同法第十九条の次に一条を加える改正規定、同法第二十条第一項の改正規定、同法第二十二条の改正規定(すべて)を「全て」に改める部分に限る。)同法第二十二条の改正規定及び第三条の改正規定、同法第三章に三条を加える改正規定(第二十二条第一項の改正規定、同法第三章に三条を加える改正規定(第二十二条第一項の改正規定)並びに第十六条の二、第十六条の六、第十六条の七及び第十六条の十一の改正規定、同法第二十二条の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同法第七条及び第八条の改正規定、同法第七条及び第八条の改正規定(同条第四項を削る部分を除く。)同法第二十七条の改正規定(同条第四項を削る部分を除く。)同法第二十八条の改正規定(同条第四項を削る部分を除く。)同法第二十九条、第三十一条、第三十五条の二及び第三十五条の七の改正規定、同法第六十七条第一項の改正規定(第六号に掲げる部分を除く。)同条第三項の改正規定並びに同法第七十七条の二の改正規定並びに第四条中番号利用法第二条第七項及び第十四条第二項の改正規定、番号利用法第十七条の改正規定(同号に掲げる部分を除く。)並びに番号利用法第十八条の二第三項、第十九条第五号及び第四十八条の改正規定並びに附則第四条第三項、第九項及び第十項、第五条、第六十五条、第六十九条及び第七十条の規定 公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日

三 第二条中住民基本台帳法別表第一の四十四の三の項の次に次のように加える改正規定 平成三十三年一月一日 略

八 略

九 第二条中住民基本台帳法第十七条の改正規定(同条に三号を加える部分(第五号及び第六号に係る部分に限る。)に限る。)同法第二十条第二項からの第五項までの改正規定及び同法第三章に三条を加える改正規定(第二号に掲げる部分を除く。)並びに附則第四条第一項、第二項、第五项から第七項まで、第十一項及び第十二項、第五十七条、第五十八条、第六十一条並びに第六十三条(日本国憲法の改正手続に関する法律(平成十九年法律第五十一号)第三十六条第二項の改正規定に限る。)の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

三から六まで 略

七 第二条中住民基本台帳法別表第一の四十四の三の項の次に次のように加える改正規定 平成三十三年一月一日

十 第二条中住民基本台帳法目次の改正規定(第二号に掲げる部分を除く。)同法第八条、第九条、第十三条及び第十五条第二項の改正規定(第二号に掲げる部分を除く。)同法第十七条の改正規定(前号に掲げる部分を除く。)同法第二十条の改正規定(第二号に掲げる部分を除く。)並びに附則第四条第一項及び第八条の規定(第二号に掲げる部分を除く。)並びに附則第四条第一項及び第八条の規定(第二号に掲げる部分を除く。)同法第二十二条の改正規定(第二号に掲げる部分を除く。)並びに附則第四条第一項及び第八条の規定(第二号に掲げる部分を除く。)同法第二十六条から第三十条までの改正規定、同法第三十条の六に一項を加える改正規定、同法第四章の四とし、同法第四章の二の次に一章を加える改正規定、同法第四十二条、第四十七条及び第五十一条の改正規定、同法別表第一の改正規定(住民基本台帳法の一部改正に伴う経過措置)

十一 第二条中住民基本台帳法第十五条の二の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「第二号施行日」という。)前においても、第二条の規定による改正後の住民基本台帳法(次項及び次条において「新住民基本台帳法」という。)第十七条(第五号及び第六号に係る部分に限る。)に規定する事務の実施のために必要な準備行為をすることができる。

十二 市町村長、都道府県知事及び地方公共団体情報システム機構は、附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日(次条及び附則第五条において「第十号施行日」という。)前においても、新住民基本台帳法第十七条(第三号、第四号及び第七号に係る部分に限る。)及び第四章の三に規定する事務の実施のために必要な準備行為をすることができる。

第十三条 新住民基本台帳法第十五条の二の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「第二号施行日」という。)前に市町村長が消除した住民票又は住民票を改製した場合における改製前の住民票であつて、同号に掲げる規定の施行の際現に市町村長が保存しているものについても適用する。

第十四条 新住民基本台帳法第十五条の二の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「第二号施行日」という。)前に市町村長が消除した住民票又は住民票を改製した場合は、新住民基本台帳法第十五条の四の規定は、適用しない。

第十五条 市町村長は、第十号施行日ににおいて現に当該市町村(特別区を含む。以下この項及び第九項において同じ。)に係る住民票を消除し、又は改製した日から起算して五年を経過している住民票については、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、新住民基本台帳法第十五条の四の規定は、適用しない。

第十六条 市町村長は、第十号施行日ににおいて現に当該市町村(特別区を含む。以下この項及び第九項において同じ。)が備える戸籍の附票であつて、番号利用法の施行の日以後いずれの市町村においても住民基本台帳に記録されたことがない者に係るものについては、新住民基本台帳法第十七条の規定にかかるらず、第十号施行日以後住民基本台帳法第三十条の三第一項の規定によりその者に係る住民票に同法第七条第十三号に規定する住民票コードが記載され、同法第十九条第一項の規定による通知が行われるまでの間は、新住民基本台帳法第十七条第七号に掲げる事項を記載しないものとする。

第十七条 第九号施行日から第十号施行日の前日までの間ににおける新住民基本台帳法第十条第二項及び第五項の規定の適用については、同条第二項中「戸籍の附票の写しで第十七条第七号に掲げる事項の記載を省略したもの」とあるのは「戸籍の附票の写し」と、同条第五項の表第十二条第五項の項中「及び第七号に掲げる事項並びに」とあるのは「に掲げる事項及び」とする。

新住民基本台帳法第二十一条の規定は、第一号施行日前に市町村長が消除した戸籍の附票又は戸籍の附票を改製した場合における改製前の戸籍の附票であつて、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に市町村長が保存しているものについても適用する。

市町村長がその戸籍の附票の除票（新住民基本台帳法第二十一条第一項に規定する戸籍の附票の除票をいう。以下この項において同じ。）に係る戸籍の附票を消除し、又は改製した日から起算して五年を経過している戸籍の附票については、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、新住民基本台帳法第二十一条の三の規定は、適用しない。

第二号施行日から第九号施行日の前日までの間ににおける新住民基本台帳法第二十一条の三第二項から第五項までの規定の適用については、同条第一項中「戸籍の附票の除票の写し」で第十七条第七号に掲げる事項の記載を省略したもの」とあり、及び同条第三項中「戸籍の附票の除票の写し」で第十七条第二号から第六号までに掲げる事項のみが表示されたもの」とあるのは、「戸籍の附票の除票の写し」と、同条第四項中「として、同項に規定する」とあるのは、「として」と、同条第五項中「第七項まで」とあるのは、「第四項まで、第六項及び第七項」と、「から第五項まで」とあるのは、「第三項及び第五項」と、「第九項まで」とあるのは、「第六項まで及び第九項」と、同項の表第十二条の三第八項及び第九項の項中「第十二条の三第八項及び第九項」とあるのは、「戸籍の附票の除票の写し」と、同条第四項中「として、同項に規定する」とあるのは、「として」と、「に掲げる事項及び」とあるのは、「に掲げる事項及び」とする。

第九号施行日から第十号施行日の前日までの間ににおける新住民基本台帳法第二十一条の三第二項及び第五項の規定の適用については、同条第二項中「戸籍の附票の除票の写し」で第十七条第七号に掲げる事項の記載を省略したもの」とあるのは、「戸籍の附票の除票の写し」と、同条第五項の表第十二条の三第八項及び第九項の項中「及び第七号に掲げる事項並びに」とあるのは、「に掲げる事項及び」とする。

市町村長は、第十号施行日において現に当該市町村が備える戸籍の附票に記録されている者であつて、番号利用法の施行の日以後いづれの市町村においても住民基本台帳に記録されたことがないものについては、新住民基本台帳法第三十条の四十一第一項の規定にかかるわらず、その者に係る同項に規定する附票本人確認情報（新住民基本台帳法第十七条第七号に掲げる事項を除く。）を都道府県知事に通知するものとする。

前項の規定による通知は、新住民基本台帳法第三十条の四十一第一項の規定による通知とみなす。
第一号施行日から施行日の前日までの間ににおける住民基本台帳法第三十二条の規定の適用については、同条中「作成」とあるのは、「作成並びに除票及び戸籍の附票の除票の保存」とする。
第一号施行日から第十号施行日の前日までの間ににおける新住民基本台帳法第四十三条第二号（（から子までに係る部分に限る。））の規定の適用については、同号ハ及び二中「本人確認情報又は附票本人確認情報」とあり、並びに同号ヘ中「本人確認情報又は第三十条の四十二第一項の規定による通知に係る附票本人確認情報」とあるのは、「本人確認情報」と、同号ト中「又は受領した附票本人確認情報等の電子計算機処理等」と、中「受領者又は第三十条の四十四の十二において準用する第三十条の二十八第一項に規定する附票情報受領者」とあるのは、「受領者」と、同号チ中「又は第三十条の四十四の十二において準用する第三十条の二十八第一項に規定する受領した附票本人確認情報等の電子計算機処理等」とあるのは、「電子計算機処理等」とする。

第七条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。附則第九条第一項において同じ。）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

政府は、前項に定めるもののほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和元年五月三一日法律第一七号）抄

（施行期日）この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十五条の規定 この法律の公布の日又は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号。第四号において「情報通信技術利用法改正法」という。）の公布の日のいずれか遅い日

二 及び三 略

四 附則第五条（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の項の改正規定を除く。）、第六条（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の二第一項の改正規定を除く。）及び第十四条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第二の改正規定を除く。）の規定 前号に掲げる規定の施行の日又は情報通信技術利用法改正法附則第一条第九号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日

附 則（令和元年六月七日法律第二八号）抄

（施行期日）この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（罰則に関する経過措置）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

第三十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（罰則に関する経過措置）

第一 条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和二年三月三一日法律第八号）抄

（施行期日）この法律は、令和二年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和二年三月三一日法律第三七号）抄

（施行期日）この法律は、令和二年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、令和二年三月三一日法律第八号）抄

（施行期日）この法律は、令和二年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、令和二年三月三一日法律第一四号）抄

（施行期日）この法律は、令和二年三月三一日から施行する。

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第十九条第一項の改正規定、同法第三十六条の見出しを削る改正規定並びに同法第四十八条及び第五十四条の改正規定並びに同法附則第四条、第五条、第十条及び第十一条の二第一項の改正規定並びに附則第十条、第二十六条及び第二十八条から第三十二条までの規定 公布の日

（罰則に関する経過措置）

第三十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされ

三 第一条中航空法第二百三十五条の次に一条を加える改正規定並びに附則第三条、第九条及び第十一条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(住民基本台帳法の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行日の前日までの間においては、前条の規定による改正後の住民基本台帳法別表第一の百八十人の項中「同法第二百三十一条の六第一項の登録、同法第二百三十一条の八第一項の登録の更新、同法第二百三十一条の十一項の届出又は同法第二百三十一条の十三第一項の登録の抹消」とあるのは、「又は無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十一号）附則第三条第二項の登録」とする。

附 則 (令和二年一月九日法律第七五号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年四月二八日法律第二四号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二条 中不動産登記法第二百三十一条第五項の改正規定及び附則第三十四条の規定 公布の日

第二条中不動産登記法の目次の改正規定、同法第四章第三節第二款中第七十四条の前に一条を加える改正規定、同法第七十六条第二項の改正規定、同法第七十六条の次に五条を加える改正規定（第七十六条の二及び第七十六条の三に係る部分に限る）、同法第二百十九条の改正規定及び同法第二百六十四条の改正規定（同条に一項を加える部分を除く。）並びに附則第五条第四項から第六項まで、第六条、第二十二条及び第二十三条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(住民基本台帳法の一部改正に伴う経過措置)

第二十三条 第二号施行日から第三号施行日の前日までの間における前条の規定による改正後の住民基本台帳法別表第一の三十一の項の規定の適用については、同項中「登記、同法第七十六条の四の表示」とあるのは、「登記」とする。

第三十四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。附 則 (令和三年五月一〇日法律第三〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和三年五月一九日法律第三六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、附則第六十条の規定は、公布の日から施行する。

(住民基本台帳法の一部改正に伴う秘密保持義務に関する経過措置)

第十五条 この法律の施行前に前条の規定による改正前の住民基本台帳法（以下この条及び次条において「旧住民基本台帳法」という。）第三十条の九の二の規定により提供を受けた住民基本台帳法第七条第十三号に規定する住民票コード（以下この条及び次条において「住民票コード」という。）の同法第三十条の二十四第一項に規定する電子計算機処理等（以下この条及び次条において「電子計算機処理等」という。）に関する事務に從事していた総務省の職員又は職員であつた者に係る旧住民基本台帳法第三十条の三十第二項の規定によるその事務に関して知り得た住民票コードに関する秘密又は住民票コードの電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない義務については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(住民基本台帳法の一部改正に伴う罰則に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前に旧住民基本台帳法第三十条の九の二の規定により提供を受けた住民票コードの電子計算機処理等に関する事務に従事していた総務省の職員又は職員であつた者がこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(処分等に関する経過措置)

第五十七条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。）の規定により従前の国の機関がした認定等の処分その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相当の国機関がした認定等の処分その他の行為とみなす。

この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対してその手続がされていないものとみなして、新法令の他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国機関に對してその手續がされていないものとみなして、新法令のより相当の国機関に對してされた申請、届出その他の行為とみなす。

この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に對して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に對してその手續がされているものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国機関に對してその手續がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

(命令の効力に関する経過措置)

第五十八条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国機関がした認定等の処分その他の行為とみなして、新法令の二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第五十九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

第六十条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(施行期日) 附 則 (令和三年五月一九日法律第三七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 第二十七条（住民基本台帳法別表第一から別表第五までの改正規定に限る。）、第四十五条、第四十七条及び第五十五条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二の改正規定（同表の二十七の項の改正規定を除く。）に限る。）並びに附則第八条第一項、第五十九条から第六十三条まで、第六十七条及び第七十一条から第七十三条までの規定 公布の日

四 第十七条、第三十五条、第四十四条、第五十条及び第五十八条並びに次条、附則第三条、第五条、第六条、第七条（第三項を除く。）、第十三条、第十四条、第十八条（戸籍法第二十九条の改訂規定（戸籍の）の下に「正本及び」を加える部分を除く。）に限る。）、第十九条から第二十一条まで、第二十三条、第二十四条、第二十七条、第二十九条（住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改正規定を除く。）、第三十条、第三十一条、第三十三条から第三十五条まで、第四十条、第四十二条、第四十四条から第四十六条まで、第四十八条、第五十条から第五十二条まで、第五十三条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第四十五条の二第一項、第五項、第六項及び第九項の改正規定並びに同法第五十二条の三の改正規定を除く。）、第五十五条（がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百

十一号) 第三十五条の改正規定(「(条例を含む。)」を削る部分に限る。)を除く。、第五十六条、第五十八条、第六十四条、第六十五条、第六十八条及び第六十九条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日

五及び六 略

七 第二十七条(住民基本台帳法第二十四条の二の改正規定及び同法第三十条の十五第三項の改正規定に限る。)、第四十八条(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第七十一条の二を同法第七十一条の三とし、同法第七十一条の次に一条を加える改正規定を除く。)、第四十九条及び第五十一条並びに附則第九条(第三項を除く。)、第十条、第十五条规定(戸籍法第二十九条の改正規定(「戸籍の」の下に「正本及び」を加える部分に限る。)に限る。)、第二十二条、第二十五条、第二十六条、第二十八条、第二十九条(住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改正規定に限る。)、第三十九条、第四十三条、第四十七条、第四十九条、第五十四条、第五十五条(がん登録等の推進に関する法律第三十五条の改正規定(「(条例を含む。)」を削る部分に限る。)に限る。)、第五十七条、第六十六条及び第七十条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日

八及び九 略

十 第二十八条、第三十四条、第三十六条、第四十条、第五十六条及び第六十一条の規定 公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第七十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後に行った行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

第七十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第七十三条 政府は、行政機関等に係る申請、届出、処分の通知その他の手続において、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを利用して当該個人を識別できるようにするため、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを戸籍の記載事項とすることを含め、この法律の公布後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和三年五月一九日法律第三八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めた日から施行する。

一 略

二 第二章(第八条を除く。)並びに附則第七条(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)別表第一の十三の項の次に次のように加える改正規定を除く。)、第九条及び第十五条の規定

三 第八条、第十二条及び第二十条並びに附則第五条第一項及び第七条(住民基本台帳法別表第一の十三の項の次に次のように加える改正規定に限る。)の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 (令和三年五月一九日法律第三九号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和三年五月二六日法律第四六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

附 則 (令和三年五月二六日法律第四六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和三年六月一日法律第六五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 から三まで 略

四 第二条及び第三条並びに附則第十三条、第十五条、第十七条、第十八条及び第二十一条の規定 附 則 (令和三年六月一日法律第六六号) 抄
(施行期日)

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 から三まで 略

六 第一条中健康保険法第二百五条の四第二項及び第二百五条の五の改正規定、第二条中船員保険法第五十三条の十第二項及び第一百五十三条の十一の改正規定、第五条中高齢者の医療の確保に関する法律第六十五条の二第二項及び第一百六十五条の三の改正規定、第六条中国民健康保険法第一百十三条の二の三第一項の改正規定(「第七百三条の四第十一項第一号」を「第七百三条の四第十項第一号」に改める部分に限る。)並びに附則第二十九条、第三十一条及び第三十二条の規定 公布の日

二から五まで 略

六 第一条中健康保険法第二百五条の四第二項及び第二百五条の五の改正規定、第二条中船員保険法第五十三条の十第二項及び第一百五十三条の十一の改正規定、第五条中高齢者の医療の確保に関する法律第六十五条の二第二項及び第一百六十五条の三の改正規定、第六条中国民健康保険法第一百十三条の二の三第二項及び第一百十三条の四の改正規定、第八条の規定(第一号に掲げる改正規定を除く。)並びに第九条及び第十条の規定並びに附則第十三条中私立学校教職員共済組合法第四十七条の三第二項及び第四十七条の四の改正規定、附則第十三条中国家公務員共済組合法第一百四十四条の二第二項及び第一百四十四条の三の改正規定、附則第十五条中地方公務員等共済組合法第一百四十四条の三十三第二項及び第一百四十四条の三十四の改正規定並びに附則第二十二条、第二十四条及び第三十条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(政令への委任)

第三十二条 附則第三条から第十条まで、第十二条、第十四条及び第十六条に規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和三年六月一六日法律第七四号）抄

第六条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

行する。

〔旅行業法〕
この法律は、公布の日から起算して五年を経過した日から施行する。

附 則（令和三年六月八日法律第二二号）抄
施行期日 この法律は、公布の日から起算して五日を経過した
附 則（令和四年三月三一日法律第四号）抄
施行期日

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各

一から三まで 略

ハ 第十三条中税理士法第二条の改正規定（同条第一項第二号に係る部分を除く。）、同法第四

規定、同法第二十六条第一項第四号の改正規定、同法第四十七条の二の次に一条を加える改正規定、同法第四十八条を同法第四十七条の四とし、同法第五章中同条の次に一条を加える

定、同法第四十九条の十四第一項の改正規定、同法第五十一条第二項の改正規定、同条第四項の文王規定（第三十一条）と「第二条の三及び第三十一条」に取り扱う部分を除く。）、同

法第五十五条の改正規定、同法第五十六条の改正規定、同法第五十七条第一項の改正規定、同法第五十八条の改正規定、同法第五十九条第一項の改正規定、同法第六十条の改正規定、

に附則第七十条第二項及び第三項、第八十六条（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一の文規定期を除く。）、第八十七条から第九十二条まで、第九十三条、第九十四条

附 則（令和四年四月二〇日法律第二六号）抄

第一条 この法律は、令和五年三月三十一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第三条及び附則第三条から第六条までの規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内

(施行期日) 附 則 (令和四年四月二七日法律第三三号) 抄

行する。

施行期日　第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に

掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第三条及び第七条から第九条までの規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日
(罰則に関する経過措置)

第十七条第一項及び第十八条から第二十三条までの規定 令和十年十月一日

第二十七條 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法

律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律による改正後のそれぞれの法律

の規定について検討を加え
(政令への委任) その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

第三十四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め
る。

附則（令和六年五月二二日法律第三二号）抄

(令和六年五月二二日法律第三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第十八条の規定 公布の日
第一項第十八条の規定取扱い第三条第八項第十号イ及び第三十条第一項の改正規定、同法第三十一条第一項中商品見引き第二条同様に規定する文三見引きに司法第二百一十二条第一号の文三見引きに司法第二百五十九条の二

（罰則に関する経済措置）月を超えない範囲において政令で定める日

第十七条 この法律（附則第一条第一号及び第三号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為並びに附則第三条、第四条及び第六条の規定によりなお從前の例によることとされる

場合における第三号施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十八条 (政令への委任) この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関するもの）

経過措置を含む。)は、政令で定める。

行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施

行する。ただし、附則第十六条から第十八条まで及び第十九条第一項の規定は、公布の日から施行する。

第十六条 (政令への委任) この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め

別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十、第三十条の四十四、第三十号の四十四の十二、第三十号の四十四の十三〔四四〕）

第三十一条の四〇の二十一 第三十一条の四〇の十三(同)

の機関又は法人
一 被災者生活再建支援法（平成二十二年法律第二百四十九号）による同法第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給に關する事務であつて総務省令で定めるもの

成十年法律第六十六号)第六条第一項に規定する支援法人

				一の十 金融庁 若しくは 財務省 又は 経済産業省
二 金融庁又は 財務省				六条の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
三 金融庁又は 財務省				株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）による同法第二百七十六条又は第二百八十一条の三の登録又は同法第六十条の七第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四 削除				保険業法（平成七年法律第五号）による同法第二百七十六条又は第二百八十一条の登録に關する事務であつて総務省令で定めるもの
五 金融庁又は 財務省				第六十条の登録に關する事務であつて総務省令で定めるもの
第六十九条第一項の届出、同法第一百八十七条の登録又は同法第一百九十二条第一項の登録に關する事務であつて総務省令で定めるもの				第六十条の登録に關する事務であつて総務省令で定めるもの
投資信託及び投資法人に關する法律（昭和二十六年法律第一百九十八号）による 第六十九条第一項の届出、同法第一百八十七条の登録又は同法第一百九十二条第一項の登録に關する事務であつて総務省令で定めるもの				第六十条の登録に關する事務であつて総務省令で定めるもの
四 削除				第六十条の登録に關する事務であつて総務省令で定めるもの

十三の二 預金 保険機構	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十九号）による同法第十二条第一項第二号の個人番号の確認に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十三の三 預金 保険機構	預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）による同法第三条第四項、第五条第三項、第七条第三項若しくは第八条第三項の通知又は同法第九条第一項の規定による情報の提供に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十四 農水産業 協同組合貯金保 険機構	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）による同法第五十七条の二第一項の貯金等に係る債権の額の把握に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十五 金融庁又 は財務省	公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）による同法第三十四条の九の二若しくは第三十四条の十第二項の届出又は同法第三十四条の二十四若しくは第三十五条の二十八第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十六 総務省	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による同法第十条の特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十七 総務省	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による同法第十条の特定公的給付の支給を実施するための基础とする情報の管理に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十八 総務省	執行官法の一部を改正する法律（平成十九年法律第十八号）附則第三条第一項の規定によりなお從前の例により支給されることとされる同法による改正前の執行官法（昭和四十一年法律第一百十一号）附則第十三条の規定による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十九 地方公務 員共済組合及び 全国市町村職員 共済組合連合会	国会議員互助年金法を廃止する法律（平成十八年法律第一号）又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十 行政書士会連 合会	行政書士法（昭和二十六年法律第四号）による同法第六条第一項の行政書士の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十一 地方公 務員共済組合及 び全国市町村職 員共済組合連 合会	介護保険法による特別徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十二 地方公 務員共済組合連 合会	介護保険法による特別徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十三 地方公 務員災害補償 基金	地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）による公務上の災害若しくは通勤による災害に対する補償又は福祉事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十四 総務省	電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）による同法第九条の登録、同法第十三条第五項の届出、同法第四十六条第三項（同法第七十二条第二項において準用する場合を含む。）の交付、同法第一百十七条第一項の認定又は同法第一百二十二条第五項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十五 総務省	日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）による同法第十条第三項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十六 総務省	電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）による同法第四条の免許、同法第四条の二第二項の届出、同法第八条第一項の予備免許、同法第二十四条の六第二項（同法第二十四条の十三第二項において準用する場合を含む。）の届出、同法第二十七条の二十一第一項の登録、同法第三十七条の検定、同法第四十一条第一項の免許又は同法第四十八条の二第一項の船舶局無線従事者証明に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十七 消防法 機関	消防法による消防設備士試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十八 消防法 第十七条の十一	消防法による消防設備士試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

三十八の三 法務省	三十九 法務省	四十 法務省	四十一 法務省	四十二 法務省	四十三 法務省
表題部 所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第十五号）による同法第三条第一項の探索に関する事務であつて総務省令で定めるもの	供託法（明治三十二年法律第十五号）による同法第八条第一項の還付又は同条第二項の取戻しに関する事務であつて総務省令で定めるもの	出入国管理及び難民認定法による同法第七条の二第一項の交付、同法第二十条第三項（同法第二十二条の二第三項（同法第二十二条の三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第二十一条第三項若しくは第二十二条第二項（同法第二十二条の二第四項（同法第二十二条の三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の許可又は同法第二十二条の四第一項の在留資格の取消しに関する事務であつて総務省令で定めるもの	日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法による同法第四条第一項若しくは第五条第一項の許可又は同法第七条第一項の特別永住者証明書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの	日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法による同法第四条第一項若しくは第五条第一項の許可又は同法第七条第一項の特別永住者証明書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの	日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法による同法第四条第一項若しくは第五条第一項の許可又は同法第七条第一項の特別永住者証明書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
年金制度の一元化等を図るために厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則（昭和三十三年法律第二百二十九号）第三条の年金である給付の支給又は被用者組合会	国家公務員共済組合法第七十四条の退職等年金給付若しくは同法附則第十三条の二第二項の一時金の支給、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）第三条の年金である給付の支給又は被用者組合会	国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）による同法第九条第一項の国税等の徴収若しくは収納又は同法第十一条第四項において準用する会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十一条第一項の債権者への支払に関する事務であつて総務省令で定めるもの	国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）による同法第九条第一項の国税等の徴収若しくは収納又は同法第十一条第四項において準用する会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十一条第一項の債権者への支払に関する事務であつて総務省令で定めるもの	国家公務員共済組合法第七十四条の退職等年金給付若しくは同法附則第十三条の二第二項の一時金の支給、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）第三条の年金である給付の支給又は被用者組合会	国家公務員共済組合法第七十四条の退職等年金給付若しくは同法附則第十三条の二第二項の一時金の支給、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）第三条の年金である給付の支給又は被用者組合会

五十三 文化庁	万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律（昭和三十一年法律第八十六号）による同法第五条第一項の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
五十四 文化庁	著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）による同法第七十五条第一項又は第六十一年法律第六十五号）第五条第一項に規定する指定登録	
五十五 文化庁	登録の特例に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
五十六 文化庁	又はプログラムの著作物に係る登録の特例に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
五十七 文化庁	六十一一年法律第六十五号）第五条第一項に規定する指定登録	
機関	七十七条の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
五十五 文化庁	著作権法による同法第八十八条第一項又は同法第一百四条において準用する同法第七十七条の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
五十六 文化庁	著作権等管理事業法（平成十二年法律第二百三十一号）による同法第三条の登録又は同法第七条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
五十七 文化庁	美術品の美術館における公開の促進に関する法律（平成十年法律第九十九号）による同法第三条第一項の登録又は同法第五条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
五十七の一 厚生労働省	医療法（昭和二十三年法律第二百五号）による同法第五条の二第一項の認定に關する事務であつて総務省令で定めるもの	
五十七の二 厚生労働省	第九条の医師国家試験の実施又は同法第十六条の六第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
五十七の三 厚生労働省	医師法（昭和二十三年法律第二百一号）による同法第二条の医師の免許、同法第五十七条の四 厚生労働省	歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）による同法第二条の歯科医師の免許、同法第五十七条の四第一項の登録に關する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の五 厚生労働省	医師法（昭和二十四年法律第二百四号）による同法第二条第一項第一号の認定に關する事務であつて総務省令で定めるもの	
五十七の六 厚生労働省	保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）による同法第七条第一項第一号の認定に關する事務であつて総務省令で定めるもの	
五十七の七 厚生労働省	看護師等の免許、同法第二項の助産師の免許、同法第三項の看護師の免許又は同法第十七条の保健師国家試験の実施に關する事務であつて総務省令で定めるもの	
五十七の八 厚生労働省	看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）による同法第九条第一項の都道府県による看護師等の資質の向上及び就業の促進のための取組の支援に關する事務であつて総務省令で定めるもの	
五十七の九 厚生労働省	歯科衛生士法による同法第三条の歯科衛生士の免許に關する事務であつて総務省令で定めるもの	
五十七の十 厚生労働省	厚生労働省又は歯科衛生士法第十一条の四第一項に規定する指定登録機関	

五十七の九 厚生労働省	歯科衛生士法による同法第十条の試験の実施に關する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の十 厚生労働省	診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）による同法第三条の診療放射線技師の免許又は同法第十七条の試験の実施に關する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の十一 厚生労働省	歯科技工士法による同法第三条の歯科技工士の免許に關する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の十二 厚生労働省	歯科技工士法（昭和三十年法律第二百六十八号）第九条の二第一項に規定する指定登録機関
五十七の十三 厚生労働省	歯科技工士法による同法第十二条の試験の実施に關する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の十四 厚生労働省	歯科技工士法による同法第十三条の試験の実施に關する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の十五 厚生労働省	臨床検査技師等に關する法律（昭和三十三年法律第七十六号）による同法第三条の臨床検査技師の免許若しくは同法第十二条の試験の実施又は臨床検査技師、衛生検査技師等に關する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十九号）附則第三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法の規定による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に關する法律第五条の登録に關する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の十六 厚生労働省	臨床検査技師等に關する法律（昭和三十三年法律第七十六号）による同法第三条の臨床検査技師の免許若しくは同法第十二条の試験の実施又は臨床検査技師、衛生検査技師等に關する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十九号）附則第三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法の規定による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に關する法律第五条の登録に關する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の十七 厚生労働省	臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）による同法第三条の臨床工学技士の免許に關する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の十八 厚生労働省	臨床工学技士法による同法第十条の試験の実施に關する事務であつて総務省令で定めるもの
試験機関	臨床工学技士法による同法第十条の試験の実施に關する事務であつて総務省令で定めるもの
第十七条第一項に規定する指定試験機関	臨床工学技士法による同法第十条の試験の実施に關する事務であつて総務省令で定めるもの

五十七の十八 厚生労働省	義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）による同法第三条の義肢装具士の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の十九 厚生労働省又は 義肢装具士法第 十七条第一項に 規定する指定試 験機関	五十七の二十 厚生労働省又は 救急救命士法 (平成三年法律 第三十六号) 第 十二条第一項に 規定する指定登 録機関
五十七の二十 厚生労働省 又は救急救命士 法第三十七条第 一項に規定する 指定試験機関	五十七の二十 厚生労働省 又は言語聴覚士 法(平成九年法 律第二百三十二 号) 第十二条第 一項に規定する 指定登録機関
五十七の二十 厚生労働省 又は言語聴覚士 法第三十六条第 一項に規定する 指定試験機関	五十七の二十 言語聴覚士法 による同法第二十九条の試験の実施に関する事務であつて総務省 令で定めるもの
五十七の二十 厚生労働省 又はん摩マツ サージ指圧師、 はり師、きゅう 師等に関する法 律(昭和二十二 年法律第二百十 七号) 第三条の 四第一項に規定	あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律による同法第二条 第一項のあん摩マツサージ指圧師国家試験、はり師国家試験又はきゅう師国家 試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

する指定試験機関	五十七の二十 五厚生労働省 又はあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律による同法第二条 第一項のあん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゅう師の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
律第二条の二十 三第一項に規定する指定登録機関	五十七の二十 六厚生労働省 又は柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）第八条の二 七厚生労働省 又は柔道整復師法第十三条の三 第一項に規定する指定試験機関
柔道整復師法による同法第三条の柔道整復師の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの	柔道整復師法による同法第十条の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律による同法第二条 第一項のあん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゅう師の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの	五十七の二十 六厚生労働省 又は柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）第八条の二 七厚生労働省 又は柔道整復師法第十三条の三 第一項に規定する指定試験機関
あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律による同法第二条 第一項のあん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゅう師の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの	五十七の二十 六厚生労働省 又は柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）第八条の二 七厚生労働省 又は柔道整復師法第十三条の三 第一項に規定する指定試験機関
新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法（平成二十一年法律第九十八号）による同法第二条第一項の給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法（平成二十一年法律第九十八号）による同法第二条第一項の給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第二百二十六号）による同法第三条第一項の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金、同法第七条第一項の訴訟手当金、同法第八条第一項の追加給付金若しくは同法第十九条の定期検査費等の支給又は同法第十六条第一項の特定B型肝炎ウイルス感染者定期検査費等受給者証の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第二百二十六号）による同法第三条第一項の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金、同法第七条第一項の訴訟手当金、同法第八条第一項の追加給付金若しくは同法第十九条の定期検査費等の支給又は同法第十六条第一項の特定B型肝炎ウイルス感染者定期検査費等受給者証の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第二百四十五号）による同法第十八条第一項の一般疾病医療費の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成二四年法律第三十一号）による同法第二十八条第一項の予防接種の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）による同法第二条第三項の管理栄養士の免許又は同法第五条の二の管理栄養士国家試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成二四年法律第三十一号）による同法第二十八条第一項の予防接種の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

五十七の三十 四、厚生労働省又は理容師法第 四条の二第一項に規定する指定試験機関	五十七の三十 五、製菓衛生法(昭和四十年法律第百十五号)第四条第二項に規定する指定試験機関	五十七の三十一 六、厚生労働省	五十七の三十一 五、製菓衛生法(昭和四十年法律第百十五号)第四条第二項に規定する指 定試験機関	五十七の三十一 五、製菓衛生法(昭和四十年法律第百十五号)第四条第二項に規定する指 定試験機関	五十七の三十一 五、製菓衛生法(昭和四十年法律第百十五号)第四条第二項に規定する指 定試験機関	五十七の四十 一、厚生労働省又は美容師法第 四条の二第一項に規定する指定試験機関	五十七の四十 一、厚生労働省又は美容師法第 四条の二第一項に規定する指定試験機関	五十七の四十 一、厚生労働省又は美容師法第 四条の二第一項に規定する指定試験機関	五十七の四十 一、厚生労働省又は美容師法第 四条の二第一項に規定する指定試験機関
五十七の三十 九、厚生労働省又は理容師法第 四条の二第一項に規定する指定試験機関	理容師法による同法第三条第一項の理容師試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	理容師法による同法第一条の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの	建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十年法律第二十号)による同法第七条第一項の建築物環境衛生管理技術者免状の交付に関する事務	建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十年法律第二十号)による同法第七条第一項の建築物環境衛生管理技術者試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十年法律第二十号)による同法第七条第一項の建築物環境衛生管理技術者試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	クリーニング業法による同法第七条第一項のクリーニング師の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	クリーニング業法による同法第七条第一項のクリーニング師の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	クリーニング業法による同法第七条第一項のクリーニング師の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	クリーニング業法による同法第七条第一項のクリーニング師の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

第一項に規定する登録試験機関	七十一の三厚生労働省又は職業能力開発促進法第三十条の二	七十一の四厚生労働省又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	七十一の五児童手当法第十七条第一項の表の規定する者	七十一の六社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会	七十一の七市町村社会福祉協議会又は都道府県社会福祉協議会	七十一の八厚生労働省又は社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第十一条に規定する指定試験機関	七十一の九厚生労働省又は社会福利士及び介護福祉士法第三十五条第一項に規定する指定試験機関	七十一の十厚生労働省又は社会福祉士及び介護福祉士法第四十三条第一項に規定する指定試験機関
トの登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	職業能力開発促進法による同法第三十条の十九第一項のキャリアコンサルタン	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成二十三年法律第四十七号)による同法第四条第一項の認定又は同法第十一条の就職支援計画の作成若しくは同法第十二条の就職支援措置の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	児童手当法による同法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する同法第八条第一項の児童手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	生活保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)による同法第八十条の四第一項の情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務であつて総務省令で定めるもの	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第二百三十四号)による同法第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)による同法第十八条第一項の指定に関する事務であつて総務省令で定めるもの	精神保健福祉士法による同法第五条の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	社会福祉士及び介護福祉士法による同法第四十二条第一項の介護福祉士の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
社会福祉士及び介護福祉士法による同法第二十八条の社会福祉士の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	社会福祉士及び介護福祉士法による同法第二条第二項第七号の事務であつて総務省令で定めるもの	社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)による同法第二条第二項第七号の事務であつて総務省令で定めるもの	社会福祉士及び介護福祉士法による同法第五条の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	厚生労働省	厚生労働省	厚生労働省	厚生労働省	厚生労働省
社会福利士法による同法第二十八条の社会福利士の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	社会福利士法による同法第二条第二項第七号の事務であつて総務省令で定めるもの	社会福利士法による同法第五条の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	社会福利士法による同法第二条第二項第七号の事務であつて総務省令で定めるもの	厚生労働省	厚生労働省	厚生労働省	厚生労働省	厚生労働省
社会福利士法による同法第二十八条の社会福利士の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	社会福利士法による同法第二条第二項第七号の事務であつて総務省令で定めるもの	社会福利士法による同法第五条の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	社会福利士法による同法第二条第二項第七号の事務であつて総務省令で定めるもの	厚生労働省	厚生労働省	厚生労働省	厚生労働省	厚生労働省

七十八の二 厚生労働省	未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第二百六十一号）による同法第五条第一項の留守家族手当、同法第十五条の帰郷旅費、同法第十六条第一項の葬祭料、同法第十七条第一項の遺骨引取経費又は同法第二十六条の障害一時金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十八の三 厚生労働省	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）による同法第三条の特別給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十八の四 厚生労働省	戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第二百六十八号）による同法第九条の援護に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十八の五 厚生労働省	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第二百号）による同法第三条の特別弔慰金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十八の六 厚生労働省	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第二百九号）による同法第三条第一項の特別給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十九 農林水産省	卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）による同法第四条第一項若しくは第六条第一項の認定又は同条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
八十 農林水産省又は経済産業省	商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）による同法第九条の許可、同法第十九条第一項の届出、同法第七十八条の許可、同法第八十五条第一項の届出、同法第九十六条の十九第一項の認可、同条第三項（同法第九十六条の二十五第四項及び第九十六条の三十一第四項において準用する場合を含む。）の届出、同法第九十六条の二十五第一項若しくは第三項ただし書の認可、同法第九十六条の二十八第三項若しくは第九十六条の二十九の届出、同法第九十六条の三十一第一項、第二百三十二条第一項若しくは第二百四十五条第一項の認可、同法第一百六十七条の許可、同法第一百七十七条の届出、同法第一百九十条第一項の許可、同法第一百九十五条第一項の届出、同法第二百条第一項の登録、同条第七項の更新、同法第二百二十五条第一項若しくは第二百二十八条第一項の認可、同法第二百四十五条第一項の登録、同法第二百四十五条若しくは第二百七十九条第一項の認可、同法第二百八十三条第三項の届出、同法第三百三十二条第一項の許可、同法第三百三十五条第二項（同法第二百条第一項において準用する場合を含む。）の届出又は同法第三百四十二条第一項の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
八十一 農林水産省又は経済産業省	商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）による同法第三条の許可、同法第八条第一項の更新又は同法第十条の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
八十二 農林漁業組合	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付（同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。）若しくは一時金の支給又は同法附則第五十

八十三 農林水産省	七条第一項の特例業務負担金の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
八十四 経済産業省	森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）による同法第二十五条第一項若しくは第二項の指定、同法第二十六条第一項若しくは第二項の指定の解除、同法第三十二条第一項（同法第三十三条の三及び第四十四条において準用する場合を含む。）の意見書の提出又は同法第三十三条の二第一項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）の変更に関する事務であつて総務省令で定めるもの
八十五 国立研究開発法人産業技術総合研究所	計量法（平成四年法律第五十一号）による同法第四十条第一項若しくは第四十六条第一項の届出、同法第四十二条第一項（同法第四十六条第二項において準用する場合を含む。）の届出又は同法第六十二条第一項（同法第二百三十三条において準用する場合を含む。）の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
八十六 経済産業省	アルコール事業法（平成十二年法律第三十六号）による同法第三条第一項、第八条第二項（同法第二十条、第二十五条及び第三十条において準用する場合を含む。）の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
八十七 経済産業省又は環境省	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）による同法第五十条第一項の許可、同法第五十二条第一項の更新、同法第五十三条第三項の届出、同法第六十三条第一項の許可、同法第六十五条第一項の更新又は同法第六十六条第三項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
八十八 経済産業省	情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）による同法第十五条第一項の情報処理安全確保支援士の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
八十九 経済産業省	鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）による同法第二十二条第一項、第四十条第三項、第四十一条第一項若しくは第五十一条の二第一項の許可、同法第五十二条第一項の届出、同法第五十九条第一項の登録、同法第七十七条第一項の認可又は同法第八十四条第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
九十 経済産業省	石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）による同法第六条の登録又は同法第二十条第三項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

九十一 経済産業省	火薬類取締法（昭和二十五年法律第二百四十九号）による同法第三十一条第三項の試験（経済産業大臣が行うものに限る。）の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
九十二 火薬類取締法第三十一条の三第一項に規定する指定試験機関	火薬類取締法による同法第三十一条第三項の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
九十三 高圧ガス保安協会	高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五十九条の二十八第一項第四号の四に規定する液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十一年法律第二百四十九号）第三十八条の四の二第一項の免状交付事務の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
九十四 経済産業省	電気工事士法（昭和三十五年法律第二百三十九号）による同法第四条の二第一項の交付又は同条第七項の書換えに関する事務であつて総務省令で定めるもの
九十五 経済産業省	電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和四十五年法律第九十六号）による同法第三条第一項若しくは第三項の登録又は同法第十条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
九十六 経済産業省又は環境省	特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）による同法第二十三条第一項又は第二十四条第一項の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの
九十七条 土地交通省	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法による同法第四十二条第一項の命令若しくは選任の請求、同条第二項若しくは第五項の命令の請求又は地域福利増進事業等（同法第四十三条第一項に規定する地域福利増進事業等をいう。以下同じ。）の実施の準備に関する事務であつて総務省令で定めるもの
九十八 土地交通省	建設業法（昭和二十四年法律第二百号）による建設業の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
九十九 國土交通省又は建設業者証交付機関	建設業法による技術検定の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百一 國土交通省	建設業法による監理技術者資格者証の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百二 國土交通省及び環境省	浄化槽法（昭和五八年法律第二百四十三号）による浄化槽設備士免状の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百三 國土交通省	旅館の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百四 観光庁	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第二百五十二号）による同法第八条の不動産鑑定士試験の実施、同法第十五条若しくは第十八条の登録、同法第十九条の届出又は同法第二十二条第一項若しくは第三項、第二十六条第一項若しくは第二十七条第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百五 観光庁又は旅行業法第四章第二項に規定する旅行業者	旅館宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）による同法第二十二条第一項の登録又は同法第二十六条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百六 観光庁	貸貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和二年法律第六十号）による同法第三条第一項の登録又は同法第七条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百七 國土交通省	旅館業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）による旅館業の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百八 國土交通省	旅館宿泊事業法による同法第四十六条第一項の登録又は同法第五十条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百九 國土交通省	旅館ホテル整備法（昭和二十四年法律第二百七十九号）によるホテル又は旅館の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百十 國土交通省	公営住宅法（昭和二十六年法律第二百九十三号）による同法第十五条の公営住宅の管理（同法第四十七条第一項の規定に基づき公営住宅を管理する事業主体の同意を得て、その事業主体に代わつて行う当該公営住宅の管理に限る。）に関する事務であつて総務省令で定めるもの

百一の三 國土交通省及び環境省	水道法による同法第二十五条の六第一項の給水装置工事主任技術者試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百二 國土交通省	マンションの管理の適正化の推進に関する法律による同法第三十条第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百三 國土交通省	マンションの管理の適正化の推進に関する法律による同法第三十条第一項に規定する指定登録機関
百四 観光庁	マンションの管理の適正化の推進に関する法律による同法第四十四条第一項若しくは第三項又は第五十九条第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百五 観光庁又は旅行業法第四章第二項に規定する旅行業者	マンションの管理の適正化の推進に関する法律による同法第二十二条第一項若しくは第三項又は第五十九条第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百六 観光庁	マンションの管理の適正化の推進に関する法律による同法第二十六条第一項の登録又は同法第二十七条第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百七 國土交通省	旅館宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）による同法第二十二条第一項の登録又は同法第七条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百八 國土交通省	旅館業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）による旅館業の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百九 國土交通省	旅館宿泊事業法による同法第四十六条第一項の登録又は同法第五十条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百十 國土交通省	旅館ホテル整備法（昭和二十四年法律第二百七十九号）によるホテル又は旅館の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百十一 國土交通省	公営住宅法（昭和二十六年法律第二百九十三号）による同法第十五条の公営住宅の管理（同法第四十七条第一項の規定に基づき公営住宅を管理する事業主体の同意を得て、その事業主体に代わつて行う当該公営住宅の管理に限る。）に関する事務であつて総務省令で定めるもの

<p>百二十三 人事 院若しくは国家 公務員災害補償 法(昭和二十六 年法律第二百九 一号)第三条第 一項に規定する 実施機関又は防 衛省</p> <p>別表第二(第三十条の十、第三十条の四十四の三関係)</p> <p>提供を受ける 通知都道府県 又は附票通知 都道府県の区 域内の市町村 の市町村長そ の他の執行機 関</p> <p>一の三 災害 救助法(昭和 二十二年法律 第一百八号) 第二条の二第 一項に規定す る救助実施市 (別表第四の 一の三の項に おいて「救助 実施市」とい う。)の長</p> <p>災害救助法によ る同法第一項若 しくは第二項の救 助又は同法第十一 条に規定する事 務(災害発生市 町等(以下こ の項及び別表 第四の四の四 の項において 「災害発生市 町」とい う。)の長</p>	<p>百四十九 人事 院若しくは国家 公務員災害補償 法(昭和二十六 年法律第二百九 一号)第三条第 一項に規定する 実施機関又は防 衛省</p> <p>国家公務員災害補償法(防衛省の職員の給与等に関する法律において準用する場合を含む。)による公務上の災害若しくは通勤による災害に対する補償又は 福祉事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p> <p>通知都道府県 又は附票通知 都道府県の区 域内の市町村 の市町村長そ の他の執行機 関</p> <p>新型インフルエンザ等対策特別措置法による同法第二十八条第一項の予防接種の 実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p> <p>災害救助法(昭和三十六年法律第二百二十三号)による同法第八十六条の十 五第一項の安否情報の回答 同法第九十条の二第一項の罹災証明書の交付又は同 法第九十条の三第一項の被災者台帳の作成に関する事務であつて総務省令で定め るもの</p> <p>災害救助法による同法第二条の二第一項の救助又は同法第十二条の扶助金の支給 に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
---	--

四の二 保健 所を設置する 市又は特別区 の長	四の二 教育 委員会	三の二 市町村長	二の二 市町 委員会	一の十 市町 村長その他 の執行機関	一の八 指定 都市の長	一の七 市町 村長	一の六 市町 村長	一の五 市町 村長	町村等」とい う。)の長
災害救助法による同法第一項若しくは第二項の救助又は同法第十二条の扶助金の支給に関する事務のうち、同法第十三条第一項の規定により災害発生市町等の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの	公職選挙法による同法第九条第三項の規定により都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有する者が從前住所を有していた現に選挙人名簿に登録されている市町村において当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をする場合に同法第四十四条第三項の規定により提示することとされている文書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの	被災者生活再建支援法による同法第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給に関する事務のうち、同法第四条第二項の規定により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの							

五十二条の二 十二第一項に 規定する中核 市をいう。以 下同じ。) 又 は児童福祉法 第五十九条の四 第一項に規 定する児童相 談所設置市 (以下「児童 相談所設置 市」という。)	第五十九条の四 第一項に規 定する児童相 談所設置市 (以下「児童 相談所設置 市」の長)	五の七 市長 又は福祉事務 所を管理する 所長	五の八 市町 村長その他の 執行機関	五の九 市町 村長	五の十 市長 又は福祉事務 所を管理する 所長	五の十一 指 定都市又は中 核市の長	五の十二 町 村長	五の十三 市 長又は福祉事 務所を管理す る町村長
特定疾病医療費の支給、同法第二十条第一項の療育の給付、同法第二十四条の二 第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付 費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第二 十四条の二十第一項の障害児入所医療費の支給、同法第三十三条の六第一項の児 童自立生活援助の実施又は同法第五十六条第一項の負担能力の認定若しくは同条 第二項の費用の徴収に関する事務のうち、同法第五十九条の四第一項の規定によ り指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市の長が行うこととされたものに 関する事務であつて総務省令で定めるもの	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による同法第四条第一項の 児童扶養手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	児童手当法による同法第八条第一項(同法第十七条第一項の規定により読み替え て適用する場合を含む。)の児童手当の支給に関する事務であつて総務省令で定 めるもの	児童手当法による同法第八条第一項(同法第十七条第一項の規定により読み替え て適用する場合を含む。)の児童手当の支給に関する事務であつて総務省令で定 めるもの	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)による同法第 十七条规定第一項、第三十一条の七第一項又は第三十三条第一項の便宜の供与に關す る事務であつて総務省令で定めるもの	母子及び父子並びに寡婦福祉法による同法第三十一条(同法第三十一条の十にお いて準用する場合を含む。)の給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定 めるもの	母子及び父子並びに寡婦福祉法による同法第十三条第一項、第三十一条の六第一 項若しくは第三十二条第一項又は附則第三条第一項若しくは第六条第一項の資金 の貸付けに関する事務のうち、同法第四十六条の規定により指定都市又は中核市 の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの	母子保健法(昭和四十年法律第二百四十一号)による同法第九条の二第一項の相 談、同条第二項の支援、同法第十条の保健指導、同法第十二条、第十七条第一項 若しくは第十九条第一項の訪問指導、同法第十二条若しくは第十三条の健診 査、同法第十五条若しくは第十八条の届出、同法第十六条第一項の母子健康手帳 の交付、同法第二十条第一項の養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の 支給、同法第二十二条の四第一項の費用の徴収又は同法第二十二条第一項のこど も家庭センターの事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	生活保護法による同法第十九条第一項の保護の決定及び実施、同法第五十五条の 四第一項の就労自立給付金若しくは同法第五十五条の五第一項の進学・就職準備 給付金の支給、同法第五十五条の八第一項の被保護者健康管理支援事業の実施、 同法第六十三条の保護に関する費用の返還又は同法第七十七条第一項、第七十七

五の二十四 指定都市若し くは中核市又	五の二十一 市町村長	五の二十二 市町村長	五の二十三 市町村長	五の二十四 市町村長	五の十五 市	五の十六 指 定都市又は中 核市の長	五の十七 指 定都市の長
一 身体障害者福祉法による同法第十五条第四項の身体障害者手帳の交付に関する事務のうち、同法第四十三条の二の規定により指定都市又は中核市の長が行うこととされたものに關する事務であつて総務省令で定めるもの	二 身体障害者福祉法による同法第十五条第四項の身体障害者手帳の交付に関する事務のうち、同条第十項の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされたものに關する事務であつて総務省令で定めるもの	三 身体障害者福祉法による同法第十五条第四項の身体障害者手帳の交付に関する事務のうち、同法第十八条第一項の規定による同法第十九条第一項の指定又は同法第二十七条第一項若しくは第二項の診察、同法第二十九条第一項若しくは第三十一条の費用の徴収、同法第三十二条の入院措置、同法第三十三条の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による同法第十九条第一項の規定に基づく政令による同法第四十五条第二項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務のうち同法第五十一条の十二第一項の規定により指定都市の長が行うこととされたものに關する事務であつて総務省令で定めるもの	四 身体障害者福祉法による同法第十九条第一項の規定による同法第十九条第一項の規定に基づく政令による同法第十九条第一項の規定により市町村長が行うこととされたものに關する事務であつて総務省令で定めるもの	五 知的障害者福祉法による同法第十五条の四の障害福祉サービスの提供、同法第六条第一項の障害者支援施設等への入所等の措置又は同法第二十七条の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの	六 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による同法第十七条の障害児福祉手当若しくは同法第二十六条の二の特別障害者手当の支給又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）による同法附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	七 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による同法第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する事務のうち、同法第三十八条の規定により市町村長が行うこととされたものに關する事務であつて総務省令で定めるもの	八 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による同法第六条の自立支援給付の支給又は同法第七十七条の地域生活支援事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
九 条の二第一項、第七十八条第一項から第三項まで若しくは第七十八条の二第一項若しくは第二項の徴収金の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの	十 生活保護法による同法第二十四条第十項の申請の経由に関する事務であつて総務省令で定めるもの	十一 村長（福祉事務所を管理する町村長を除く。）	十二 町長	十三 五の十四 町	十四 五の十五 市	十五 五の十六 指 定都市又は中 核市の長	十六 五の十七 指 定都市の長

七 市町村長	五の三十二 戦傷病者戦没者遺族等援護法による同法第五条の援護に関する事務のうち、同法第五十一条の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされたものに関する事務のうち、同法第十三条の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされたものにあつて総務省令で定めるもの
六の三 保健所を設置する市又は特別区の長	五の三十三 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による同法第三条の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十三条の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされたものにあつて総務省令で定めるもの
六の二 市町村長	五の三十四 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による同法第三条の特別弔慰金の支給に関する事務のうち、同法第十五条の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされたものにあつて総務省令で定めるもの
五の三十五 市町村長	五の三十五 戦没者等の妻に対する特別弔慰金の支給に関する事務のうち、同法第十三条の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされたものにあつて総務省令で定めるもの
五の三十六 市町村長	五の三十六 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による同法第三条第一項の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十六条の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされたものにあつて総務省令で定めるもの
五の三十七 市町村長	五の三十七 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法による同法第三条の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十六条の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされたものにあつて総務省令で定めるもの
五の三十八 農業委員会	五の三十八 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）による同法第四十二条第一項の命令に関する事務である。
五の三十九 市町村長	五の三十九 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一号）による同法第二十二条の二第二項の探索に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の四十 市町村長	五の四十 森林法による同法第九十一条の四第一項の林地台帳の作成に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の四十一 市町村長	五の四十一 森林經營管理法（平成三十年法律第三十五号）による同法第四条第一項の經營管理権集積計画の作成、同法第五条の經營管理意向調査の実施、同法第十条若しくは第二十四条の探索、同法第三十五条第一項の經營管理実施権配分計画の作成又は同法第四十二条第一項の命令に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六 指定都市の長	六 指定都市の長
六の二 市町村長	六の二 市町村長
七 市町村長	七 市町村長

都道府県	提供を受ける通知事務	別表第三（第三十条の十一、第三十条の四十四の四関係）
		<p>国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）による同法第六条第三項の指定を受けた地籍調査又は同法第六条の四第一項の地籍調査に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p> <p>公営住宅法による同法第十五条の公営住宅の管理に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p> <p>住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）による同法第二十九条第一項の改良住宅の管理又は同条第三項の改良住宅の家賃若しくは敷金の決定若しくは変更若しくは収入超過者に対する措置に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p> <p>特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）による同法第十八条第二項の賃貸住宅の管理に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p> <p>高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）による同法第五条第一項の登録、同条第二項の更新又は同法第五十二条第一項の認可に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p> <p>空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十七号）による同法第九条第一項の調査に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p> <p>公害健康被害の補償等に関する法律による同法第三条第一項の補償給付の支給又は同法第四条第一項若しくは第二項の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律による同法第八条第一項若しくは第九条第一項の許可、同法第九条の二の四第一項の認定、同法第九条の五第一項（同法第十一条）の四において準用する場合を含む。の許可、同法第九条の六第一項（同法第十五条の四において準用する場合を含む。）の許可、同法第九条の七第二項（同法第十五条の四において準用する場合を含む。）の認可、同法第九条の七第二項（同法第十五条の四において準用する場合を含む。）の届出、同法第十二条の七第一項若しくは第七項の認定、同法第九項の届出、同法第十四条第一項の許可、同条第二項の更新、同条第六項の許可、同条第七項の更新、同法第十四条の二第一項の許可、同条第三項において準用する同法第七条の二第三項の届出、同法第十四条の四第一項の許可、同条第二項の更新、同条第六項の許可、同条第七項の更新、同法第十四条の五第一項の許可、同条第三項において準用する同法第七条の二第一項の許可、同条第三項若しくは第十五条の二の六第一項の許可、同法第十七条の四第一項の許可、同条第二項の更新、同条第六項の許可、同条第七項の更新、同法第十四条の五第一項の許可、同条第三項において準用する同法第九条第三項の届出、同法第十五条の三の三第一項の認定、同法第十七条の二第一項の届出又は同法第二十条の二第一項の登録に関する事務のうち、同法第二十四条の二第一項の規定により同項の政令で定める市長が行うこととされたものの実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p> <p>通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）による同法第五十七条において準用する同法第十八条の登録、同法第五十七条において準用する同法第二十三条第一項の届出又は同法第五十七条において準用する同法第二十四条の再交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>

六の三 都道府県 知事	栄養士法による同法第一項の栄養士の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六の四 都道府県 知事	調理師法による同法第三条の調理師の免許又は同法第三条の二第一項の調理師試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六の五 都道府県 知事	製菓衛生師法による同法第二条の製菓衛生師の免許又は同法第四条第一項の製菓衛生師試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六の六 都道府県 知事	クリーニング業法による同法第六条のクリーニング師の免許又は同法第七条第一項のクリーニング師の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六の七 都道府県 知事	水道法による同法第二十五条の二第一項（同法第二十五条の三の二第四項において準用する場合を含む。）の申請又は同法第二十五条の七の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六の八 都道府県 知事	医薬品、醫療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律による同法第三十六条の八第一項の試験の実施又は同条第二項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六の九 都道府県 知事	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による同法第十八条の職業転換給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七の一 都道府県 知事	職業能力開発促進法による職業訓練指導員の免許、職業訓練指導員試験の実施又は技能検定試験の実施その他技能検定に関する業務（同法第四十六条第二項の政令で定めるものに限る。）の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七の二 都道府県 知事	児童福祉法による同法第六条の四第一号の養育里親若しくは同条第二号の養子縁組里親の登録若しくは同条第三号の里親の認定、同法第十一条第一項第二号への児童及びその家庭についての調査及び判定、同法第十八条の十八第一項の保育士の登録、同法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第十九条の三第一項の指定医の指定、同法第十九条の二十二第四項の小児慢性特定疾患要支援者証明事業の実施、同法第二十条第一項の療育の給付、同法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の支給、同法第三十三条の六第一項の児童自立生活援助の実施又は同法第五十六条第一項の負担能力の認定若しくは同条第二項の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七の三 国家戦略 特別区域 限定する国第二 法第十二 六項に規 定家戦 試験を 実土特 別区域 を実行 する	国家戦略特別区域法による同法第十二条の五第八項において準用する児童福祉法第十八条の十八第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

事道府県知都	七の四 都道府県 知事	七の五 都道府県 知事	七の六 都道府県 知事	七の七 都道府県 知事	七の八 都道府県 知事	七の九 都道府県 知事	七の十 都道府県 知事	七の十一 都道府 県知事	七の十二 都道府 県知事	七の十三 都道府 県知事
児童福祉法による同法第二十二条第一項の助産施設における保護の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	児童手当法による同法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する同法第八条第一項の児童手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	児童扶養手当法による同法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	児童手当法による同法第十九条第一項の保護の決定及び実施、同法第五十五条の四第一項の就労自立給付金若しくは同法第五十五条の五第一項の進学・就職準備給付金の支給、同法第五十五条の人第一項の被保護者健康管理支援事業の実施、同法第六十三条の保護に要する費用の返還又は同法第七十七条第一項、第七十七条の二第二項、第七十八条第一項から第三項まで若しくは第七十八条の二第二項若しくは第二項の徴収金の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの	母子及び父子並びに寡婦福祉法による同法第十三条第一項、第三十一条の六第一項の貸付け、同法第十七条第一項、第三十二条第一項若しくは第六条第一項の便宜の供与又は同法第三十二条（同法第三十二条の十において準用する場合を含む。）の給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	母体保護法（昭和二十三年法律第百五十六号）による同法第十五条第一項の指定に関する事務であつて総務省令で定めるもの	生活保護法による同法第十九条第一項の保護の決定及び実施、同法第五十五条の四第一項の就労自立給付金若しくは同法第五十五条の五第一項の進学・就職準備給付金の支給、同法第五十五条の人第一項の被保護者健康管理支援事業の実施、同法第六十三条の保護に要する費用の返還又は同法第七十七条第一項、第七十七条の二第二項、第七十八条第一項から第三項まで若しくは第七十八条の二第二項若しくは第二項の徴収金の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による同法第十八条第一項の指定、同法第二十七条第一項若しくは第二項の診察、同法第二十九条第一項若しくは第二十九条の二第一項の入院措置、同法第三十二条の費用の徴収、同法第三十八条の四の退院等の請求又は同法第四十五条第二項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による同法第三条第一項の特別児童扶養手当、同法第十七条の障害児福祉手当若しくは同法第二十六条の二の特別障害者手当の支給又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）による同法附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの		

七の二十 四 都道		九 都道		八 都道		府県知事		府県知事		九 都道		八 都道		府県知事		府県知事	
事道	十七	都府県知	都	都道府	都	都道府	都	都道府	都	都道府	都	都道府	都	都道府	都	都道府	都
建設業法による建設業の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの	関連情報の提供に関する事務であつて総務省令で定めるもの	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法による同法第六条若しくは第七条第一項の許可、同法第二十条第一項若しくは第十九条第一項の申請、同法第二十二条第一項の承認、同法第二十七条第一項若しくは第三十七条第一項の申請、同法第四十二条第一項の命令若しくは選任の請求、同条第二項若しくは第五項の命令の請求、地域福利増進事業等の実施の準備又は同法第四十三条第二項の土地所有者等の	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律による同法第三十八条の四第一項の交付又は同条第五項の書換えに関する事務であつて総務省令で定めるもの	電気工事業の業務の適正化に関する法律による同法第三三条第一項若しくは第三項の登録又は同法第十条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	火薬類取締法による同法第三十一条第三項の試験（都道府県知事が行うものに限る。）の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	大規模小売店舗立地法による同法第五条第一項、第六条第二項、第八条第七項、第九条第四項又は附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律による同法第二十七条第一項の登録、同法第三十条第一項の更新又は同法第三十一条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	第一項若しくは第二項の指定の解除、同法第二十七条第二項（同法第三十三条の三及び第四十四条において準用する場合を含む。）の経由、同法第三十二条第一項（同法第三十三条の三及び第四十四条において準用する場合を含む。）の経由若しくは意見書の提出又は同法第三十三条の二第二項の変更に関する事務であつて総務省令で定めるもの	計量法による同法第四十条第二項（同法第四十二条第三項において準用する場合を含む。）の経由、同法第四十六条第一項の届出、同条第二項において準用する同法第四十二条第一項の届出、同法第五十二条第一項の届出、同条第二項において準用する同法第四十二条第一項の届出、同法第一百十四条において準用する同法第六十二条第一項の届出又は同法第一百六十八条の八の規定により都道府県知事が行うこととされた事務の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	森林法による同法第二十五条の二第一項若しくは第二項の指定、同法第二十六条の三及び第四十四条において準用する場合を含む。）の経由、同法第三十二条第一項（同法第三十三条の三及び第四十四条において準用する場合を含む。）の経由若しくは意見書の提出又は同法第五条の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	畜産商法（昭和二十四年法律第二百八号）による同法第五条の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	第六条第一項の認定又は同条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの					
建設業法による建設業の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの	関連情報の提供に関する事務であつて総務省令で定めるもの	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法による同法第六条若しくは第七条第一項の許可、同法第二十条第一項若しくは第十九条第一項の申請、同法第二十二条第一項の承認、同法第二十七条第一項若しくは第三十七条第一項の申請、同法第四十二条第一項の命令若しくは選任の請求、同条第二項若しくは第五項の命令の請求、地域福利増進事業等の実施の準備又は同法第四十三条第二項の土地所有者等の	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律による同法第三十八条の四第一項の交付又は同条第五項の書換えに関する事務であつて総務省令で定めるもの	電気工事業の業務の適正化に関する法律による同法第三三条第一項若しくは第三項の登録又は同法第十条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	火薬類取締法による同法第三十一条第三項の試験（都道府県知事が行うものに限る。）の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	大規模小売店舗立地法による同法第五条第一項、第六条第二項、第八条第七項、第九条第四項又は附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律による同法第二十七条第一項の登録、同法第三十条第一項の更新又は同法第三十一条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	第一項若しくは第二項の指定の解除、同法第二十七条第二項（同法第三十三条の三及び第四十四条において準用する場合を含む。）の経由、同法第三十二条第一項（同法第三十三条の三及び第四十四条において準用する場合を含む。）の経由若しくは意見書の提出又は同法第五条の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	森林法による同法第二十五条の二第一項若しくは第二項の指定、同法第二十六条の三及び第四十四条において準用する場合を含む。）の経由、同法第三十二条第一項（同法第三十三条の三及び第四十四条において準用する場合を含む。）の経由若しくは意見書の提出又は同法第五条の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	畜産商法（昭和二十四年法律第二百八号）による同法第五条の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	第六条第一項の認定又は同条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの						

十八都道府県知事	净化槽法による净化槽工事業の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十九都道府県知事	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第二百四号）による同法第二十一条第一項の登録又は同法第二十五条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十都道府県知事	宅地建物取引業法による宅地建物取引業の免許又は宅地建物取引士資格の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十一都道府県知事	旅行業法第六十七条の規定により都道府県知事が行うこととされた事務の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十二都道府県知事	住宅宿泊事業法による同法第三条第一項又は第四項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十三都道府県知事	通訳案内士法による同法第十八条（同法第五十七条において準用する場合を含む。）の登録、同法第二十三条第一項（同法第五十七条において準用する場合を含む。）の届出又は同法第二十四条（同法第五十七条において準用する場合を含む。）の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十四都道府県知事	不動産の鑑定評価に関する法律による同法第二十二条第一項若しくは第三項、同法第二十六条第一項又は同法第二十七条第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十五都道府県知事	一項の地籍調査に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十六都道府県知事	住宅地区改良法による同法第二十九条第一項の改良住宅の管理又は同条第三項の改良住宅の家賃若しくは敷金の決定若しくは変更若しくは収入超過者に対する措置に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十七都道府県知事	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による同法第十八条第二項の賃貸住宅の管理に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十八都道府県知事	高齢者の居住の安定確保に関する法律による同法第五条第一項の登録、同条第二項の更新又は同法第五十二条第一項の認可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十九都道府県知事	建築基準法による同法第七十七条の六十三第一項の経由に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十七都道府県知事		二十九福島県知事		三十一条の十二、三十一条の四十四の五関係		別表第四（第三十条の十二、第三十条の四十四の五関係）	
町村長	一の四市長	一の四市長	一の二市長	一の二市長	一の二市長	福島県及び附都道府県の区域内の市町村の執行機関	福島復興再生特別措置法による同法第四十九条の健康管理調査の実施に関する事務
都道府県	害发生市町村等の長	助実施市の長	町村長	一の三救	災害救助法による同法第二条第一項若しくは第二項の救助又は同法第十二条の扶助金の支給に関する事務のうち、同法第十三条第一項の規定により灾害発生市町村等の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの	新型インフルエンザ等対策特別措置法による同法第二十八条第一項の予防接種の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	公害健康被害の補償等に関する法律による同法第三条第一項の補償給付の支給又は同法第四条第一項若しくは第二項の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの
都道府県	高齢者の居住の安定確保に関する法律による同法第五条第一項の安否情報の回答、同法第九十条の二第一項の罹災証明書の交付又は同法第九十条の三第一項の被災者台帳の作成に関する事務であつて総務省令で定めるもの	灾害救助法による同法第二条の二第一項の救助又は同法第十二条の扶助金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	災害対策基本法による同法第八十六条の十五第一項の安否情報の回答、同法第九十条の二第一項の罹災証明書の交付又は同法第九十条の三第一項の被災者台帳の作成に関する事務であつて総務省令で定めるもの	廃棄物の処理及び清掃に関する法律による同法第八条第一項若しくは第九条第一項の許可、同法第九条の二の四第一項の認定、同法第九条の五第一項（同法第十五条の四において準用する場合を含む。）の許可、同法第九条の六第一項（同法第十五条の四において準用する場合を含む。）の認可、同法第九条の七第二項（同法第十一条の四において準用する場合を含む。）の届出、同法第十二条の七第一項若しくは第七項の認定、同法第十四条第一項の許可、同法第二十三条第一項において準用する同法第七条の二第三項の届出、同法第十五条第一項若しくは第十五条の二の六第一項の許可、同法第三項において準用する同法第七条の二第三項の届出、同法第十五条の三の三第一項の認定、同法第十七条の二第一項の届出又は同法第二十条の二第二項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの			
都道府県	建築士法による同法第四条第三項若しくは第五項の免許、同法第五条第一項の登録、同法第二項の交付、同法第五条の二第一項若しくは第二項若しくは第八条の二の届出、同法第九条第一項第一号の申請、同法第二十三条第一項若しくは第三項の登録又は同法第二十三条の五第一項若しくは第二十三条の七の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	被災者生活再建支援法による同法第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給に関する事務のうち、同法第四条第二項の規定により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの	被災者生活再建支援法による同法第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給に関する事務のうち、同法第四条第二項の規定により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの	福島復興再生特別措置法による同法第四十九条の健康管理調査の実施に関する事務	公害健康被害の補償等に関する法律による同法第三条第一項の補償給付の支給又は同法第四条第一項若しくは第二項の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの		

一の六 市	災害弔慰金の支給等に関する法律による同法第三条第一項の災害弔慰金若しくは同法第八条第一項の災害障害見舞金の支給又は同法第十条第一項の災害援護資金の貸付けに関する事務であつて総務省令で定めるもの
町村長	子ども・子育て支援法による同法第十一条の子どものための教育・保育給付若しくは同法第三十条の二の子育てのための施設等利用給付の支給又は同法第五十九条の地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
一の七 市	届出又は同法第三十四条第三項の認証に関する事務であつて総務省令で定めるもの
町村長	特定非営利活動促進法による同法第十条第一項の認証、同法第二十三条第二項の公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による同法第十条の特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であつて総務省令で定めるもの
定都市の長	届出又は同法第三十四条第三項の認証に関する事務であつて総務省令で定めるもの
一の九 市	届出又は同法第三十四条第三項の認証に関する事務であつて総務省令で定めるもの
町村長その他の執行機関	公職選挙法による同法第九条第三項の規定により都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有する者が從前住所を有していた現に選挙人名簿に登録されている市町村において当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をする場合に同法第四十一条第三項の規定により提示することとされている文書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
一の十 市	公職選挙法による同法第九条第三項の規定により都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有する者が從前住所を有していた現に選挙人名簿に登録されている市町村において当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をする場合に同法第四十一条第三項の規定により提示することとされている文書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
市町村長	公職選挙法による同法第九条第三項の規定により都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有する者が從前住所を有していた現に選挙人名簿に登録されている市町村において当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をする場合に同法第四十一条第三項の規定により提示することとされている文書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
一の十一 市町村	公職選挙法による同法第九条第三項の規定により都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有する者が從前住所を有していた現に選挙人名簿に登録されている市町村において当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をする場合に同法第四十一条第三項の規定により提示することとされている文書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二 市町村	公職選挙法による同法第九条第三項の規定により都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有する者が從前住所を有していた現に選挙人名簿に登録されている市町村において当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をする場合に同法第四十一条第三項の規定により提示することとされている文書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二の二 教育委員会	公職選挙法による同法第九条第三項の規定により都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有する者が從前住所を有していた現に選挙人名簿に登録されている市町村において当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をする場合に同法第四十一条第三項の規定により提示することとされている文書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
三 市町村長	公職選挙法による同法第九条第三項の規定により都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有する者が從前住所を有していた現に選挙人名簿に登録されている市町村において当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をする場合に同法第四十一条第三項の規定により提示することとされている文書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
三の二 保健所を設置する市又は特別区の長	公職選挙法による同法第九条第三項の規定により都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有する者が從前住所を有していた現に選挙人名簿に登録されている市町村において当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をする場合に同法第四十一条第三項の規定により提示することとされている文書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四 広島市又は長崎市の長	公職選挙法による同法第九条第三項の規定により都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有する者が從前住所を有していた現に選挙人名簿に登録されている市町村において当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をする場合に同法第四十一条第三項の規定により提示することとされている文書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの

四の二 市	水道法による同法第二十五条の二第一項（同法第二十五条の三の二第四項において準用する場合を含む。）の申請又は同法第二十五条の七の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
町村長	国家戦略特別区域法による同法第十二条の五第八項において準用する児童福祉法第十八条の十八第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四の三 国	家戦略特別区域法第十条の五第一項の規定期限内に実施する試験都の長
四の四 市	児童福祉法による同法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費、同法第二十二条の五の四第一項の特例障害児通所給付費、同法第二十二条の五の十二第二項の高額障害児通所給付費、同法第二十二条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費、同法第二十四条の二十六第六項の障害児相談支援給付費若しくは同法第二十四条の二十七第一項の特例障害児相談支援給付費の支給、同法第二十二条の六の障害福祉サービスの提供、同法第二十四条第一項の保育所における保育の実施若しくは同法第五项若しくは第六項の措置又は同法第五十六条第二項の費用の徴収若しくは同法第六项若しくは第七項の処分に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四の五 市	児童福祉法による同法第二十二条第一項の助産施設における助産又は同法第二十二条第一項の母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四の六 指	児童福祉法による同法第六条の四第一号の養育里親若しくは同法第二号の養子縁組里親の登録若しくは同法第三号の里親の認定、同法第十一条第一項第二号ハへの児童及びその家庭についての調査及び判定、同法第十九条の二第一項の児童慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第一項の療育の給付、同法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第六項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の支給、同法第三十三条の六第一項の児童自立生活援助の実施又は同法第五十六条第一項の負担能力の認定若しくは同法第二十四条の費用の徴収に関する事務のうち、同法第五十九条の四第一項の規定により指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
四の七 市	児童手当法による同法第八条第一項（同法第十七条第一項の規定により読み替えられて適用する場合を含む。）の児童手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四の八 市	児童手当法による同法第八条第一項（同法第十七条第一項の規定により読み替えられて適用する場合を含む。）の児童手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
他の執行機関	児童手当法による同法第八条第一項（同法第十七条第一項の規定により読み替えられて適用する場合を含む。）の児童手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

四の九 市	町村長	四の十一 指定都市又 は中核市	四の十二 市町村長	四の十三 市長又は福 祉事務所を 管理する町 村長	四の十四 市町村長（福 祉事務所を 管理する町 村長を除く 。）	四の十五 市町村長	四の十六 市長又は 指定都市又 は中核市	四の十七 市長 指定都市の 長	四の二十九 市長又は 福祉事務所	四の二十九 市長	四の二十 市町村長	四の二十一 市長又は 福祉事務所 を管理する 市町村長	四の二十二 市町村長	四の二十三 市町村長	四の二十四 市町村長	四の二十五 市町村長	四の二十六 市町村長	四の二十七 市町村長	四の二十八 市町村長	四の二十九 市町村長	四の三十 市長又は 福祉事務所 を管理する 町村
母子及び父子並びに寡婦福祉法による同法第十三条第一項、第三十一条の七第一項又は第三十三条第一項の便宜の供与に関する事務であつて総務省令で定めるもの	母子及び父子並びに寡婦福祉法による同法第三十二条第一項若しくは第六条第一項の資金の貸付けに関する事務のうち、同法第四十六条の規定により指定都市又は中核市の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの	母子及び父子並びに寡婦福祉法による同法第九条の二第二項の相談、同条第二項の支援、同法第十条の保健指導、同法第十二条、第十七条第一項若しくは第十九条第一項の訪問指導、同法第十二条若しくは第十三条の健康診査、同法第十五条若しくは第十八条の届出、同法第六十三条第一項の母子健康手帳の交付、同法第二十条第一項の養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、同法第二十二条の四第一項の費用の徴収又は同法第二十二条第一項のこども家庭センターの事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	母子及び父子並びに寡婦福祉法による同法第十九条第一項の保護の決定及び実施、同法第五十五条の第一項の就労自立給付金若しくは同法第五十五条の五第一項の進学・就職準備給付金の支給、同法第五十五条の八第一項の被保護者健康管理支援事業の実施、同法第六十三条の保護に要する費用の返還又は同法第七十七条第一項、第七十七条の二第一項、第七十八条第一項から第三項まで若しくは第七十八条の二第二項若しくは第二項の徴収金の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの	生活保護法による同法第十九条第一項の保護の決定及び実施、同法第五十五条の五第一項の進学・就職準備給付金の支給、同法第五十五条の八第一項の被保護者健康管理支援事業の実施、同法第六十三条の保護に要する費用の返還又は同法第七十七条第一項、第七十七条の二第一項、第七十八条第一項から第三項まで若しくは第七十八条の二第二項若しくは第二項の徴収金の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの	生活保護法による同法第十九条第一項の保護の決定及び実施、同法第五十五条の五第一項の進学・就職準備給付金の支給、同法第五十五条の八第一項の被保護者健康管理支援事業の実施、同法第六十三条の保護に要する費用の返還又は同法第七十七条第一項、第七十七条の二第一項、第七十八条第一項から第三項まで若しくは第七十八条の二第二項若しくは第二項の徴収金の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による同法第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する事務のうち、同法第三十八条の規定により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による同法第六条の自立支援給付の支給又は同法第七十七条の地域生活支援事業の実施に関する事務のうち、同法第一百六条の規定により指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による同法第六条の自立支援給付の支給又は同法第七十八条の地域生活支援事業の実施に関する事務のうち、同法第一百六条の規定により指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの	老人福祉法による同法第十条の四若しくは第十二条の措置又は同法第二十八条第一項の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの	介護保険法による同法第十八条の保険給付の支給、同法第一百五十五条の四十五第一項の地域支援事業の実施又は同法第一百二十九条第一項の保険料の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの	国民健康保険法による同法第四章の保険給付の支給、同法第七十六条第一項の保険料の徴収又は同法第八十二条第一項の保健事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律による同法第五十六条の後期高齢者医療給付の支給、同法第一百四条第一項の保険料の徴収又は同法第一百二十五条第一項の高齢者保健事業若しくは同条第五項の事業の実施に関する事務であつて総務省令で定められたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの	中国残留邦人等の円滑な帰国促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び配偶者の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項若しくは第三項の支給付若しくは同法第十五条第一項の配偶者支援金の支給、平成十九年改正法による平成十九年改正法附則第四条第一項の支援給付の支給又は平成二十五年改正法								
母子及び父子並びに寡婦福祉法による同法第十三条第一項、第三十一条の七第一項又は第三十三条第一項の便宜の供与に関する事務であつて総務省令で定めるもの	母子及び父子並びに寡婦福祉法による同法第三十二条第一項若しくは第六条第一項の資金の貸付けに関する事務のうち、同法第四十六条の規定により指定都市又は中核市の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの	母子及び父子並びに寡婦福祉法による同法第九条の二第二項の相談、同条第二項の支援、同法第十条の保健指導、同法第十二条、第十七条第一項若しくは第十九条第一項の訪問指導、同法第十二条若しくは第十三条の健康診査、同法第十五条若しくは第十八条の届出、同法第六十三条第一項の母子健康手帳の交付、同法第二十条第一項の養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、同法第二十二条の四第一項の費用の徴収又は同法第二十二条第一項のこども家庭センターの事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	母子及び父子並びに寡婦福祉法による同法第十九条第一項の保護の決定及び実施、同法第五十五条の五第一項の進学・就職準備給付金の支給、同法第五十五条の八第一項の被保護者健康管理支援事業の実施、同法第六十三条の保護に要する費用の返還又は同法第七十七条第一項、第七十七条の二第一項、第七十八条第一項から第三項まで若しくは第七十八条の二第二項若しくは第二項の徴収金の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの	生活保護法による同法第十九条第一項の保護の決定及び実施、同法第五十五条の五第一項の進学・就職準備給付金の支給、同法第五十五条の八第一項の被保護者健康管理支援事業の実施、同法第六十三条の保護に要する費用の返還又は同法第七十七条第一項、第七十七条の二第一項、第七十八条第一項から第三項まで若しくは第七十八条の二第二項若しくは第二項の徴収金の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による同法第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する事務のうち、同法第三十八条の規定により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による同法第六条の自立支援給付の支給又は同法第七十七条の地域生活支援事業の実施に関する事務のうち、同法第一百六条の規定により指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による同法第六条の自立支援給付の支給又は同法第七十八条の地域生活支援事業の実施に関する事務のうち、同法第一百六条の規定により指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの	老人福祉法による同法第十条の四若しくは第十二条の措置又は同法第二十八条第一項の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの	介護保険法による同法第十八条の保険給付の支給、同法第一百五十五条の四十五第一項の地域支援事業の実施又は同法第一百二十九条第一項の保険料の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの	国民健康保険法による同法第四章の保険給付の支給、同法第七十六条第一項の保険料の徴収又は同法第八十二条第一項の保健事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律による同法第五十六条の後期高齢者医療給付の支給、同法第一百四条第一項の保険料の徴収又は同法第一百二十五条第一項の高齢者保健事業若しくは同条第五項の事業の実施に関する事務であつて総務省令で定められたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの	中国残留邦人等の円滑な帰国促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び配偶者の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項若しくは第三項の支給付若しくは同法第十五条第一項の配偶者支援金の支給、平成十九年改正法による平成十九年改正法附則第四条第一項の支援給付の支給又は平成二十五年改正法									

る法律第二
十四条の二
第一項の政
令で定める
市の長

十五条の四において準用する場合を含む。)の認可、同法第九条の七第二項(同法第十五条の四において準用する場合を含む。)の届出、同法第十二条の七第一項若しくは第七項の認定、同条第九項の届出、同法第十四条第一項の許可、同条第二項の更新、同条第六項の許可、同条第七項の更新、同法第十四条の二第一項の許可、同条第三項において準用する同法第七条の二第三項の届出、同法第十四条の

別表第五（第三十条の十五、第三十条の四十四の六関係）

別表第五（第三十条の十五、第三十条の四十四の六関係）

新型インフルエンザ等対策特別措置法による同法第二十八条第一項の予防接種の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
一の二 災害対策基本法による同法第八十六条の十五第一項の安否情報の回答に関する事務であつて総務省令で定めるもの
一の三 災害救助法による同法第二条第一項若しくは第二項の救助又は同法第十二条の扶助金の支給に関する事務

支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
一の四 被災者生活再建支援法による同法第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二 労働金庫法による同法第八十九条の三第一項の許可又は同法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の三十九第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
三 貸金業法による同法第三条第一項の登録、同条第二項の更新又は同法第八条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

三の二 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による同法第十条の特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務で、總務省令で定めるもの

四の二 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は特別法人事業税若しくは特別法人事業税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であつて総務省令で定めるもの

四の三 地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第三号)附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廢止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法第三章の地方法人特別税の賦課徴収又は地方法人特別税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であつて總務省令で定めるもの

六 旅券法による同法第三条第一項の発給 同法第九条第一項の渡航先の追加又は同法第十七条各項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

六の二 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による同法第六条第一項の就学支援金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六の三 死体解剖保存法による同法第二条第一項第一号の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの

六の四 保健師助産師看護師法による同法第八条の准看護師の免許又は同法第十七条の准看護師試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六の五 予防接種法による同法第六条第一項から第三項までの予防接種の実施又は同法第二十八条の実費の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの

十条の三第一項の費用の負担又は同法第四十二条第一項、第四十四条の三の三第一項若しくは第五十条の四第一項の療養費の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

六の七 黄病の患者に対する医療等に関する法律による同法第五条第一項の規定医療費の支給
同法第六条第一項の指定医の指定又は同法第二十八条第二項の指定難病要支援者証明事業の実
施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

七 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による同法第二条第三項の被爆者健康手帳の交付、同法第七条の健康診断、同法第三十八条の居宅生活支援事業若しくは同法第三十九条の養護事業の実施又は同法第二十四条第一項の医療特別手当、同法第二十五条第一項の特別手当、

同法第二十六条第一項の原子爆弾小頭症手当、同法第二十七条第一項の健康管理手当、同法第二十八条第一項の保健手当、同法第三十一条の介護手当若しくは同法第三十二条の葬祭料の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

七の二 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による同法第十八条第一項の一般疾病医療費の支給に関する事務のうち、同法第五十一条の規定により都道府県知事が行うこととされたものに關する事務であつて総務省令で定めるもの

七の三 栄養士法による同法第二条第一項の栄養士の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの

七の四 調理師法による同法第三条の調理師の免許又は同法第三条の二第一項の調理師試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七の六 クリーニング業法による同法第六条のクリーニング師の免許又は同法第七条第一項のクリーニング師の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

七の七 水道法による同法第二十五条の二第一項（同法第二十五条の三の二第四項において準用する場合を含む。）の申請又は同法第二十五条の七の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

七の八 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律による同法第三十九条の八第一項の試験の実施又は同条第二項の登録に関する事務であつて総務省令で定める

七の九 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による同法第十八条の職業転換給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

八 職業能力開発促進法による職業訓練指導員の免許、職業訓練指導員試験の実施又は技能検定試験の実施その他技能検定に関する業務（同法第四十六条第二項の政令で定めるものに限る。）の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

八の二 児童福祉法による同法第六条の四第一号の養育里親若しくは同条第二号の養子縁組里親の登録若しくは同条第三号の里親の認定、同法第十一條第一項第二号ハの児童及びその家庭に

についての調査及び判定、同法第十八条の十八第一項の保育士の登録、同法第十九条の二第一項の児童慢性特定疾病医療費の支給、同法第十九条の三第一項の指定医の指定、同法第十九条の二十二第四項の児童慢性特定疾病要支援者証明事業の実施、同法第二十条第一項の療育の給付、同法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児

入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の支給、同法第三十三条の六第一項の児童自立生活援助の実施又は同法第五十六条第一項の負担能力の認定若しくは同条第二項の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの

八の三 國家戦略特別区域法による同法第十二条の五第八項において準用する児童福祉法第十八条の十八第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

八の四 児童福祉法による同法第二十二条第一項の助産施設における助産又は同法第二十三条第一項の母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

九 児童扶養手当法による同法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

九の一 児童手当法による同法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する同法第八条第一項の児童手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

九の二 児童手当法による同法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する同法第八条第一項の児童手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

九の三 母子及び父子並びに寡婦福祉法による同法第十三条第一項、第三十一条の六第一項若しくは第三十二条第一項若しくは附則第三条第一項若しくは第六条第一項の資金の貸付け、同法第十七条第一項、第三三十一条の七第一項若しくは第三十三条第一項の便宜の供与又は同法第三十一条（同法第三三十一条の十において準用する場合を含む。）の給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

九の四 母体保護法による同法第十五条第一項の指定に関する事務であつて総務省令で定めるもの

九の五 生活保護法による同法第十九条第一項の保護の決定及び実施、同法第五十五条の四第一項の就労自立給付金若しくは同法第五十五条の五第一項の進学・就職準備給付金の支給、同法第五十五条の八第一項の被保護者健康管理支援事業の実施、同法第六十三条の保護に関する費用の返還又は同法第七十七条第一項、第七十七条の二第一項、第七十八条第一項から第三項まで若しくは第七十八条の二第一項若しくは第二項の徴収金の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの

九の六 身体障害者福祉法による同法第十五条第四項の身体障害者手帳の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの

九の七 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による同法第十八条第一項の指定、同法第二十七条第一項若しくは第二項の診察、同法第二十九条の二第一項の入院措置、同法第三十一条の費用の徴収、同法第三十八条の四の退院等の請求又は同法第四十五条第二項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの

九の八 知的障害者福祉法による同法第十二条第一項第二号ハの知的障害者の判定に関する事務であつて総務省令で定めるもの

十 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による同法第三条第一項の特別児童扶養手当、同法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）による同法附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

十一 障害児福祉手当若しくは同法第二十六条の二の特別障害者手当の支給又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）による同法附則第九十七条第一項の自立の支援に関する事務であつて総務省令で定めるもの

十二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による同法第六条の自立支援給付の支給又は同法第七十八条の地域生活支援事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

十三 介護保険法による同法第六十九条の二第一項の試験若しくは研修の実施若しくは介護支援専門員の登録、同法第六十九条の七第二項、第六十九条の八第二項若しくは同項ただし書の研修の実施又は同法第一百八十八条第三項第三号の事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

十四 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項若しくは第三項の支援給付若しくは同法第十五条第一項の配偶者支援金の支給、平成十九年改正法による平成十九年改正法附則第四条

第一項の支援給付の支給又は平成二十五年改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中國残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項の支援給付の支給、平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中國残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第三項の支援給付の支給若しくは平成二十五年改正法附則第三項の支援給付若しくは平成二十五年改正法附則第三条第一項の配偶者支援金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

十五 戰傷病者戦没者遺族等援護法による同法第五条の援護に関する事務のうち、同法第五条第一項の規定又は同法第五十一条の規定に基づく政令により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの

十六 未帰還者留守家族等援護法による同法第五条第一項の留守家族手当、同法第十五条の帰郷旅費、同法第十六条第一項の葬祭料、同法第十七条第一項の遺骨引取経費又は同法第二十六条の障害一時金の支給に関する事務のうち、同法第三十四条の二の規定により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの

十七 戰没者等の妻に対する特別給付金支給法による同法第三条の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十二条の規定又は同法第十三条の規定に基づく政令により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの

十八 戰傷病者特別援護法による同法第九条の援護に関する事務のうち、同法第二十八条の規定により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの

十九 戰没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による同法第三条の特別弔慰金の支給に関する事務のうち、同法第十四条の規定又は同法第十五条の規定に基づく政令により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十 戰傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による同法第三条第一項の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十二条の規定又は同法第十三条の規定に基づく政令により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十一 戰没者の父母等に対する特別給付金支給法による同法第三条の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十五条の規定又は同法第十六条の規定に基づく政令により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十二 戰傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による同法第三条第一項の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十二条の規定又は同法第十三条の規定に基づく政令により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十三 森林法による同法第二十五条の二第一項若しくは第二項の指定、同法第二十六条の二第一項若しくは第二項の指定の解除、同法第十七条第二項（同法第三十三条の三及び第四十四条において準用する場合を含む。）の経由、同法第三十二条第一項（同法第三十三条の三及び第四十四条において準用する場合を含む。）の経由若しくは意見書の提出又は同法第三十三条の二第一項の変更に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十四 計量法による同法第四十条第二項（同法第四十二条第三項において準用する場合を含む。）の経由、同法第四十六条第一項の届出、同条第二項において準用する同法第四十二条第一項の届出、同法第五十五条第一項の届出、同条第二項において準用する同法第四十二条第一項の届出、同法第一百四十二条において準用する同法第六十二条第一項の届出又は同法第一百六十八条の八の規定により都道府県知事が行うこととされた事務の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

十五 大規模小売店舗立地法による同法第五条第一項、第六条第二項、第八条第七項、第九条第四項又は附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
 十六 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律による同法第二十七条第一項の登録（同法第三十条第一項の更新又は同法第三十一条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
 十七 火薬類取締法による同法第三十二条第三項の試験（都道府県知事が行うものに限る。）の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
 十八 電気工事士法による同法第四条第二項の交付又は同条第七項の書換えに関する事務であつて総務省令で定めるもの
 十九 電気工事業の業務の適正化に関する法律による同法第三条第一項若しくは第三項の登録又は同法第十条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
 二十 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律による同法第三十八条の四第一項の交付又は同条第五項の書換えに関する事務であつて総務省令で定めるもの
 二十一 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法による同法第六条若しくは第七条第一項の許可、同法第十条第一項若しくは第十九条第一項の申請、同法第二十二条第一項の承認、同法第二十七条第一項若しくは第三十七条第一項の申請、同法第四十二条第一項の命令若しくは選任の請求、同条第二項若しくは第五項の命令の請求、地域福利増進事業等の実施の準備又は同法第四十三条第二項の土地所有者等関連情報の提供に関する事務であつて総務省令で定めるもの
 二十二 建設業法による建設業の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
 二十三 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律による同法第二十一条第一項の登録又は同法第二十五条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
 二十四 宅地建物取引業の免許又は宅地建物取引士資格の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
 二十五 旅行業法第六十七条の規定により都道府県知事が行うこととされた事務の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
 二十六 通訳案内士法による同法第十八条（同法第五十七条において準用する場合を含む。）の登録、同法第二十三条第一項（同法第五十七条において準用する場合を含む。）の再交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
 二十七 不動産の鑑定評価に関する法律による同法第二十二条第一項若しくは第三項、同法第二十六条第一項又は同法第二十七条第一項の登録又は同法第二十四条（同法第五十七条において準用する場合を含む。）の再交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
 二十八 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による同法第十八条第二項の賃貸住宅の管理に関する事務であつて総務省令で定めるもの
 二十九 高齢者の居住の安定確保に関する法律による同法第五条第一項の登録、同条第二項の更新又は同法第五十二条第一項の認可に関する事務であつて総務省令で定めるもの

機関	六 都道府県知 事以外の執行	五 教育委員会	四 都道府県知 事以外の執行	三 教育委員会	二 教育委員会	一 都道府県知 事の都道府県の執 行機関	別表第六 (第三十条の十五、第三十条の四十四の六関係)
							提供を受ける都 道府県知事以外 の都道府県の執 行機関
							三十四 福島復興再生特別措置法による同法第四十九条の健康管理調査の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
							三十五 公害健康被害の補償等に関する法律による同法第三条第一項の補償給付の支給又は同法第四条第一項若しくは第二項の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの
							三十六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律による同法第八条第一項若しくは第九条第一項の許可、同法第九条の二の四第一項の認定、同法第九条の五第一項（同法第十五条の四において準用する場合を含む。）の許可、同法第九条の六第一項（同法第十五条の四において準用する場合を含む。）の認可、同法第九条の七第二項（同法第十五条の四において準用する場合を含む。）の届出、同法第十二条の七第一項若しくは第七項の認定、同法第十九項の届出、同法第十四条第一項の許可、同条第二項の更新、同条第六項の許可、同条第七項の更新、同法第十四条の二第一項の許可、同条第三項において準用する同法第七条の二第三項の届出、同法第十四条の四第一項の許可、同条第二項の更新、同条第六項の許可、同条第七項の更新、同法第十四条の五第一項の許可、同条第三項において準用する同法第七条の二第三項の届出、同法第十五条第一項若しくは第十五条の二の六第一項の許可、同条第三項において準用する同法第九条第三項の届出、同法第十五条の三の三第一項の認定、同法第十七条の二第一項の届出又は同法第二十条の二第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
							三十七 廃棄物の処理及び清掃に関する法律による同法第八条第一項若しくは第九条第一項の許可、同法第九条の二若しくは第二十三条の五第一項若しくは第二十三条の七の届出又は同法第九条第一項第一号の申請に関する事務であつて総務省令で定めるもの
							三十八 電気工事士法による同法第四条第二項の交付又は同条第七項の書換えに関する事務であつて総務省令で定めるもの
							三十九 電気工事業の業務の適正化に関する法律による同法第三条第一項若しくは第三項の登録又は同法第十条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
							四十 大規模小売店舗立地法による同法第五条第一項、第六条第二項、第八条第七項、第九条第四項又は附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

三十 建築基準法による同法第七十七条の六十三第一項の経由に関する事務であつて総務省令で定めるもの

三十一 建築士法による同法第四条第三項若しくは第五項の免許、同法第五条第一項若しくは第二十三条第一項若しくは第三項の登録、同法第五条第二項の交付、同法第五条の二第一項若しくは第二項若しくは第八条の二若しくは第二十三条の五第一項若しくは第二十三条の七の届出又は同法第九条第一項第一号の申請に関する事務であつて総務省令で定めるもの

三十二 公害健康被害の補償等に関する法律による同法第三条第一項の補償給付の支給又は同法第四条第一項若しくは第二項の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの

三十三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律による同法第八条第一項若しくは第九条第一項の許可、同法第九条の二の四第一項の認定、同法第九条の五第一項（同法第十五条の四において準用する場合を含む。）の許可、同法第九条の六第一項（同法第十五条の四において準用する場合を含む。）の認可、同法第九条の七第二項（同法第十五条の四において準用する場合を含む。）の届出、同法第十二条の七第一項若しくは第七項の認定、同法第十九項の届出、同法第十四条第一項の許可、同条第二項の更新、同条第六項の許可、同条第七項の更新、同法第十四条の二第一項の許可、同条第三項において準用する同法第七条の二第三項の届出、同法第十四条の四第一項の許可、同条第二項の更新、同条第六項の許可、同条第七項の更新、同法第十四条の五第一項の許可、同条第三項において準用する同法第七条の二第三項の届出、同法第十五条第一項若しくは第十五条の二の六第一項の許可、同条第三項において準用する同法第九条第三項の届出、同法第十五条の三の三第一項の認定、同法第十七条の二第一項の届出又は同法第二十条の二第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

三十四 福島復興再生特別措置法による同法第四十九条の健康管理調査の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの